

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年1月16日

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(UBS Management (Cayman) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、ジョージ・
タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-
1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大西 信治
同 坂東 慶一
同 小俣 雄基

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券に
係るファンドの名称】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -
Manダイナミック・インカム・ファンド
(UBS Universal Trust (Cayman) - Man Dynamic Income Fund)

【届出の対象とした募集(売
出)外国投資信託受益証券の
金額】

() 当初申込期間

米ドルクラス受益証券
50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

米ドルクラス(毎月分配型)受益証券
50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

円クラス受益証券
7,500億円を上限とします。

円クラス(毎月分配型)受益証券
7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス受益証券
7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券
7,500億円を上限とします。

() 継続申込期間

米ドルクラス受益証券
50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

米ドルクラス(毎月分配型)受益証券
50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

円クラス受益証券
7,500億円を上限とします。

円クラス(毎月分配型)受益証券
7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス受益証券
7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券
7,500億円を上限とします。

(注)米ドルの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
売買相場の仲値(1米ドル=156.63円)によります。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) - Manダイナミック・インカム・ファンド

(UBS Universal Trust (Cayman) - Man Dynamic Income Fund)

(注) Manダイナミック・インカム・ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストです。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドの受益証券(以下「受益証券」といいます。)は記名式無額面受益証券で、米ドルクラス受益証券、米ドルクラス(毎月分配型)受益証券、円クラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券(個別にまたは総称して、以下「クラス」といいます。)の6種類があります。受益証券の各クラスは、「米ドルクラス」、「米ドルクラス(毎月分配型)」、「円クラス」、「円クラス(毎月分配型)」、「円ヘッジクラス」および「円ヘッジクラス(毎月分配型)」と表記する場合があります。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。)の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付け、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

受益証券は追加型です。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

() 当初申込期間

米ドルクラス受益証券

50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

米ドルクラス(毎月分配型)受益証券

50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

円クラス受益証券

7,500億円を上限とします。

円クラス(毎月分配型)受益証券

7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス受益証券

7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券

7,500億円を上限とします。

() 継続申込期間

米ドルクラス受益証券

50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

米ドルクラス(毎月分配型)受益証券

50億米ドル(約7,832億円)を上限とします。

円クラス受益証券

7,500億円を上限とします。

円クラス(毎月分配型)受益証券

7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス受益証券

7,500億円を上限とします。

円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券:

7,500億円を上限とします。

(注1)米ドルの円貨換算は、2025年11月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.63円)によります。

(注2)ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は米ドル建て、円クラス、円クラス(毎月分配型)、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス(毎月分配型)は円建て(以下、当該各表示通貨を「基準通貨」といいます。)のため、以下の金額表示は別段の記載がない限り各基準通貨をもって行います。

(注3)本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(4)【発行(売出)価格】**() 当初申込期間****米ドルクラス受益証券**

1口当たり10.00米ドル(約1,566円)

米ドルクラス(毎月分配型)受益証券

1口当たり10.00米ドル(約1,566円)

円クラス受益証券

1口当たり1,000円

円クラス(毎月分配型)受益証券

1口当たり1,000円

円ヘッジクラス受益証券

1口当たり1,000円

円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券

1口当たり1,000円

(以下、個別にまたは総称して「当初発行価格」といいます。)

() 継続申込期間

各取引日に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格。発行価格に関する照会先は、後記「(8)申込取扱場所」に同じです。

(注1)「取引日」とは、設定日(2026年2月17日)以降の各ファンド営業日および/またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

(注2)「ファンド営業日」とは、ニューヨーク、東京、ダブリンおよびロンドンの銀行の営業日(土曜日、日曜日および毎年12月24日を除きます。)ならびに/またはファンドもしくはあるクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日およびその他の場所におけるこれらの日をいいます。以下同じです。

(5)【申込手数料】

申込手数料が受益証券の購入金額に加算されます。申込手数料は申込金額の3.30%(税込)を上限とします。申込手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。

(注1)上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

(注2)管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

(注3)手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

(6)【申込単位】

ファンドの申込単位については、日本における販売会社にご照会ください。日本における販売会社の連絡先については、下記「(8)の申込取扱場所」をご参照ください。

(7)【申込期間】**() 当初申込期間**

2026年2月2日(月曜日)から2026年2月13日(金曜日)まで

(注)当初申込期間最終日の日本における販売会社の申込締切時間(日本時間午後3時)までの申込受付分(日本における販売会社所定の事務手続が完了したものを)を当初申込期間中の申込みとして取り扱います。

() 継続申込期間

2026年2月17日(火曜日)から2027年10月29日(金曜日)まで

(注1)日本における販売会社の裁量で、購入の取扱いを一時的に停止する場合があります。

(注2)継続申込期間は、その期間の終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(注3)ファンドが関係する国の法令に従い、関係会社が出生地や有効期限内の身元確認書類を含む投資者の個人情報を徴求する場合があります。提出のない場合は、当該投資者にかかる申込・買戻注文や償還金の支払いは停止されることがあります。

(8) 【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03 - 5644 - 3111 (受付時間：日本における営業日の8：40～17：10)

(以下「S M B C 日興証券」という場合があります。)

(注) S M B C 日興証券の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

株式会社 S M B C 信託銀行

東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbctb.co.jp>

(以下「S M B C 信託銀行」という場合があります。)

(注1) S M B C 信託銀行の一部の支店等で取扱いを行わないこととしている場合があります。また、一部の支店等においては、電話による申込みのみを受け付ける場合があります。

(注2) S M B C 信託銀行におけるインターネット取引での申込みについては、S M B C 信託銀行に照会のこと。

S M B C 日興証券および S M B C 信託銀行を、個別にまたは総称して、以下「販売会社」または「日本における販売会社」という場合があります。

(9) 【払込期日】

() 当初申込期間

投資者は、2026年2月13日までに、日本における販売会社に対して、適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社では、申込みの日に上記の申込金額等の引き落としを行う場合があります。

(ii) 継続申込期間

投資者は、国内約定日から起算して4国内営業日目までに、日本における販売会社に対して、適用あるクラス基準通貨にて申込金額および申込手数料を支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。また、日本における販売会社では、申込みの日に上記の申込金額等の引き落としを行う場合があります。

(注1) 「国内約定日」とは、申込みまたは買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日)をいいます。

(注2) 「国内営業日」とは、東京の商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)、および/またはファンドについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

申込金額の合計は、日本における販売会社によって、関連する取引日(同日を除きます。)から5ファンド営業日以内の現金決済日(以下「支払日」といいます。)に、管理事務代行会社(以下に定義されず。)のファンド口座に送金されます。

(10) 【払込取扱場所】

ファンドの払込取扱場所については、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の連絡先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

(12) 【その他】

(イ) 申込証拠金はありません。

(ロ) 引受等の概要

管理会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結しています。

管理会社は、UBS証券株式会社(以下「代行協会員」といいます。)をファンドに関して代行協会員に指定しています。

(注) 「代行協会員」とは、外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する目論見書、運用報告書その他の書類を受益証券を販売する日本の金融商品取引業者または登録金融機関に配布する等の業務を行う日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)の協会員をいいます。

(ハ) 申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、当該口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額および申込手数料は、適用あるクラス基準通貨により支払うものとします。外貨建投資信託の場合は、売買、償還等にあたり、円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)

申込金額は、日本における販売会社によって、当初申込期間における申込みに関しては2026年2月17日までに、また、継続申込期間における申込みに関しては各支払日までに、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーのファンド口座に払い込まれます。支払いは、適用あるクラス受益証券の基準通貨で行わなければならない。

また、管理会社は米国の市民もしくは居住者または法人等、ケイマン諸島の居住者等ならびに欧州経済域(European Economic Area, EEA)の加盟国に居住し、もしくは登記上の事務所を有する者等による受益証券の取得を制限することができます。購入制限の対象に該当する投資者がファンドの保有者となっている場合、当該投資者に対して将来的に強制買戻しが行われる可能性があります。

(ニ) 日本以外の地域における発行

日本以外の地域における販売は行われません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、純資産総額の上限および基本的性格

ファンドは、実質的に主として世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品に投資を行い、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを獲得し、また、元本成長を達成することを目指します。

ファンドは、ファンドの資産の大部分を、アイルランドにおいて変動資本を有する投資法人として設立され、2011年欧州共同体（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS））規則（その後の改正を含みます。）に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けた、ポートフォリオ間において債務が分別されるオープン・エンド型アンブレラ・ファンドであるManファンズplcのMan GLGポートフォリオに属する個別ポートフォリオの一つである、Manダイナミック・インカムの米ドル建ての分配なしクラス投資証券および分配ありクラス投資証券に投資することにより、その投資目的を達成することを目指します。

ファンドにおける信託金の限度額は、上限50億米ドル相当額です。

各クラスの受益証券の純資産総額の上限は、米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）の場合、50億米ドルまたは管理会社が単独の裁量により決定するその他の額、円クラス、円クラス（毎月分配型）、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）の場合、7,500億円または管理会社が単独の裁量により決定するその他の額です。ただし、管理会社の裁量により、純資産総額が当該上限額に達していない状況でも募集の停止を行う場合があります。

「純資産総額」とは、受託会社の指揮監督の下、英文目論見書および英文目論見書補遺に従い、管理事務代行会社によって計算されるファンドの資産からファンドの負債を控除した額をいいます。純資産総額は、特にポートフォリオの価額に基づき、各評価日に計算され、（a）米ドルクラスおよび米ドルクラス（毎月分配型）の場合、0.005は切り上げて、小数点第2位に四捨五入され、または、（b）円クラス、円クラス（毎月分配型）、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス（毎月分配型）の場合、0.5は切り上げて、整数に四捨五入されます。

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書（その後の改正を含みます。）（以下「基本信託証書」といいます。）および2025年11月19日付の補遺信託証書（以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。）に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

信託証書に基づき、UBS マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は、当該信託証書の条件に従って、ファンドの為に受益証券の発行および買戻しを行う権限を有し、ファンド資産の管理・運用を行う責任を負います。

管理会社はケイマン諸島の会社法（以下に定義されます。）に基づいて、2000年1月4日に登記および設立されました（登記番号95497）。管理会社は無期限に設立されています。

（2）【ファンドの沿革】

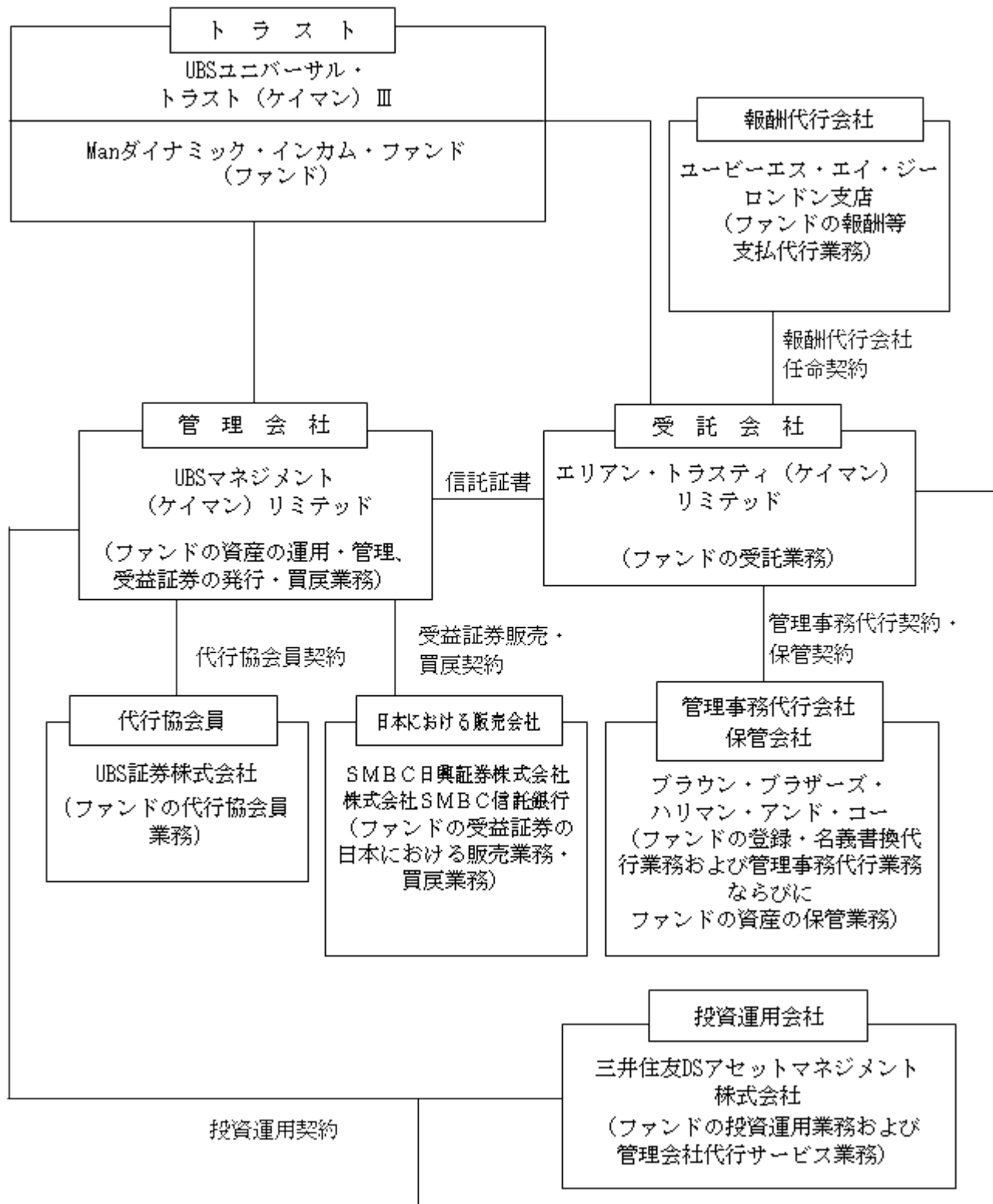
2000年1月4日	管理会社の設立
2013年12月2日	基本信託証書締結
2014年7月1日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2024年3月1日	修正信託証書締結

2025年11月19日 補遺信託証書締結

2026年2月17日 ファンドの運用開始(以下「設定日」といいます。)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「Manファンズplc - Manダイナミック・インカム」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品となります。

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド (Elian Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー (Brown Brothers Harriman & Co.)	管理事務代行会社 保管会社	2026年2月17日までの日付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約(注1)において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。 2026年2月17日までの日付で受託会社との間で締結の保管契約(注2)において、保管会社が提供する業務について規定しています。
UBS証券株式会社	代行協会員	2026年1月15日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約(注3)において、代行協会員として提供する業務について規定しています。
S M B C 日興証券株式会社	日本における販売会社	2026年1月16日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
株式会社 S M B C 信託銀行	日本における販売会社	2026年1月16日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約(注4)において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店 (UBS AG, London Branch)	報酬代行会社	2026年2月17日までの日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約(注5)において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2026年1月16日までの日付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約(注6)において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。

- (注1) 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が、ファンドに関して必要な管理事務業務を提供することを約する契約です。
- (注2) 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管業務を提供することを約する契約です。
- (注3) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAにより要請されるファンドの目論見書、運用報告書等の配布等の業務を提供することを約する契約です。
- (注4) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しの業務を提供することを約する契約です。
- (注5) 報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。
- (注6) 投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	UBS マネジメント（ケイマン）リミテッド (UBS Management (Cayman) Limited)	
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。管理会社の主たる目的は、投資信託等の管理業務を行うことです。	
3. 資本金の額	管理会社の2025年11月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約1億1,512万円）です。	
4. 沿革	2000年1月4日設立 2024年3月1日名称変更	
5. 大株主の状況	ユービーエス・エイ・ジー (スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45)	735,000株 (100%)

(注) 管理会社の大株主は、2025年7月14日付でクレディ・スイス（香港）リミテッドから、ユービーエス・エイ・ジーに変更されました。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（その後の改正を含みます。）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（その後の改正を含みます。）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照ください。

(5) 【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となる者とする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () 欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
- () 次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようと思図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ ケイマン諸島金融庁法(その後の改正を含みます。)
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則(その後の改正を含みます。)
 - ・ 免許の条件

ファンドの監査人は、ケイマン諸島、KY 1 - 1106、グランド・ケイマン、シックス・クリケット・スクエア、私書箱 493GTに所在するケーピーエムジーエルエルピー(KPMG LLP)です。

ファンドは毎年4月30日に終了する会計年度の監査済会計書類を10月31日までにCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年4月30日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2027年4月30日に終了する期間です。監査済財務書類は、国際財務報告基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

- () 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求

された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供され、運用報告書(全体版)は電磁的方法によりファンドの代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は、信託会社および投資信託管理会社としてCIMAに認可され、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しているインタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社であり、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドは、実質的に主として世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品に投資を行い、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを獲得し、また、元本成長を達成することを目指します。

ファンドは、ファンドの資産の大部分を、アイルランドにおいて変動資本を有する投資法人として設立され、2011年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS))規則(その後の改正を含みます。)に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けた、ポートフォリオ間において債務が分別されるオープン・エンド型アンブレラ・ファンドであるManファンズplc(以下「投資先投資法人」といいます。)のMan GLGポートフォリオに属する個別ポートフォリオ(以下、総称して「Man GLGポートフォリオ」といいます。)の一つである、Manダイナミック・インカム(以下「投資先ファンド」といいます。)の米ドル建ての分配なしクラス投資証券(以下「投資先ファンド分配なし投資証券」といいます。)および分配ありクラス投資証券(以下「投資先ファンド分配あり投資証券」といい、投資先ファンド分配なし投資証券と併せて、以下、個別にまたは総称して「投資先ファンド投資証券」といいます。)に投資することにより、その投資目的を達成することを目指します。

また、ファンドは、米ドルの現金(以下「流動資産」といいます。)を保有することがあります。受益者から受領した申込代金で、投資運用会社(以下に定義されます。)により投資されていないものは、流動資産として保有されます。

また、受託会社は、ファンドの受託者としての資格においてのみ、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(以下「通貨管理事務会社」といいます。)との間で、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の勘定について、通貨先渡取引を行います(下記「通貨先渡取引」の項に詳述されます。)。その想定元本は、受益者の米ドルエクスポージャーを日本円エクスポージャーに変換することを目的として、関連するクラスに帰属する受益証券1口当たり純資産価格に連動します。

投資運用会社の日々の投資判断および継続的な監視に関する責任は、通常、ファンドのポートフォリオのうち、投資先ファンドと流動資産で構成される部分に関する意思決定に限定されます。

投資ガイドライン

管理会社は、本ポートフォリオ(以下に定義されます。)を運用および管理する一任運用権限を有する者として、三井住友DSアセットマネジメント株式会社(以下「投資運用会社」といいます。)を任命しています。投資運用会社は、本項目に記載される投資方針および以下に記載される投資制限に従って、本ポートフォリオを運用します。

投資運用会社は、ファンドの勘定において、以下の投資対象資産(以下「本ポートフォリオ」といいます。)への投資を行うことができます。

- ・投資先ファンド
- ・流動資産

疑義を避けるために付言すると、本ポートフォリオには、下記「通貨先渡取引」の項目に定義される通貨先渡取引は含まれません。

投資運用会社は、純資産総額の大部分を投資先ファンドに投資します。投資先ファンド分配あり投資証券および投資先ファンド分配なし投資証券に対するファンドの資産の配分は、分配の特徴を有する受益証券(米ドルクラス(毎月分配型)受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券)および分配の特徴を有さない受益証券(米ドルクラス受益証券、円クラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券)の比率に従い決定されます。

投資運用会社は、ファンドの勘定において、以下の行為を行うことを禁じられます。

1. ショート・ポジションの取得

2. デリバティブ(通貨先渡取引を除きます。)を利用して投資判断を実行し、またはキャッシュフローを管理すること
3. 借入れ(下記「(5)投資制限 - 「借入れおよびレバレッジ方針」に別途定める場合を除きます。)
- 投資運用会社は、下記「通貨先渡取引」の項目に記載される通り、通貨先渡取引について責任を負いません。

ファンドは、投資先ファンドに対するフィーダー・ファンドとして機能し、実質的にその資産の全てが投資先ファンドに投資されます。ファンドの資産の大部分が投資先ファンドに投資されるため、ファンドのパフォーマンスは投資先ファンドの投資戦略のパフォーマンスに依拠します。ファンドおよび/または投資先ファンドがその投資目的を達成する、または多額の損失を回避するという保証はできません。

通貨先渡取引

通貨管理事務会社は、日本円ベースでの安定性を確保することを目的として、受託会社(ファンドの受託者としての資格においてのみ)との間で、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の勘定について通貨先渡取引(以下「通貨先渡取引」といいます。)を行います。通貨先渡取引に基づき、受託会社(ファンドの受託者としての資格においてのみ)は、米ドル売り日本円買いの取引を行います。いずれの場合も、(通常1か月の)フォワード・ベースで、想定元本は可能な限り純資産総額(関連する受益証券クラスに帰属する未実現為替差損益を除きます。)の約100%相当額とします。また、通貨先渡取引は、差金決済ではなく、満期日に受渡決済で執行されます。通貨先渡取引は、(疑義を避けるために付言すると、投資先ファンドの資産に関連する通貨エクスポージャーのヘッジを試みることなく)米ドル・日本円間の為替変動を緩和することを目的として、関連する受益者に日本円(円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の基準通貨)と米ドル(投資先ファンド投資証券の基準通貨)間の為替レートの変動に対する日本円のロング・エクスポージャーを提供することにより、関連する受益者の米ドルエクスポージャーを日本円エクスポージャーに効果的に変換します。通貨先渡取引は、通貨管理事務会社によって管理されます。

ファンドの目的

ファンドは、実質的に主として世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品に投資を行い、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを獲得し、また、元本成長を達成することを目指します。

ファンドの特色

- ① ファンドは、その資産の大部分をManファンズplcのポートフォリオであるManダイナミック・インカム(以下「投資先ファンド」といいます。)に投資することにより、実質的に主として世界各国の企業や政府が発行する債券および様々な資産を裏付けとする証券化商品に投資します。
- ② 投資先ファンドの実質的な運用は、世界有数の資産運用会社であるManグループplcの傘下であり、独自のボトムアップ・アプローチによる銘柄選択に強みを持つGLGパートナーズLPが行います。
- ③ 「米ドルクラス」、「米ドルクラス(毎月分配型)」、「円クラス」、「円クラス(毎月分配型)」、「円ヘッジクラス」および「円ヘッジクラス(毎月分配型)」の6つのクラスからお選びいただけます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資先投資法人および投資先ファンドに関する情報

ストラクチャー

投資先投資法人は、アンブレラ・ファンドとして組成されているため、アイルランド中央銀行の事前の承認を受けた上で、随時様々な資産ポートフォリオが構築されます。各ポートフォリオは、投資先投資法人の資本のシリーズまたはクラス投資証券によって表章され、当該ポートフォリオに適用される投資目的および投資方針に従って投資されます。アイルランド法に従い、投資先投資法人は、全体として第三者に対して債

務を負担しないものとし、また、ポートフォリオ間の債務の相互的悪影響の可能性もありません。ただし、他の法域の裁判所において投資先投資法人に対して訴訟が提起された場合、各ポートフォリオの分離性が必ず支持されると明確に保証することはできません。

投資先投資法人は、1996年6月17日にアイルランドにおいて非公開有限責任会社として登録番号250493で設立されたManアセット・マネジメント(アイルランド)リミテッド(以下「投資先ファンド管理会社」といいます。)を、投資先投資法人の管理会社として任命しています。本書の日付時点において、投資先ファンド管理会社の授権株式資本は1,499,750ユーロであり、その発行済かつ払込済株式資本は138,888.75ユーロです。投資先ファンド管理会社は、Manグループplc(以下「Manグループ」といいます。)の間接的な完全子会社です。

投資先ファンド管理会社は、UCITS管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用者としてアイルランド中央銀行から認可を受けています。投資先ファンド管理会社は、他の多数のMan(以下に定義されます。)投資ファンドのオルタナティブ投資ファンド運用者および多数のManのアイルランドUCITSファンドの管理会社を務めています。

投資先ファンド管理会社は、投資一任運用および投資助言サービスの提供を担当するMan GLGポートフォリオの投資運用会社として、GLGパートナーズLPを任命しています(以下「投資先ファンド投資運用会社」といいます。)。投資先ファンド投資運用会社は、イングランドおよびウェールズの1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき登録されたリミテッド・パートナーシップです。投資先ファンド投資運用会社は、英国金融行為監督機構による認可および規制を受けており、資産一任運用を専門に、世界中の厳選された機関投資家や富裕層に綿密な投資助言および執行サービスを提供しています。2023年12月31日現在の投資先ファンド投資運用会社の運用資金は、約280億米ドルでした。投資先ファンド運用会社は、Manグループの間接的な完全子会社であり、Manグループの定性判断運用戦略を開発・展開するディスクレショナリー部門に属しています。Manグループは、ロンドン証券取引所に上場しています。Manグループは、その投資運用子会社(以下、総称して「Man」といいます。)を通じて、グローバルなオルタナティブ投資運用企業として、世界中の機関投資家および個人投資家向けに様々なファンド商品や投資運用サービスを提供しています。2024年12月現在のManの合計の運用資産は、約1,686億米ドルでした。

また、投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンド投資運用会社からその顧客(投資先投資法人を含みます。)への投資助言または投資運用サービスの提供に関する問題について投資先ファンド投資運用会社に随時助言を行うための諮問委員会を設置する場合があります。かかる諮問委員会は、投資先ファンド投資運用会社の経営陣、従業員またはコンサルタントであって、投資先ファンド投資運用会社が関連するセクターまたは専門分野の専門知識を有しているとみなす者によって構成されます。投資先ファンド投資運用会社は、引き続き、投資先投資法人の資産運用について責任を負うため、投資先ファンド投資運用会社は諮問委員会から受けた助言を検討しますが、かかる助言を投資先投資法人が受諾または実施するか否かの判断については、投資先ファンド投資運用会社が引き続き単独で責任を負います。

投資先ファンド投資運用会社の任命は排他的なものではなく、投資先ファンド投資運用会社は投資先投資法人またはそのポートフォリオの資産を運用し、または、投資先投資法人に対して投資助言を提供する他の者を任命することができます。

投資先ファンドの投資方針

投資先ファンドは、その資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の投資アプローチに従い配分することにより、その目的の達成を図ります。

投資先ファンドは、投資先ファンド投資証券の発行手取金の全部または一部を、() 譲渡性証券、() 上場および店頭金融デリバティブ商品(以下「FDI」といいます。)、() 短期金融商品、() 他の集合投資スキーム、および、() 預金、現金または現金等価物に投資します。

投資先ファンドは、通常、ロング・バイアスを取りますが、投資先ファンド投資運用会社は、下記「ロング/ショート投資戦略」の項目でより詳細に説明する通り、ロングおよびリスク管理や「合成ショート」ポジションを提供するデリバティブへの投資能力を最大限に活用する場合があります。投資先ファンドは、投

投資対象となるあらゆる資産クラスにおいてロングまたは合成ショート・ポジションを取ることがあります。

投資先ファンドは、主としてFDIに投資する場合があります。

投資先ファンドの投資アプローチ

投資先ファンドは、直接またはFDIを通じて間接的に、投資先ファンドの純資産総額の80%以上を、世界中の政府、政府機関、国際機関および企業発行体によって発行され、世界の公認市場に上場または取引されている米ドル建ての(またはその他の通貨建てで米ドルにヘッジされた)固定金利および変動金利の国債、社債などの債券または証券化商品に投資します。投資先ファンドは、シニア担保債から劣後債に至るまでのあらゆる資本構成に投資します。投資先ファンドの投資運用会社は、主にボトムアップ投資アプローチ、すなわち投資先ファンド内の個々の発行体の予想リスクおよびリターンを評価することで、投資先ファンドの目標達成を図ります。考慮される主なリスクは、信用損失(債務不履行発生時)およびデレレーションです。デレレーションとは、利回りの変動に対する証券の価格の感応度を測る指標です。証券の利回りは、金利変動や当該証券の信用力評価の変化によって影響を受ける可能性があります。期待リターンを評価するため、投資先ファンドの投資運用会社は、利回りや同等の満期日を有する国債との利回りスプレッドなどの指標を分析します。投資哲学は、期待リターンがリスクを上回る(すなわち利回りスプレッドが投資先ファンドの投資運用会社が評価した適正価値を上回る)証券を購入し、償還まで保有するか、または、投資先ファンドの投資運用会社が評価した市場における適正価値を達成するより高い価格(市場が示すデフォルト・リスクと、投資先ファンドの投資運用会社が評価するリスクが一致した時点)で売却することにより、インカムおよび元本成長の双方から利益を得ることにあります。投資先ファンドの投資運用会社は、投資対象企業の財務諸表および事業基盤を厳密に分析し、債務返済能力を評価します。財務諸表から得られる情報を検討し、発行体の支払能力に焦点を当て、フリー・キャッシュフローの創出能力、レバレッジ、固定費用・経費の支払い能力等、複数のファンダメンタル要因を用いて審査します。特に、経営陣が調整した収益や格付機関の信用格付けよりも、発行体が持続的にキャッシュを生み出す能力を重視します。上記のファンダメンタル要因は、過去のデータおよび将来予測の両面から評価され、将来の信用力の推移を導き出します。発行体の競争力、サプライ・チェーン、資金調達、顧客基盤、製造プロセス、研究開発、ガバナンスおよび経営スタイルについても、適切な考慮がなされます。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、証券そのものの条件(資本構成における優先順位や誓約(コベナンツ)等)も検討します。誓約(コベナンツ)条項とは、債権者の経済的利益を保護するために設計された、借り手に対する一定の制限事項です。投資プロセスではボトムアップ分析が最優先される一方、投資先ファンドの投資運用会社はマクロ要因が個別銘柄に及ぼす影響も検討します。これには、経済、技術、人口動態および規制動向ならびに収益・コスト・キャッシュ創出への予想される影響が含まれます。マクロ要因とバリュエーションを組み合わせることで、地域・セクター別重点配分を柔軟に決定し、魅力的な投資機会が生じた際にはその都度調整していきます。最も魅力的な証券への投資柔軟性を維持するため、特定の地域またはセクターに偏らない運用方針をとる予定です。投資先ファンドは、純資産総額の40%を上限として、新興市場に投資することができます。投資先ファンドが非投資適格の証券に投資することについて制限はありません。

投資商品および資産クラス

投資先ファンドは、固定金利または変動金利の社債および証券化商品に投資します。投資先ファンドは、さらに、世界各国の政府、政府機関および国際機関が発行する固定利付債および変動利付債にも投資する場合があります。投資先ファンドは、その政府債への投資の一環として、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインをもたらすという投資先ファンドの投資目的に沿う債券に投資します。投資プロセスに従い、債券の利回りが債務不履行のリスクを上回っているかを重視します。

また、投資先ファンドは、その他の譲渡性証券(すなわち、世界各国の普通株式や優先株式などの株式その他の持分証券)、短期金融商品、普通株式に転換可能な債券(デリバティブおよび/またはレバレッジを組み込んでいる場合があります。)、不動産担保証券(以下「MBS」といいます。)(エージェンシーMBSとノンエージェンシーMBSの両方を含みます。)、資産担保証券(以下「ABS」といいます。)(ローン担保証券(以下「CLO」といいます。))およびモーゲージ担保債務証券(以下「CMO」といいます。))を含みま

す。)ならびにその他の債券および株式連動商品(すなわち、下記「金融デリバティブ商品の利用」の項目に記載されるFDI)にも投資することがあります。普通株式への投資比率はごくわずかにとどまります。疑義を避けるために付言すると、投資先ファンド投資運用会社は、ABSおよびMBSを証券化商品に分類していません。投資先ファンドによるMBSおよびABSへの投資は、合計で投資先ファンド純資産価額の40%を上限とします。この全体的な最大投資額の範囲内で、CLO、CMOおよびノンエージェンシーMBSへの投資合計は投資先ファンド純資産価額の10%を上限とします。

また、投資先ファンドは、トリガー事由の発生時に債券から株式に転換される偶発転換社債(以下「CoCo債」といいます。)にも投資することがありますが、かかるCoCo債への投資は投資先ファンドのごく一部であり、投資先ファンド純資産価額の最大10%までとなります。CoCo債は、銀行セクターが追加的Tier1資本債券として発行するもので、あらかじめ定められたトリガー事由の発生時に株式に転換するコール・オプションを内包し、必要に応じて自己資本規制(Tier 1資本要件)を満たすことを目的としています。

投資先ファンド投資運用会社は、通常の下記の資産への投資を行うことを意図していますが、例外的な市況、または投資先ファンド投資運用会社がかかる証券への投資機会が不十分であると判断した場合において、投資先ファンドの相当部分を現金で保有し、および/または投資先ファンドの相当部分もしくはすべてを流動性の高い資産(定期預金、銀行証書、流動性の高い政府債および短期金融商品などの現金同等物を含みます。)に投資することがあります。また、投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドの英文目論見書、2011年欧州共同体(UCITS)規則(2011年S.I.第352号)(改正済)、および、同規則の下で制定され、条件を課され、もしくは、特例が認められたすべての適用されるアイルランド中央銀行の規則(アイルランド中央銀行により規定された、2013年アイルランド中央銀行(監督および執行)法(第48条(1))2019年(UCITS)規則を除きます。)(以下「UCITS規則」といいます。)ならびに/またはアイルランド中央銀行のレバレッジに関する要件を遵守するため、またFDIを通じて保有されるポジションをカバーするために、現金を保有し、および/または流動性の高い資産に投資することがあります。

投資先ファンドは、投資先ファンド投資運用会社による市場動向や投資機会の変化に関する分析に基づき資産配分を機動的に調整します。例えば、ある法域において、市場が混乱している場合、投資先ファンド投資運用会社は、かかる市場へのエクスポージャーを(関連する範囲で)減少または増加させるために、当該法域への投資を縮小または拡大することがあります。投資先ファンドは、通貨先渡契約、通貨スワップおよび外貨その他の通貨デリバティブを含む通貨取引を利用して、投資先ファンドの外貨エクスポージャーを調整したり、投資先ファンドの投資証券クラスに関する積極的な通貨ヘッジ戦略を維持したりすることがあります。

投資先ファンドが投資する証券は、公認市場に上場し、かかる市場で取引され、または売買されるものとします。投資先ファンドは、投資先ファンド純資産価額の10%を上限として、未上場証券に投資することができます。

投資先ファンドは、投資先ファンド純資産価額の10%を超えて、他の適格集団投資スキーム(UCITSまたは適格オルタナティブ投資ファンドである場合があります。)の受益証券または投資証券に投資することはできません。これには、流動性確保のためのマネー・マーケット・ファンドや、投資先ファンドと同様の投資方針を有する集団投資スキームが含まれます。

国・地域への投資エクスポージャーは、別の法域に所在する証券取引所または市場に上場し、またはそこで取引されている企業や商品への投資を通じて、獲得することがあります。かかる投資を行うために使用される商品には、預託証券が含まれます。

金融デリバティブ商品の利用

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資目的を遵守することを条件として、以下の目的のために、次の段落に記載されるFDIを利用することがあります：()FDIを利用の方が直接投資よりも効率的または費用対効果が高いと投資先ファンド投資運用会社が判断した場合に、上記に概説される債券、短期金融商品その他の投資対象に対するエクスポージャーを獲得するため、()個々の発行体に関する合成ショート・ポジションを取るため、()上記に概説される投資対象に関連する債券および/またはその他の金融指数に

対するエクスポージャーを獲得するため、()上記に概説される債券、短期金融商品その他の商品と高い相関性があると投資先ファンド投資運用会社が考えるエクスポージャーを獲得するため、および()投資先ファンドの基準通貨とその投資先投資対象の表示通貨との間のエクスポージャーの相殺を目的とした、投資先ファンドの外貨エクスポージャー特性を変更する通貨取引(通貨先渡契約、通貨スワップ、通貨オプションおよび外貨その他の通貨デリバティブを含みます。)を行うため。また、FDIはヘッジ目的で利用される場合もあります。

投資先ファンドは、スワップ(クレジット・デフォルト・スワップ、インフレ連動スワップおよび金利スワップを含みます。)、上場および店頭コール・オプションおよびプット・オプションならびに上場および店頭先物および先渡契約などのデリバティブ商品を利用することがあります。例えば、個別証券、金利または指数に関するスワップは、収益獲得を目的としても用いるためだけではなく、既存のロング・ポジションをヘッジするためにも利用される場合があります。投資先ファンドは、UCITS準拠の金融指数、債券商品または金利に関して「トータル・リターン・スワップ」を行うことがあります。特定の市場へのエクスポージャーをヘッジするため、またはかかるエクスポージャーを得るために、現物証券の代わりに、オプションが利用されることがあります。先物契約は、市場リスクをヘッジするため、または特定の市場もしくはリスク種別(債券、短期金利、為替レート、ボラティリティなど、幅広い資産クラスへのエクスポージャーからリスクが生じる場合)へのエクスポージャーを獲得するために利用されることがあります。例えば、投資先ファンド投資運用会社は、債券市場へのエクスポージャーを得るために、個々の債券の代わりに債券指数先物を利用することがあります。先渡契約は、資産、通貨または預金の価額の変動に対するエクスポージャーをヘッジするため、またはかかるエクスポージャーを獲得するために利用されることがあります。

ロング/ショート投資戦略

投資先ファンドは通常ロング・バイアスを取りますが、投資先ファンド投資運用会社は、ロング/ショート投資戦略も採用でき、また、先渡し、先物、オプションおよびスワップの利用を通じて、ロングおよび「合成ショート」のポジションをもたらすデリバティブ投資を最大限活用することができます。投資先ファンドは、その投資先であるあらゆる資産についてロングまたは合成ショートのポジションを取ることができます。ある資産の価格が上昇すると予想される場合はロング・ポジションを取り、ある資産の価格が下落すると予想される場合はショート・ポジションを取ります。

投資先ファンドの市場エクスポージャーは、時期によって変動する可能性がありますが、通常は、投資先ファンド投資運用会社による実勢市況の分析に応じて、また投資先ファンドの投資目的を考慮して、投資先ファンド純資産価額に対して、ロング・ポジションが80%から150%、ショート・ポジションが0%から50%の範囲で推移します。これらの範囲は限界値ではなく、実際のエクスポージャーはこれらの推定範囲から外れることもあります。

証券金融取引

投資先ファンドは、効率的なポートフォリオ運用目的に限り、レポ取引およびリバース・レポ取引ならびに有価証券の貸付取引を行うことができます。投資先ファンドの証券金融取引に対するエクスポージャーは、以下に記載の通りとします(いずれの場合も、投資先ファンド純資産価額に対する比率です。)

	予想値	最大値
トータル・リターン・スワップ	40%	90%
レポ/リバース・レポ	15%	30%
有価証券の貸付取引	0%	0%

投資先ファンドの概要

Manファンズplc – Manダイナミック・インカム (分配なしクラス投資証券/分配ありクラス投資証券)	
ファンド形態	アイルランド籍外国投資法人
投資目的	投資先ファンドの投資目的は、主として世界各国の企業および政府が発行する債券に投資を行い、中長期にわたり、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインを獲得し、また、元本成長を達成することを目指すことです。
投資方針	<p>投資先ファンドは、その資産のすべてまたは実質的にすべてを以下の投資方針に従い配分することにより、その目的の達成を図ります。</p> <p>投資先ファンドは、投資証券の発行手取金の全部または一部を、(i) 譲渡性証券、(ii) 上場および店頭金融デリバティブ商品（以下「FDI」といいます。）、(iii) 短期金融商品、(iv) 他の集合投資スキーム、および、(v) 預金、現金または現金等価物に投資します。</p> <p>投資先ファンドは、通常、ロング・パイアスを取りますが、投資先ファンドの投資運用会社は、ロングおよび「合成ショート」ポジションを提供するデリバティブへの投資能力を最大限に活用する場合があります。投資先ファンドは、投資対象となるあらゆる資産クラスにおいてロングまたは合成ショートポジションを取ることがあります。投資先ファンドは、主としてFDIに投資する場合があります。</p>
投資アプローチ	<p>投資先ファンドは、直接またはFDIを通じて間接的に、投資先ファンドの純資産総額の80%以上を、世界中の政府、政府機関、国際機関および企業発行体によって発行され、世界の公認市場に上場または取引されている米ドル建ての（またはその他の通貨建てで米ドルにヘッジされた）固定金利および変動金利の国債、社債などの債券または証券化商品に投資します。投資先ファンドは、シニア担保債から劣後債に至るまでのあらゆる資本構成に投資します。</p> <p>投資先ファンドの投資運用会社は、主にボトムアップ投資アプローチ、すなわち投資先ファンド内の個々の発行体の予想リスクおよびリターンを評価することで、投資先ファンドの目標達成を図ります。考慮される主なリスクは、信用損失（債務不履行発生時）およびデレージョンです。デレージョンとは、利回りの変動に対する証券の価格の感応度を測る指標です。証券の利回りは、金利変動や当該証券の信用力評価の変化によって影響を受ける可能性があります。期待リターンを評価するため、投資先ファンドの投資運用会社は、利回りや同等の満期日を有する国債との利回リスプレッドなどの指標を分析します。投資哲学は、期待リターンがリスクを上回る（すなわち利回リスプレッドが投資先ファンドの投資運用会社が評価した適正価値を上回る）証券を購入し、償還まで保有するか、または、投資先ファンドの投資運用会社が評価した市場における適正価値を達成するより高い価格（市場が示すデフォルト・リスクと、投資先ファンドの投資運用会社が評価するリスクが一致した時点）で売却することにより、インカムおよび元本成長の双方から利益を得ることにあります。</p> <p>投資先ファンドの投資運用会社は、投資対象企業の財務諸表および事業基盤を厳密に分析し、債務返済能力を評価します。財務諸表から得られる情報を検討し、発行体の支払能力に焦点を当て、フリー・キャッシュフローの創出能力、レバレッジ、固定費用・経費の支払い能力等、複数のファンダメンタル要因を用いて審査します。特に、経営陣が調整した収益や格付機関の信用格付けよりも、発行体が持続的にキャッシュを生み出す能力を重視します。上記のファンダメンタル要因は、過去のデータおよび将来予測の両面から評価され、将来の信用力の推移を導き出します。発行体の競争力、サプライ・チェーン、資金調達、顧客基盤、製造プロセス、研究開発、ガバナンスおよび経営スタイルについても、適切な考慮がなされます。さらに、投資先ファンドの投資運用会社は、証券そのものの条件（資本構成における優先順位や誓約（コベナンツ）等）も検討します。誓約（コベナンツ）条項とは、債権者の経済的利益を保護するために設計された、借り手に対する一定の制限事項です。</p> <p>投資プロセスではボトムアップ分析が優先される一方、投資先ファンドの投資運用会社はマクロ要因が個別銘柄に及ぼす影響も検討します。これには、経済、技術、人口動態および規制動向ならびに収益・コスト・キャッシュ創出への予想される影響が含まれます。マクロ要因とバリュエーションを組み合わせることで、地域・セクター別重点配分を柔軟に決定し、魅力的な投資機会が生じた際にはその都度調整していきます。最も魅力的な証券への投資柔軟性を維持するため、特定の地域またはセクターに偏らない運用方針をとる予定です。</p> <p>投資先ファンドは、純資産総額の40%を上限として、新興市場に投資することができます。</p> <p>投資先ファンドが非投資適格の証券に投資することについて制限はありません。</p>
管理会社	Manアセット・マネジメント(アイルランド) リミテッド(以下「投資先ファンド管理会社」といいます。)
投資運用会社	GLGパートナーズLP (以下「投資先ファンド投資運用会社」といいます。)

(2) 【投資対象】

上記「(1) 投資方針」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

管理会社について

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ (ケイマン) リミテッド、管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー、報酬代行会社であるユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店ならびに投資運用会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社の社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、UBSグローバル・マーケット・ストラクチャリング・チームの一員であり、チューリッヒのUBSのエグゼクティブ・ディレクターです。パパベリン氏は、香港において、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在、投資信託、SPVおよび保険商品を含むUBSの包括ソリューションの世界的な開発責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤバラ (「バラ」) ・ムルゲス氏

バラ・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス (ケイマン) リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービス (ケイマン) リミテッド (以下「OFS」といいます。) のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において30年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ビークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人 (以下「RTA」といいます。) およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA / 株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会 (AIMA) に所属し、CIMAの登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人です。

ブライアン・バークホルダー氏

ブライアン・バークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービス・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービス (ケイマン) リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。バークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、バークホルダー氏は、ファンド・サービス・アメリカズ内のシングル・マネー

ジャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービス(ケイマン)リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2025年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資運用会社について

- 三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、256名の運用プロフェッショナルが機関投資家と個人投資家に対し質の高いアクティブ運用商品を提供します。2025年9月末時点の運用資産残高は、投資顧問残高が10.5兆円、投資信託残高が15.4兆円です。

投資先ファンド投資運用会社について

- 投資先ファンドの投資運用会社であるGLGパートナーズLPは、マン・グループの定性判断運用戦略を開発・展開するディスクリショナリー部門に属する資産運用会社です。
*マン・グループではディスクリショナリー部門のほか、定量運用戦略を開発・展開するシステムティック部門と社内外のマネジャーを活用するソリューションズ部門で構成されています。
- マン・グループは1783年創業の会社を起源とします。複数の運用マネジャーを統合し、現在ではロングオンリー戦略とヘッジファンド戦略及びプライベートマーケットにおける先進的かつ革新的投資機会を幅広く発掘しています。1994年にロンドン証券取引所に上場、英国ロンドンに本社を置き、世界の主要都市に拠点を構えています。主な顧客基盤は、年金基金、保険会社、財団等の世界の機関投資家です。

(4)【分配方針】

米ドルクラス、円クラスおよび円ヘッジクラスに関しては、現在の分配方針では受益者への分配を行いません(ただし、管理会社は、投資運用会社と協議の上、その裁量により、当該クラスの受益証券に関する分配金が随時支払われるものと決定することができます。)。したがって、当該クラスの受益証券に帰属するすべての純利益および実現キャピタル・ゲインは再投資され、当該クラスの受益証券に帰属する純資産価額に反映されます。

米ドルクラス(毎月分配型)、円クラス(毎月分配型)および円ヘッジクラス(毎月分配型)に関しては、管理会社は、投資運用会社と協議の上、その単独の裁量により、分配金の支払いを決定することができます。各分配宣言日に毎月分配(以下「月次分配」といいます。))が宣言され、該当する分配金支払日に支払われることが予定されています。管理会社は、その単独の裁量により、該当するいずれかの期間に関する月次分配の金額をゼロとすることも決定することができ、かかる決定はいかなる理由によっても可能であることを留意する必要があります。

管理会社が月次分配を支払うと決定した場合、その分配額はインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲイン等に相当します。上記にかかわらず、月次分配は、様々な理由で帰属するインカム等収益(以下に定義されます。)と同額にならない可能性があり、月次分配の金額は管理会社がその裁量により決定します。

原則として、各分配宣言日に関連して支払われる分配金の額は、管理会社がその単独の裁量により、該当する分配期間に係る()ファンドが投資先ファンド投資証券から受け取る支払金(投資先ファンド投資証券から生じた利益および投資先ファンド投資証券の売却により得られるキャピタル・ゲイン)、()流動資産からの経過利息、()対応する分配宣言日に宣言されるまでに発生した上記()および()から受領した利息額または経過利息、ならびに()受益証券に帰属する元本()から()までを以下「インカム等収益」といいます。)を考慮して、決定します。

また、管理会社は、分配金の額を決定するにあたりその他の費用および該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格を勘案します。

上記を制限することなく、管理会社は、適切とみなした場合において、当該クラスに帰属する投資元本を使用する選択肢があるにもかかわらず、関連する分配期間について、または一切、当該クラスについて分配しな

いことを宣言することがあります。管理会社がかかる選択をする場合とは、(a) インカム等収益の金額が少なすぎる場合、および/または、(b) ファンドの投資目的および方針の適用が、関連する分配期間においてマイナスの運用実績をもたらしたか、もしくは管理会社によるかかる選択が適切とみなされる程度に運用実績が低迷したと管理会社はその単独の裁量において判断した場合を含みますが、これに限定されません。

分配金が支払われるという保証はなく、また、分配金が支払われた場合であっても、分配金が将来も支払われるという保証や、支払われるとしてもそれが同等の金額であるという保証はありません。

分配宣言日に宣言された分配は、対応する分配金支払日に支払われます(かかる分配金に関して支払うべき税金の控除後)。分配金は、関連する分配基準日に受益者名簿に名前が記載されている者に支払われます。かかる分配金は、(i) 米ドルクラス(毎月分配型) 受益証券の場合、0.005は切り上げて、小数点第2位に四捨五入され、また、(ii) 円クラス(毎月分配型) 受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型) 受益証券の場合、0.5は切り上げて、整数に四捨五入されます。

投資者は、管理会社が独自の裁量で適切と判断する頻度に分配頻度を変更する必要があることに留意する必要があります。

「分配基準日」とは、当該クラスについて、各分配宣言日の前ファンド営業日または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配金支払日」とは、前月末ファンド営業日(同日を除きます。)から10ファンド営業日目または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配宣言日」とは、2026年4月以降の、前月末ファンド営業日(同日を除きます。)から7ファンド営業日目または管理会社が決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「分配期間」とは、当該クラスについて、分配宣言日(同日を含みます。)に終了し、最初の分配期間については設定日(同日を含みます。)から、その後は前分配宣言日の翌暦日から開始する期間をいいます。以下同じです。

分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

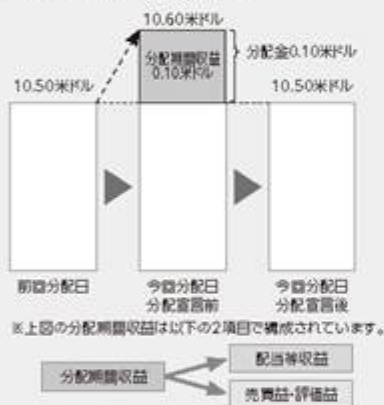
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、分配期間^(注)中に発生した収益(投資対象資産から生じる利息および配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当月分配日(分配宣言後)の1口当たり純資産価格は前回分配日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

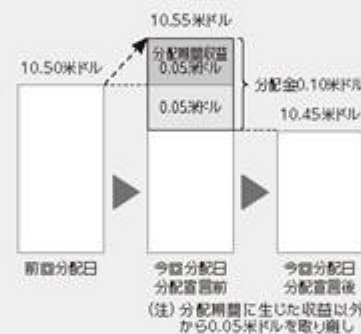
(注)分配期間とは、分配宣言日の翌日から次の分配宣言日までの期間を指します。

分配期間中に発生した収益の中から支払われる場合

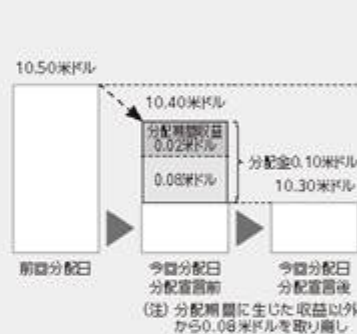


分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

<前回分配日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



<前回分配日から1口当たり純資産価格が下落した場合>



*上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

*上記は便宜的に米ドルでのみ表示していますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各クラスの表示通貨(米ドル、日本円)により表示されます。

分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資者の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、ファンドの1口当たり純資産価格が減価することに十分ご注意ください。

投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下の通り、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。ファンド購入後の1口当たり純資産価格の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



(注)分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の合計価額は純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産総額の15%を超える金額を、直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、私募株式、非上場証券およびその他の非流動資産に投資する際に価格の透明性を確保するための適切な措置が講じられている場合、本制限により投資対象の取得が妨げられないものとします。
3. 管理会社（または代理人）がファンドの勘定で締結するファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与えるいかなる取引（自らの利益のために管理会社（または代理人）が行う取引等）も、禁止されています。
4. 受託会社、もしくは管理会社（または代理人）はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することができます。
5. 管理会社（または代理人）は、取得の結果、受託会社または管理会社（もしくは代理人）が管理するすべてのファンドが保有する、ある企業1社の株式の議決権が当該企業の株式の議決権総数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。この制限は、他の投資信託または投資法人に対する投資には適用されません。
6. 管理会社（または代理人）は、ある会社の株式または投資信託の受益証券で、1発行体に係る当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）（当該株式等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が当該純資産総額の10%を超える場合は、ファンドの勘定で当該株式または受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社（または代理人）は、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）（当該デリバティブ等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が純資産総額の10%を超える場合、ファンドの勘定で当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける（ ）（株式等エクスポージャー以外の）有価証券、（ ）（デリバティブ等エクスポージャー以外の）金銭債権、および（ ）匿名組出資持分（以下「債券等エクスポージャー」と総称します。）（当該債券等エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。）が純資産総額の10%を超える場合、管理会社（または代理人）は、ファンドの勘定で、当該有価証券、金銭債権および匿名組合の出資持分を保有してはなりません。
9. 管理会社（または代理人）は、ある投資信託/会社またはカウンターパーティー1社に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー、およびデリバティブ等エクスポージャーが合計で純資産総額の20%を超える場合、ファンドの勘定で当該投資信託/会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを（場合に応じて）追加、修正、または削除することができるものとします（この場合、当該追加、修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。）。

管理会社（またはその代理人）は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社（またはその代理人）は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社（またはその代理人）は、（ ）単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、（ ）ファンドが投資を行っている、または管理会社（またはその代理人）の合理的な支配の

及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、および/または() (a) ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b) ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインから一時的に逸脱することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

ファンドが利益を生む保証はありません。ファンドが利益を生まない場合、投資者にはキャピタル・ゲインやインカム収入は提供されず、投資者が受益証券の買戻しに関して受け取る買戻価格は、投資者の当初の投資額を下回る可能性があります。さらに、ファンドは、ポートフォリオ全体を多様化させる効果的な手段として機能しない可能性があります。

借入れおよびレバレッジ方針

管理会社は、ファンドの勘定で借入れを行うことができますが、借入残高総額は純資産総額の10%を超えないものとします。ただし、ファンドと他のシリーズ・トラスト、投資ファンド、またはその他の種類の集団投資スキームとの合併を含みますが、これらに限定されない特別な状況においては、12か月を超えない期間、この制限を一時的に超過することがあります。

3【投資リスク】

リスク要因

受益証券1口当たり純資産価格の変動要因

- ・受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- ・ファンドは、その資産の大部分を投資先ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資先ファンドにおけるリスクも伴います。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドへの投資から発生する損益はすべて投資者に帰属します。投資者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、元本成長に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあることに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

価格変動リスク

組入資産の価格が下落した場合には、受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する保証を行いません。したがって、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。投資者は、受益証券への初期投資をすべて失う可能性があります。

ミューチュアル・ファンドは預金ではないこと

受益証券への投資は、預金と同等ではなく、特にケイマン諸島の法律や規制またはその他の法域で設立された預金保護制度上の保護預金を構成しません。受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

「最終買戻日」とは、()2036年4月30日または受託会社および管理会社の間で相互に合意されたそれ以降の日(当該日がファンド営業日でない場合、直前のファンド営業日)、または、()最後まで残存する受益証券に関する強制買戻事由(下記「ファンドへの投資に係るリスク-ファンドの早期終了」において定義されます。)発生後における実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、すべての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、(a) ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、(b) 投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、(c) ファンドへの投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、(d) 単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言(税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。)に基づき、受益証券の取得が、(a) 投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、(b) 投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、(c) 当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

あるクラスの受益証券の投資利益(すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益)は、とりわけ当該クラスの受益証券に帰属する本ポートフォリオのパフォーマンスによって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社は、ポートフォリオまたはその運用に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社または投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資に係るリスク

キーパーソン

管理会社および投資運用会社は、ファンドに関する投資方針の決定をしばしば個人に頼ることがあります。また、投資先ファンドの成功は、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社の専門性にかかっています。かかる個人を失うことが、投資先ファンド、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

投資運用会社への依拠

本ポートフォリオの成功または失敗は、一定程度、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資運用会社の判断および能力に依拠しています。投資者は、本ポートフォリオについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によってポートフォリオのパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

投資運用会社、その関連会社、またはファンドに関して受託会社にサービスを提供する者(管理会社を除きます。)のいずれも、受益者に対していかなる義務も負わず、または受益者との間でいかなる代理関係もしくは信託関係も有しません。

投資目的および取引リスク

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定のポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の証券に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、またファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

ファンドの実績がないこと

ファンドには運用実績およびパフォーマンス・レコードがありません。管理会社または投資運用会社が運用する投資ファンドの過去のパフォーマンスは必ずしもファンドの将来の結果を予測するものではありません。

インカム等収益および分配

米ドルクラス(毎月分配型)受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)

インカム等収益が発生するという保証はありません。管理会社が、投資運用会社と協議の上、分配を宣言する場合、受益証券に帰属する投資元本から分配の全部または一部が支払われることもあれば、インカム等収益がゼロになることもあります。分配が処分可能利益を超える範囲でその元本を損ない、実質的に投資者の当初の元本またはそれによるキャピタル・ゲインの払戻しになる可能性があります。この可能性の結果として、元本の保護を望む投資者には、ファンドの投資対象の価値は、資産価額の減少だけでなく、分配を通じた投資者に対する元本の払戻しによっても悪化する可能性があるということを考慮することが強く推奨されます。

インカム等収益は、ファンドが保有および/または売却する投資先ファンド投資証券から支払われる支払金の受領に主として依拠しています。投資先ファンド投資証券から支払金が支払われない場合、支払いが予想を下回る場合、またはファンドに対するかかる支払金の支払いが妨げられた場合、これに応じてファンドが得るインカム等収益は投資者の予想を下回ることとなります。さらに、ファンドが投資先ファンド分配あり投資証券から受領する支払金の利率が年度途中で低下した場合も、インカム等収益が投資者の予想を下回る結果になる可能性があります。

米ドルクラス受益証券、円クラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券

米ドルクラス受益証券、円クラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券に関しては、受益者への分配は行わず、その代わりにすべての純利益および実現キャピタル・ゲインを再投資する方針です。したがって、米ドルクラス受益証券、円クラス受益証券および円ヘッジクラス受益証券への投資は、当座のリターンを求める投資者には適さない可能性があります。

クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことを留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買戻日に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

投資対象の集中

ファンドは、受益証券の申込みによる購入代金の大部分を、主として投資先ファンドに投資します。このため、投資先ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、管理会社、投資運用会社または投資先ファンド投資運用会社(該当する場合)が投資対象を適時に売却する能力に関連します。比較的流動性の低い証券の市場は、より流動性の高い証券の市場よりも変動しやすい傾向があります。ファンドの資産または投資先ファンドの資産が比較的流動性の低い証券(該当する場合)に投資される場合、投資運用会社または投資先ファンド投資運用会社(該当する場合)が希望する価格・タイミングで投資を処分する能力が制限される可能性があります。また、関連する取引所が特定の契約または証券の取引を停止し、特定の契約の即時清算・決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的のみに限定するよう命じる可能性もあります。店頭取引においても流動性リスクが生じます。当該契約には規制市場が存在せず、買値と売値は当該契約のディーラーによってのみ決定されます。非流通証券への投資には流動性リスクが伴います。さらに、当該証券の評価は困難であり、発行体は投資家保護のための規制市場の規則の対象外です。

買戻しおよび申込みがもたらさうる影響

買戻しや申込みにより、投資ファンドの注文価格と、ファンドにおけるエクスポージャーをそれぞれ減少または増加させる注文の執行との間に不一致が生じるため、既存の受益者がマイナスの影響を受ける可能性があります。

投資運用会社が、ある取引日に関して購入申込みが受領された旨の通知に応じて、当該取引日に受益証券が発行される前に、ファンドの勘定において投資を行う場合、当該投資により生じた利益(または損失)は、既存の受益者が保有する受益証券に配分され、当該配分により、当該取引日における該当する受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格が増減することがあります。

同様に、投資運用会社が、ある買戻日における買戻しに関して、当該買戻日後に決済を行うために投資対象を清算する場合、当該清算により生じた利益(または損失)は、残存する受益者が保有する受益証券に配分されます。

また、受益者の請求に応じた受益証券の大量の買戻しにより、投資運用会社は、買戻しの資金を賄うために必要な現金を調達するため、これがなければ望ましいとされたであろう時期よりも早期に、およびこれがなければ利用可能であったであろう価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算しなければならなくなる可能性があります。

例外的な場合として、例えば、仮にある一日に相当多数の投資者が買戻しを請求した場合、買戻しについて想定された日程上、すべての受益者への支払いに遅延が生じる可能性があります。

受益証券の発行および買戻しに関する制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理及び運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」および下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、純資産総額および/もしくは該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定および/もしくは該当するクラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、あるクラスの受益証券の申込者は、関連する取引日(同日を除きます。)から5ファンド営業日以内に購入代金を決済すれば足りるものとします。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合(以下「不履行投資者」といいます。)、管理会社は決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を強制的に無償で買い戻すことができます。不履行投資者が該当するクラスの受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻された日までの期間に、同じクラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価格を支払うことになる、あるいは、1口当たりの購入価格が低くなることで利益を得る(その場合、同じクラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受ける)可能性があります。同様に、同じクラスの受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より、受け取る1口当たりの買戻価格が低くなる、あるいは高くなる可能性があります。後者の場合、同じクラスの受益証券

を保有するすべての残存受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行もしくは買戻しされる受益証券の口数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価格もしくは1口当たりの買戻価格への調整は行われず、結果として、決済不履行は同じクラスの受益証券を保有する受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

事前投資

受益者は、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、管理会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する(以下「事前投資」といいます。)可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用(反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある)だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ契約がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社および受託会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

為替リスク

米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券は、米ドル建てです。そのため、投資者の財務活動が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(日本円を含み、以下「投資者通貨」といいます。)建てで行われている場合、通貨換算に関連して一定のリスクが生じます。当該リスクには、為替相場が大幅に変動するリスク(米ドルの平価切下げまたは投資者通貨の平価切上げに伴う変動を含みます。)および米ドルまたは投資者通貨(場合によります。)に対する管轄権を有する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨の相当額ならびに(b)支払われる分配金(もしあれば)の投資者通貨の相当額が減少します。

通貨先渡取引(円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券)

通貨先渡取引は、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の勘定について、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の受益者の米ドルエクスポージャーを日本円エクスポージャーに転換する目的で、当該受益者に日本円(円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の表示通貨)と米ドル(投資先ファンド投資証券の表示通貨)間の為替レートの変動に対するロングの日本円エクスポージャーを提供することにより行われます。

通貨管理事務会社は、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の日本円と米ドルとの間の為替変動に対する通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指しますが、主に、関連する投資の将来の価額が変動することから、このエクスポージャーが必ずしも100%ヘッジされるわけではありません。また、通貨管理事務会社は、米ドル以外の通貨建ての(またはその他米ドル以外の通貨へのエクスポージャーにさらされる)投資先ファンドの資産に関連する通貨エクスポージャーのヘッジは試みません。投資者は、かかる通貨ヘッジ取引により、日本円に対する米ドルの上昇に応じて、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の純資産総額が上昇することはないということに留意する必要があります。

ポートフォリオ・ポジションの価値の下落に対するヘッジは、かかるポジションの価値の変動を排除するものではなく、また、かかるポジションの価値が下落した場合に損失を防ぐものでもありませんが、かかるヘッジにより、同様の変動があった場合に利益を得られるよう設計された別のポジションが設定されるため、ヘッジ対象のポートフォリオ・ポジションの価値の下落が緩和されます。ファンドによるヘッジ取引の成否は、為替および金利の変動方向に左右されます。ヘッジ戦略で利用される商品の価格変動とヘッジ対象のポートフォリオ・ポジションの価格変動の相関の程度は変化することがあります。通貨管理事務会社は、かかるヘッジ手段とヘッジ対象である投資との間に完全な相関を実現することができない場合があります。かかる不完全な相関関係により、通貨管理事務会社が意図したヘッジを達成することを妨げられ、または円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券が損失リスクにさらされる可能性があります。

通貨先渡契約リスク(円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券)

通貨先渡取引を行うことにより、当該通貨先渡契約の表示通貨の為替動向によっては利益または損失が生じる可能性があります。通貨先渡契約の利用により、ファンドの円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券がカウンターパーティー・リスク(以下に記載されます。)にさらされます。担保に供されている、または口座で保有されているファンドの資産は、適切な資産と交換されない限り、対応するデリバティブのポジションが未決済の間は売却できません。その結果、ファンドの資産の大部分を担保に供し、または分別口座に振り分けることにより、ポートフォリオ運用に支障をきたし、または買戻請求もしくはその他の当座の債務を履行する能力が損なわれる可能性があります。あるいは、ファンドは、通貨先渡しのカウンターパーティーに対して無担保のエクスポージャーを有する可能性があります。円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券に関連するカウンターパーティー・リスクが高まる可能性があります。

先渡取引(円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券)

先渡契約およびそのオプションは、先物契約とは異なり、取引所では取引されず、標準化もされておらず、銀行やディーラーがこれらの市場において当事者として行為し、各取引を個別に交渉するものです。先渡取引および「現金」取引は、ほぼ規制されていません。一日の値幅に制限はなく、投機的なポジションの制限は適用されません。先渡市場で取引を行う者は取引通貨で継続的に値付けすることを要求されず、かかる市場は流動性が低い期間が時として相当な期間にわたり続く可能性があります。市場の流動性の低下や混乱により、ファンドの円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券は大きな損失を被る可能性があります。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価格は、当該受益証券の未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻代金は、買戻価格が、該当する受益証券の監査済みの受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していたであろう買戻代金より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻代金が、該当する受益証券の監査済みの受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合の買戻価格よりも高額である場合、かかる過払いはこれに相応する悪影響をファンドに及ぼす可能性があります。

ファンドの手数料

受託会社は、報酬代行会社がファンドを代理して通常経費の支払いを約束する報酬代行会社任命契約を報酬代行会社との間で締結します。報酬代行会社任命契約の締結にかかわらず、下記「4 手数料等及び税金 - (3) 管理報酬等 報酬代行会社報酬」に記載のその他の特定の費用または経費、訴訟費用または補償費用ならびにその他通常の過程において通常発生しない臨時の費用および経費は、ファンドの資産から支払われます。

ファンドの早期終了

潜在的投資者は、強制買戻事由が発生した場合、最終買戻日が早まる可能性があることに留意すべきです。強制買戻事由は、(a) いずれかの評価日のすべてのクラスの受益証券に帰する純資産総額の合計額が5,000万米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社がすべての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合、または、(b) 管理会社が、受託会社と協議の上、すべての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合に発生します。これには、最終買戻日より前の投資先ファンドの早期終了を含む何らかの理由により、管理会社が受託会社と協議の上、すべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。

ファンド障害事由

ファンド障害事由(下記「第2 管理及び運営 - 2 買戻し手続等 - (1) 海外における買戻し手続等」に定義されます。)の影響を受ける評価日に要求される支払いまたは必要な計算は遅延する可能性があり、かかるファンド障害事由の結果として、推定に基づいて計算を行う必要性が生じる可能性または評価が調整される可能性があります。投資者は、本書に記載されている通り、ファンド障害事由がどのように受益証券に影響を与えるかについて留意すべきです。

スタートアップ期間

ファンドは、新規に拠出された資産の初期投資に関連する一定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散

レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたはポートフォリオ・グループのものより低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は、完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な方法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいていません。これらの方法が成功するという保証はありません。

投資方針に係るリスク

一般事項

ファンドの投資目的の達成、投資利益の保証はないこと

ファンドの投資目的が成功するという保証も表明もなく、ファンドがその投資目的を達成するという保証はありません。投資運用会社は、特定のポートフォリオへの投資を自ら選択、実行または実現できることを保証することはできません。ファンドが投資者にリターンを生むことができるまたはリターンが本書に記載する種類の投資商品に投資するリスクに見合うものとなる保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。ファンドに関連のある投資商品および/または投資会社の過去のパフォーマンスは、必ずしもファンドの将来の結果を表すものではなく、また、ファンドの予定された、または目標とされたリターンが達成されるという保証はありません。

現金部分

ファンドの勘定で保有される現金は、信用リスク、流動性リスク、市場リスク、金利リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされています。これらのリスクの—または複数が実現した場合、ファンドの勘定で保有される現金の価値は、悪影響を受ける可能性があります。投資運用会社が、ファンドの勘定で保有される現金の引出しをファンドの勘定において行うことができない場合、投資運用会社のファンドの投資目的および投資方針を達成する能力に悪影響を及ぼし、および/またはファンドに損失を生じさせる可能性があります。

投資先ファンド

ファンドは投資可能資産の実質的にすべてを投資先ファンドに投資する予定であるため、ファンドに対する投資は、ファンド固有のリスクおよびフィーダー・ファンドとしてのファンドの運営に係るリスクに加えて、投資先ファンドへの投資に係るすべてのリスクも伴うものとなります。

投資先ファンドは適切な投資でない可能性があること

投資者は、投資先ファンドへの間接的なエクスポージャーを有します。かかるエクスポージャーは、(a) 投資先ファンドへの投資のメリットおよびリスクを評価するために必要な財務および事業上の問題についての知識および経験を有しており、(b) 投資先ファンドへの投資の経済的リスクを負うことができ、かつ、(c) 投資者の財務状況に照らして、投資先ファンドへの投資のリスクを進んで許容できる投資者にとってのみ適切です。

潜在的投資者は、投資先ファンドへのエクスポージャーを有することが各自の状況にとって適切であるかどうかを判断し、ファンドの投資先ファンドへの投資の結果を判断するために、各自の法律、ビジネス、税務の顧問に相談すべきです。

投資先ファンド(ファンドの実質的な投資資産)に固有の留意点

ファンドが投資する投資先ファンドへの投資については、有価証券の価値や評価の変動、市場金利の変動等の悪化により、投資先ファンドの投資収益に悪影響が生じ、投資損失が発生するリスクがあります。投資先ファンドの持分の流通市場は現在確立されていません。

投資先ファンドは、投資経験の豊富な投資家向けのファンドです。投資先ファンドへの投資は、投資先ファンドの投資目的および投資戦略と同様、様々なリスクを伴い、元本割れを生じる可能性があります。実質的に投資先ファンドへの投資であるファンドへの投資を行う場合、投資者は、投資先ファンドへの投資に伴う様々なリスクを十分に理解した上で、投資判断および決定を行うよう留意する必要があります。

相関性の欠如

手数料、費用および適用される外国為替ヘッジまたはクーポンならびに受益証券および/または投資先ファンド特有のその他の要因の影響により、投資先ファンドの価値の変化は、受益証券の価値の変化には直接的に関連しない可能性があります。投資者は手数料および利子が受益証券1口当たり純資産価格にどのように影響するかについて留意すべきです。

非公開の情報および情報提供

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および/またはそれらの関連会社は、投資先ファンドおよびこれに関連するすべての原資産に関する非公開の情報を保有または取得することがあります。これらのうちいずれもかかる情報を公開する、または受益者のために投資先ファンドの事業、財務状況、信用力または事務の状況を審査し続ける義務を負いません。

投資先ファンドの一般的なリスク要因

投資先ファンドへの投資リスク

ファンドへの投資は、ファンドによる投資先ファンドの投資証券への投資およびファンドによる投資先ファンドの投資証券の所有を通じて、特定のリスクを伴い、また受益者を潜在的かつ現実の利益相反にさらします。ファンドの主要な目的は、投資先ファンドの投資証券を取得することであるため、潜在的な投資機会は投資先ファンドにあります。ファンドへの投資について熟知するためには、潜在的投資者は、投資先ファンドへの投資条件をまず理解しなければなりません。したがって、潜在的投資者は、下記「投資先ファンド固有のリスク要因」記載の関連あるリスク要因を慎重に読む必要があります。このため、潜在的投資者は、特に、同箇所記載のリスクについて理解するべきです。

投資対象の集中

投資運用会社は、受益証券の申込みによる購入代金の実質全額を投資先ファンドに投資します。このため、投資先ファンドが被った損失は、ファンド全体の財務状況に重大な悪影響を及ぼします。

投資先ファンドへの依拠

ファンドの投資目的のパフォーマンスの成功は、投資先ファンドが継続して購入可能であることに依拠します。投資先ファンドは、終了し、解散し、新たな規制の対象となることがあるかもしれず、もしくはファンドが投資先ファンドにより発行される投資証券に投資できる可能性がなくなるその他の理由があるかもしれません。かかる各状況において、管理会社は、ファンドを終了することを決定することがあります。

投資先ファンドに権利関係を有しないこと

受益証券の利益は、とりわけ投資先ファンドのパフォーマンスに左右されます。受益証券への投資は、受益者に投資先ファンドへの直接の権利関係を与えません。

投資先ファンドは譲渡制限および非流動化される可能性があること

投資先ファンドおよびその資産は、譲渡制限を受ける可能性があります。投資先ファンドの投資主は、特定の時期かつ特定の書面による手続の完了後に限り、自身の投資先ファンドの投資を譲渡または撤回する権利を有する可能性があり、かかる権利は、停止または変更される場合があります。かかる状況は、投資先ファンド純資産価額に影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社への依拠

投資先ファンドの成功または失敗は、概ね、投資先ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社の判断および能力に大きく依拠しています。投資先ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依拠することになります。投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドの投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を利用しますが、これが期待通りの結果をもたらすという保証はありません。さらに、立法上、規制上または租税上の制限、政策または動向により、投資先ファンドの運用において投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社が利用できる投資技術に影響を及ぼす可能性があり、投資目的達成のための投資先ファンドの能力に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社もしくは投資運用会社またはファンドが相手にするその他のサービス提供会社のいずれも、投資先ファンドの日々の管理に積極的な役割を担わず、また投資先ファンド投資運用会社による投資または管理に関する具体的な決定を承認する能力を有しません。投資者は、投資先ファンドについて、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社が成功するという保証はありません。また、ファンドの投資目的上、投資先ファンドによるパフォーマンスの不調の結果ファンドが投資先ファンドの投資を撤回するということはありません。投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社が投資先ファンドと提携し続けるという保証はなく、また提携し続ける場合は、好調に運営し続けるという保証はあ

りません。さらに、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資先ファンドの投資、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

支配の欠如

受託会社、管理会社または投資運用会社のいずれも、投資先ファンドまたは投資先ファンドの勘定でなされる投資を支配しません。投資先ファンドまたは投資先ファンドの投資に関するかかる支配の欠如は、ファンドに不利益となる可能性があります。

投資先ファンドに対するサービス提供会社への依拠

投資先ファンドのパフォーマンスは、概ね、サービス提供会社のパフォーマンスによって牽引されます。当該サービス提供会社が必要な基準に従ってその業務を適切に遂行しない、契約上の義務に違反する、または不正、過失もしくは投資先ファンドにとって悪影響を及ぼすその他の方法による行為を犯した場合、これは投資先ファンドへのファンドの投資の価値に重大な悪影響を及ぼし、純資産総額の低下につながる可能性があります。

費用の重複

潜在的投資家は、投資先ファンドへの投資により、ファンドに課される費用の一部が重複する可能性があることに留意すべきです。これには、運用報酬、サービス提供会社の報酬、設立費用、監査費用などが含まれますが、これらに限定されません。その結果、ファンドの費用は、直接投資の場合または直接投資を行う投資信託の場合と比較して、純資産総額に対する割合がより高くなる可能性があります。

投資先ファンドの英文目論見書および設立文書の条件

投資運用会社は、ファンドの資産の実質全額を投資先ファンドに投資します。ファンドは、投資先ファンドの英文目論見書および設立文書の条件を遵守しなければならない、かかる条件は、購入および償還に制限を設ける可能性があります。さらに、投資先ファンドの清算の結果、ファンドの勘定で保有される投資証券の強制償還が生じる可能性があり、これは場合によっては、受益証券の強制買戻しをもたらす可能性があります。したがって、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのパフォーマンスを完全に反映するとは限りません。

投資先ファンド固有のリスク要因

投資先投資法人への投資は、下記のリスクを含みますがこれらに限定されない、高レベルのリスクを伴います。以下に記載される投資リスクは、すべてのリスクを網羅することを意図したのではなく、潜在的投資者は、投資先ファンドへの投資を行う前に、投資先投資法人のプロスペクトス(以下「投資先投資法人英文目論見書」といいます。)および投資先ファンドに係るサプリメント(以下「投資先ファンド英文目論見書補遺」といいます。)の全体を精査し、自身の専門アドバイザーに相談すべきです。投資先ファンドには、それぞれ異なるリスク勘案事項が適用される可能性があり、いずれのポートフォリオもその投資目的を達成できる保証はありません。投資先ファンド投資証券1口当たり純資産価格およびそこから得られる利益は上昇および下落する可能性があり、投資先ファンドの投資者はその投資額を取り戻すことができず、投資のリターンを得ることができないことがあります。

投資先ファンド投資証券に適用される販売手数料と買戻手数料が異なる場合、そのような手数料の差を考慮すると、当該投資先ファンド投資証券の販売価格と買戻価格の間の任意の一時点における差が生じるため、投資者は、投資先ファンドへの投資を中長期的な投資と見なすべきです。

投資先ファンド投資運用会社が効率的なポートフォリオ運用を目的として採用する手法および手段には、以下に記載するものを含みますがこれらに限定されない、一定の投資リスクが存在します。このような手法および手段を採用するうえで投資先ファンド投資運用会社の予想が不正確であった場合、投資先ファンドは、投資先ファンド投資証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼす多額の損失を被る可能性があります。

投資先投資法人は、要請があれば、投資先ファンド投資主に対して、投資先ファンドが採用するリスク管理手法(適用される量的制限を含みます。)、ならびに主要な投資カテゴリのリスクおよび利回り特性に関する最近の動向に関する補足情報を提供します。

以下のリスクに関する勘案事項には、投資先投資法人への投資に関連する特定のリスクが詳細に記載されており、投資者には専門のアドバイザーと相談することを推奨します。これらのリスク要因は、投資先投資法人への投資に関連するすべてのリスクを網羅的した要約ではありません。

一般的なリスク

投機的な投資

投資先ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。投資先ファンド投資証券への投資は、保証されておらず、元本または資本の保護の対象となっておらず、投資者は、その投資の一部または全部を失う可能性があります。投資先ファンドへの投資および投資先ファンドが行うことを提案する投資のいずれも投機的で、さらに、投資先ファンドの投資対象は、突然の予期せぬ大幅な価格変動(これは、金利の変動、為替相場ならびに投資先ファンド投資運用会社の支配の及ばない予測不可能な経済的および政治的な出来事による影響を受ける可能性があります。)にさらされる可能性があります。予期せぬ大幅な価格変動は、短期間の間に、投資先投資法人の純資産価額の大幅な変動をもたらす可能性があります。したがって、投資先ファンド投資証券への投資は、かかる投資における損失を被る経済力のある者によってのみ行われるべきです。

投資先ファンド投資運用会社が投資先ファンドの投資目的を追求して投資先ファンドを誠実に運用する意向であるという事実にかかわらず、投資先ファンドの投資目的および戦略が成功すること、用いられるさまざまな投資戦略および取引戦略の相関関係が低いこと、または、投資先ファンドのリターンと投資者の従来の投資ポートフォリオとの相関関係が低いことを保証または表明することはできません。投資先ファンドは、さまざまな投資手法を用いることがありますが、これらはそれぞれ、大幅な変動性を伴う可能性があり、また、一定の状況において、投資先ファンドの投資ポートフォリオが受ける可能性のある悪影響を大幅に増大させる可能性があります。

運用歴およびパフォーマンスの実績

過去のパフォーマンスに関する情報を含め、投資先投資法人英文目論見書および/または関連する投資先ファンド英文目論見書補遺に記載される投資先ファンド投資運用会社または投資戦略に関する情報が、将来において投資先ファンド投資証券がどのようなパフォーマンスをするか(収益性の点においても、その他の投資対象との低い相関関係の点においても)を示すという保証はありません。投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社の過去のパフォーマンスは、投資先投資法人への投資の将来の結果を示すものと解釈されません。投資先投資法人がその投資目標を達成する保証はありません。

投資先ファンド投資運用会社への依存

投資先ファンドの成功は、投資先ファンドの投資目的を策定し、効果的に実施する投資先ファンド投資運用会社の能力に大きく依存しています。投資先投資法人英文目論見書および関連する投資先ファンド英文目論見書補遺において別途記載される場合を除き、投資者は、投資先ファンドの業務を実行および管理する投資先ファンド投資運用会社に全面的に依存します。投資先ファンド投資運用会社が行う主観的な決定により、投資先ファンドが損失を被り、またはそのような決定がなければ利用することができたであろう利益機会を逸する可能性があります。

投資先ファンド投資運用会社のパフォーマンスは、それぞれの従業員の才能および努力に大きく依存します。投資先ファンドの成功は、投資先ファンド投資運用会社に、有能な投資専門家およびその他の従業員を特定する能力があることならびにこれらの者を惹きつけ、維持し、かつ、士気を高めるために満足のいく報酬を提供する用意があることに左右されます。投資先ファンド投資運用会社の投資専門家が投資先ファンドの存続期間にわたって引き続きこれらとの関係を続ける保証はなく、また、これらの投資専門家の才能に代わるものがみつかる保証はありません。当該投資専門家を惹きつけまたは維持することができない場合、投資先ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

さらに、パンデミック、流行病または疾病の発生といった特定の事象は、政府による隔離措置の文脈において、投資先ファンド投資運用会社その他の事業所の閉鎖を招く可能性があります。投資先投資法人、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社は、堅牢なりモトワークおよび事業継続計画を整備していますが、こうした事態は、投資先ファンド投資運用会社およびそのサービス提供者が投資先ファンドの投資戦略および目標を運用および実施する能力に影響を与え、最終的に投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資先ファンド投資運用会社の従業員は、特に疾病の発生時には、直接的な感染や家族への感染を通じて感染拡大の影響を受ける可能性があるため、こうした事象から直接的な影響を受けるおそれがあります。投資先ファンド投資運用会社の従業員間での疾病の蔓延は、投資先ファンドの運用を適切に監督する能力に重大な影響を与え、投資先ファンドまたは投資先投資法人の投資活動または運営の一時的または恒久的な停止につながる可能性があります。

オペレーショナル・リスク

投資先投資法人は、オペレーショナル・リスクを管理するための適切なシステムおよび手続を策定する投資先ファンド投資運用会社に依存します。これらのシステムおよび手続は、投資先投資法人の事業の実際または潜在的な混乱のすべてを考慮しないことがあります。投資先投資法人の事業は、流動的であり、複雑です。その結果、特に、投資先投資法人がその顧客を代理して日々行うことが予想される取引の量、多様性および複雑性を考慮すると、一定のオペレーショナル・リスクは投資先投資法人の運営に固有のものであります。

投資先投資法人の事業は、投資先ファンド投資運用会社およびその関連会社が、日常的に数多くの多様な市場における取引を処理する能力に大きく依存しています。それゆえに、投資先投資法人は投資先ファンド投資運用会社の財務、会計その他のデータ処理システムに大きく依存しています。こうしたシステムが取引量の増加、多様性および複雑性に対応する能力は、投資先投資法人のポートフォリオを適切に管理する能力を制約する可能性もあります。投資先ファンド投資運用会社、投資先投資法人の全資産の保管会社(以下「投資先ファンド保管会社」といいます。)、投資先投資法人の管理事務代行会社(以下「投資先ファンド管理事務代行会社」といいます。)ならびに/またはカウンターパーティー、取引所および類似の決済・清算機関その他の関係者が使用するシステムに障害が発生した場合、取引の確認または決済における誤りが生じたり、取引が適切に記録されず、評価されず、会計処理されないという結果を招きかねません。運営におけるこれらの、またはその他類似の混乱により、投資先ファンドは、とりわけ、財務損失、事業の混乱、第三者に対する責任、規制当局の介入またはレピュテーションの毀損を被る可能性があります。

取引および決済システム上のリスク

投資先ファンドは、投資先ファンドの取引および決済活動を処理する適切なシステムの開発および実施について、投資先ファンド投資運用会社およびその他のサービス提供会社に依存しています。さらに、投資先ファンド投資運用会社は、取引、清算および決済取引、一定の金融商品の評価、自らのポートフォリオおよび正味元本の監視、投資先ファンドの活動を監督するために不可欠なリスク管理その他の報告書の作成を含みますが、これらに限られない様々な目的のためのシステムおよび技術に依存します(ならびに将来において新たなシステムおよび技術に依存する可能性があります。)

投資先ファンド投資運用会社の一定の運営プロセスは、執行ブローカー、プライム・ブローカー、市場のカウンターパーティーの管理事務代行者および副保管会社ならびにその他のサービス提供会社を含みますがこれらに限られない第三者によって運営されるシステムに依存します。これらの第三者のプログラム、システムおよび/または技術は、コンピューター「ワーム」、ウィルス、停電および/またはその他の技術関連の障害など(これらに限られません。)に起因する一定の制限を受ける可能性があります。投資先ファンド投資運用会社の運営は、これらの各システムおよび技術に大きく依存していますが、当該各システムおよび技術の運営の成否は、多くの場合、投資先ファンド投資運用会社の支配のおよぶところではありません。一もしくは複数のシステムおよび技術の故障の場合、または当該システムが投資先ファンド投資運用会社の現行の要求およびその変更について対応できない場合、投資先ファンドは重大な悪影響を受ける可能性があります。例えば、システムの故障により取引の決済が行われないために取引について不正確な会計処理、記録または手続が行われ、不正確な報告が行われる可能性があり、それらのすべてまたは一部が、投資ポートフォリオおよびリスクの監視および/または管理を行う投資先ファンド投資運用会社の能力に影響をおよぼす可能性があります。

注文の不実行

投資先ファンド投資運用会社、投資先ファンド投資運用会社のカウンターパーティー、ブローカー、ディーラー、代理人またはその他のサービス提供者の責に帰すべき取引量の急増またはシステムの故障を含むがこれらに限られないさまざまな状況により、注文を適時にかつ効率的な方法で実行できないことがあります。このような場合、投資先ファンド投資運用会社は、当該ポジションの構成要素の一部のみ(全部ではありません。)を取得もしくは処分することができる可能性があり、または、ポジション全体の調整が必要である場合、投資先ファンド投資運用会社は当該調整を行うことができない可能性があります。その結果、投資先ファンドは、投資先ファンド投資運用会社が選択した市場ポジションを達成することができず、これは損失をもたらす可能性があります。

取引エラーに関するリスク

投資先ファンド投資運用会社とる複雑な執行手続ならびに取引の速度および量により、執行戦略において、後で考えれば必要ないもしくは意図されていない一時的取引が一定数執行されたり、または一時的取引が

執行されるべき時に執行されなかったりすることがあります。ブローカーなどのカウンターパーティーに起因する取引エラーの場合、投資先ファンド投資運用会社は通常、合理的かつ現実的な範囲で、当該カウンターパーティーから取引エラーに伴うあらゆる損失を回収するよう試みます。投資先ファンド投資運用会社に起因する取引エラーの場合、当該取引エラーの証拠書類および解決に関して正式な手続が取られます。各投資先ファンドのために投資先ファンド投資運用会社が執行する取引の量、分散性および複雑さを考慮すれば、投資者は、取引エラーは往々にして起きると想定すべきです。このような取引エラーにより投資先ファンドに利益が生じた場合、当該利益は投資先ファンドが保有します。しかし、取引エラーにより損失が生じた場合、投資先投資法人の取締役(以下「投資先ファンド取締役」といいます。)が別段の決定を下す場合を除き、当該損失は社内の方針に従い投資先ファンド投資運用会社が負担します。

情報技術セキュリティにおける違反

投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社は、自らの事業活動とともに、投資先投資法人の事業活動を支援するためのインフラストラクチャー、アプリケーションおよび通信ネットワークからなる世界的な情報技術システムを維持します。これらのシステムは、窃盗、ポジションを手仕舞いする能力の混乱ならびに機密および秘密の情報の開示または破損を生じさせる「サイバー犯罪」などのセキュリティ違反にさらされる可能性があります。セキュリティ違反はまた、資産の不正流用を招く可能性があり、投資先投資法人にとって重大な財務上および/または法律上のエクスポージャーを生じさせる可能性があります。投資先ファンド投資運用会社および投資先ファンド管理事務代行会社は、自らのシステムへの攻撃を軽減するよう努めますが、接続する可能性がある第三者のシステムに対するリスクを直接管理することはできません。投資先ファンド投資運用会社または投資先ファンド管理事務代行会社のシステムのセキュリティ違反により、投資先ファンド投資運用会社または投資先ファンド管理事務代行会社の事業に重大な悪影響が生じる可能性があり、投資先投資法人は、とりわけ、財務損失、その事業の混乱、第三者に対する責任、規制当局の介入またはレピュテーションの毀損を被る可能性があります。

現金管理

投資先投資法人は、投資先ファンドが取引目的で必要としていない現金を投資先ファンド投資運用会社が管理することを定めた取決めを締結する可能性があります。このような取決めには、投資先投資法人がレボまたは逆レボ取引を実行すること、およびその他の現金管理に関する取決め(銀行口座もしくは担保付もしくは無担保の預託金による現金の保有、または当該現金を社債もしくは国債もしくは投資先ファンド投資運用会社が適切と考えるその他の商品に投資することを含みます。)を締結することが含まれる可能性があります。

レボ取引では、売り手が買い手に対して買取価格で証券を売却し、売り手は、将来の相互に合意した日付において、当該買取価格に取り決められた利率による利息を加えた金額で当該証券を買い戻すことに同意します。この取引は、買い手側からは逆レボ取引と呼ばれ、証券が現金支払により買い取られ、買い手は、将来の日付において証券を売り戻すことに同意し、最初の売り手は、支払われた金額に取り決められた利率による利息を加えた金額で買い戻すことに同意します。このような取引は、証券を担保とする現金貸付と経済的に同等です。

投資先ファンドによるレボ取引および逆レボ取引の利用には一定のリスクが伴います。例えば、逆レボ取引に基づき投資先投資法人に証券を売却した売り手が、破産その他の要因により対象証券の買戻義務を履行しない場合、投資先ファンドは、当該証券の処分を試みますが、当該行為には経費または遅滞が生じる可能性があります。対象証券の処分による手取金が、債務を履行しない売り手から受領するはずの買戻価格を下回る場合、投資先ファンドは損失を被る可能性があります。

オペレーション上の借入れ

投資先ファンドは、現金管理の目的上、および借入れがなければ投資対象の早期清算が必要となる買戻しに応じるため、一時的に金銭を借り入れることがあります。短期借入の使用は、投資先ファンドに複数の追加リスクを生みます。投資先ファンドが債務の金利を支払うことができない場合、担保を受領した貸付人が、担保として差し入れられた金融商品の一部または全部について投資先投資法人のポジションを清算し、投資先ファンドに重大な損失が生じる可能性があります。その他の重大な債務不履行の発生およびその他の資金調達に関する合意は、投資先ファンドとその他のブローカー、貸付人、清算機関その他のカウンターパーティーとの合意に基づくクロス・デフォルトを引き起こし、関連する投資先ファンドへの悪影響を増大させる可能性があります。投資先ファンドが負担する債務の残高は、常に、その資産に対して相対的に高額である可能性があります。

す。その結果、全般的には金利水準が、また、特に投資先ファンドによる借入に適用される金利水準が、投資先ファンドの運営結果に影響をおよぼします。

成功報酬

投資先ファンドに関して支払われる成功報酬は、関連する投資先ファンド投資証券クラスごとの1口当たり純資産価格を基準とします。この1口当たり純資産価格は、当該成功報酬に係る各計算日時点での正味実現損益および正味未実現損益が含まれます。したがって、実現しない可能性のある未実現利益に対して成功報酬が支払われる可能性があります。

投資先ファンドの投資者は、支払うべき成功報酬を決定する目的で平準化が行われないことに留意すべきです。投資元本に損失が生じた場合でも、投資先ファンド投資証券を買い戻す投資先ファンド投資主が当該投資先ファンド投資証券に関して成功報酬を負担するリスクがあります。

成功報酬は、投資先ファンド投資運用会社にとって、運用実績に基づく報酬がない場合と比べてよりリスクの高い投資を行う誘因を生じさせる可能性があります。

希薄化防止課徴金

希薄化防止課徴金が課される場合、短期間で投資先ファンド投資証券を換金する投資先ファンド投資主は、(関連投資対象の価値が上昇しても)当初投資した金額を回収できない可能性があります。したがって、当該投資先ファンド投資証券は中長期投資とみなされるべきです。

大量の買戻しによる影響

投資先ファンド投資主がその投資先ファンド投資証券の買戻しを受ける場合であって、当該買戻しの金額が、即座に買戻しに充てることのできる現金その他の流動資産額を超える場合、投資先ファンドは、買戻しに係る経費を賄うために追加の資産を現金化する必要が生じる可能性があります。いくつかの要因により、大量の買戻しは、投資先ファンド投資主にとってリスク要因となります。投資先ファンドは、さまざまな投資戦略を追求しており、その策定および実施には時間を要します。投資先ファンドは、当該証券を容易に処分することができないことがあり、場合によっては、契約上または規制上の制限により、一定期間において当該証券の処分が禁止されることもあります。大量の買戻しは、例えば、投資のパフォーマンス、一般的な金利や金融市場のパフォーマンスの変化、手数料率が異なる他のファンドへの投資の移管、投資先ファンド投資運用会社の従業員もしくは経営陣の重要な変更、投資先ファンドの投資運用者である投資先ファンド投資運用会社の解任もしくは交代、投資先ファンド投資運用会社またはその関連会社が運用するその他の勘定(以下「その他の勘定」といいます。)からの買戻しに対する投資者の反応、投資先ファンドもしくは投資先ファンド投資運用会社に関係があると投資者が考える法律上もしくは規制上の問題またはその他の要因を含む多くの事由によって引き起こされる可能性があります。投資先ファンドからの大量の買戻し請求に応じるために講じられる措置(およびその他の勘定において同時に講じられる同様の措置)により、投資先ファンドが保有する証券の価格が下落し、投資先ファンドの費用(例:取引コストおよび契約を終了させる費用)が増大する可能性があります。投資先ファンドは、ポートフォリオのより流動性の高いポジションの売却を強いられることがあり、これにより、ポートフォリオのバランスが崩れ、残存する投資先ファンド投資主に悪影響が及ぶ可能性があります。大量の買戻しはまた、投資先ファンドがポートフォリオ内の投資ポジションを運営し、管理する能力(投資および取引戦略に必要な資金調達またはFDIのカウンターパーティーの獲得などが含まれますが、これらに限定されません。)を著しく制限する可能性もあり、これは、投資先ファンドのパフォーマンスにさらなる重大な悪影響を及ぼすこととなります。

申込みおよび買戻しに関する見積もりの使用

投資先ファンド純資産価格は、不正確であることが判明する可能性がある見積もりの評価または重要な裁量的な要因を含む評価に部分的に基づく場合があります。申込価格および/または買戻し価格が、見積もられた投資先ファンド純資産価格に基づく場合、当該評価は、それが不正確であることが判明した場合であっても修正することができないことに留意すべきです。申込みまたは買戻しが全面的または部分的に見積もりに基づく価格で実行される場合、これらの見積もりが高すぎる限りにおいて、この価格での正味の新規申込みにより、継続する投資者には利益が生じ、申込者には損失が生じ、また、正味の新規買戻しにより、継続する投資者は保有する投資証券の価値の希薄化を被り、買戻しを行う者には利益が生じます。これらの見積もりが低すぎる場合、この価格での正味の新規申込みにより、継続する投資者は保有する投資証券の価値の希薄化を被り、申込

者には利益が生じ、正味の新規買戻しにより、継続する投資者には利益が生じ、買戻しを行う者には損失が生じます。

偶発債務

特定の状況下において、投資先ファンドが未払費用、負債および偶発費用の見積りに対して引当金および保留金を設定することにより、買戻時の分配金額を減額する可能性があります。

詐欺

あらゆる投資において最も懸念されるのは、カウンターパーティー側による重大な虚偽表示または不告知の可能性です。このような不正確性または不完全性は、投資の担保となる資産の評価に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンド投資運用会社は、カウンターパーティーが行った表明の正確性および完全性に合理的な範囲で依拠しますが、その正確性および完全性を保証することはできません。特定の状況下では、支払いまたは分配が後に不正な譲渡または優先的支払いと判定された場合、投資先ファンドへ支払われた金銭の返還を求められることがあります。

投資先ファンド投資運用会社および第三者サービス提供者の職員の不正行為および第三者サービス提供者への依存

投資先投資法人は、投資先ファンド投資運用会社およびその関連会社、カウンターパーティーおよびその他のサービス提供者の多数の従業員に依存しています。したがって、投資先投資法人の事業および運営には、当該従業員による過誤に関連するリスクが内在しています。当該従業員による不正行為は、投資先投資法人に重大な損失をもたらす可能性があり、適切に承認されていない取引、許容できないリスクを伴う取引、または取引活動の失敗を隠蔽する取引(これにより未知かつ管理不能なリスクや損失が生じる可能性があります。)を投資先投資法人に強制する行為を含みます。また、取引の認識漏れおよび資産の横領などの当該従業員の不正行為によって損失が生じる可能性もあります。加えて、当該従業員が機密情報を不正に使用または開示するおそれもあります。当該従業員による不正行為は、訴訟または投資先投資法人の重大な財務的損害(投資先投資法人の事業見直しおよび将来のマーケティング活動の制限を含みます。)を招く可能性があります。投資先ファンド投資運用会社は、従業員の不正行為を防止および発見するための措置を講じ、信頼できるカウンターパーティーおよび第三者サービス提供者と取引していますが、これらの措置が全ての場合に有効であるとは限りません。

投資先投資法人には従業員がおらず、投資先ファンド取締役は業務執行を行わない形で任命されています。したがって、投資先投資法人は執行機能について第三者サービス提供者の業務遂行に依存しています。特に、投資先ファンド管理会社、投資先ファンド投資運用会社および投資先ファンド管理事務代行会社は、投資先投資法人の運営に不可欠なサービスを提供します。いずれかのサービス提供者が、契約条件に違反した場合を含め、任命の条件に従って投資先投資法人に対する義務を履行しなかった場合、投資先投資法人の運営に重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

交渉の欠如

投資先ファンド投資運用会社、投資先ファンドの販売会社および投資先ファンド管理会社は、共通のオーナーシップの構造を有するため、これらの当事者間の契約は、対等な当事者間の契約が交渉されるような方法で交渉されていません。

現金収受口座

投資先ファンド投資証券の発行に先立って投資先ファンドに関して受け取った申込金は、当該投資先ファンド名義の現金収受口座に保管され、当該投資先ファンドの資産となります。

投資先ファンドの投資者は、投資先ファンド投資証券が発行されるまで、その申込金額に関して当該投資先ファンドの無担保債権者となります。また、投資先ファンド投資証券が発行されるまでは、投資先ファンド純資産価額の上昇による利益やその他の投資主の権利(分配金を受領する権利を含みます。)を享受することはできません。投資先ファンドが支払不能となった場合、投資先ファンドまたは投資先投資法人が無担保債権者に対し全額を支払うための十分な資金を有している保証はありません。

投資先ファンドによる買戻金および分配金の支払いは、投資先ファンド管理事務代行会社が申込書の原本を受領し、かつ、全てのマネーロンダリング防止手続を遵守したことを条件とします。ただし、買戻しを請求した投資先ファンド投資主は、買戻しの対象となる投資先ファンド投資証券について、関連する買戻日をもって投資先ファンド投資主でなくなります。買戻しを行う投資先ファンド投資主および分配金の受領権を有する投

投資先ファンド投資主は、買戻日または分配日(いずれか該当する方)以降、当該買戻金額または分配金額に関して、投資先ファンドの無担保債権者となり、投資先ファンド純資産価額の上昇による利益やその他の投資先ファンド投資主の権利(追加の分配金を受領する権利を含みます。)を享受することはできません。この期間中に投資先ファンドが支払不能となった場合、投資先ファンドが無担保債権者に全額を支払うための十分な資金を有している保証はありません。したがって、買戻しを行う投資先ファンド投資主および分配金受領権を有する投資先ファンド投資主は、未提出の書類および情報を速やかに投資先ファンド管理事務代行会社に提出することを確実にすべきです。これを怠った場合のリスクは当該投資先ファンド投資主自身が負います。

評価方法は主観に大きく左右される可能性があります

極端な市場環境を含め、投資先投資法人英文目論見書および/または投資先ファンド英文目論見書補遺に定める評価規定に従って投資の評価を調整することが適切であると投資先ファンド取締役が判断した場合、および/または投資先ファンドが、1年以内に証券取引所またはその他の市場への正式な上場が承認される、新規発行譲渡可能証券に投資する場合、投資先ファンド管理事務代行会社は、投資先ファンドが投資する資産価値を算出するために、第三者が提供する計算方法に依拠することがあります。このような評価手法はあくまで助言的なものであり、いかなる第三者によっても事前に検証されるものではありません。また、投資先ファンドの一部の投資の性質上、評価手法は大きな主観性を含み、検証またはその他のデュー・ディリジェンスがほとんど行われないう可能性があり、一般に公正妥当と認められた会計慣行やその他の評価原則に準拠しない可能性があります。当該評価手法の全部または一部が不正確であるか不正確となっている、または誤解を招くものであるか誤解を招くものとなっているとする主張または判定がなされた場合、関連する投資先ファンドの評価に悪影響を及ぼす可能性があります。

流通市場の不足

投資先ファンド投資証券の流通市場は想定されておらず、したがって、投資先ファンド投資主が流通市場で投資先ファンドの投資先ファンド投資証券を処分することは想定されていません。投資先ファンド投資主は投資先投資法人英文目論見書および関連する投資先ファンド英文目論見書補遺に記載された買戻しに関する権利を有します。

ベンチマーク改革ならびにLIBORおよびIBORへの影響

ロンドン銀行間取引金利(通称「LIBOR」といいます。)は、世界の金融市場で一般的に使用されている基準金利です。LIBORから代替RFRへの移行に向けた大きな転換が本格的に始まっています。2021年12月31日以降直ちに、すべての英ポンド、ユーロ、スイス・フランおよび日本円の金利設定、ならびに1週間物および2か月物の米ドルLIBORの金利設定は提供されなくなり、市場の実情を反映していないことが宣言されました。残りの米ドル建てLIBORの金利設定は、2023年6月30日以降提供されなくなり、市場の実情を反映していないことが宣言されました。

同様の改革は、銀行間融資に基づく他の金利ベンチマーク(LIBORに加えて「IBOR」といいます。)でも行われています。

IBOR改革の全体的な影響を確実に予測することはできませんが、LIBORおよびその他の特定のIBORが廃止され、RFRに移行することで多くのリスクが生じます。関連するIBORが利用できなくなるか、または当初意図した通りの機能や性能を果たさなくなるまでに、既存のIBORエクスポージャーを関連するRFRに修正(「移行」として知られるプロセス)することができない、またはできなかった場合、そのレートに紐づいた資産価格にマイナスの影響が及ぶか、または価値が移転する可能性があり、流動性が低下し、評価が困難になる可能性があります。IBORの設定がいわゆる「シンセティック」方式で継続している場合、規制当局からは、IBORが測ろうとしている対象市場および経済の実態を正しく反映していないものとみなされる可能性が高いです。したがって、シンセティックIBORは、適用可能な設定が制限され、使用を許可される範囲には制限や管理が行われることが予想されます。一定の資産については、IBORから新RFRへ移行できない場合や、ヘッジとその対象ポジションを同時に移行することができない場合があり、その結果ミスマッチまたは「ベース・リスク」が生じる可能性があります。複数の投資者に対して発行された資産や、料率を修正するための同意の閾値が高い資産では、移行が特に困難になる可能性が高くなる可能性があります。投資者もしくはカウンターパーティーの同意取得または規制当局の承認取得の遅れまたは失敗は、移行に悪影響を及ぼす可能性があります。

RFRはIBORとは概念的に異なり、同じ仕組みで運用されるものではありません。IBORからRFRへの移行では、IBOR参照資産のままであった場合よりも、投資先ファンドが資産に関して支払う金額が多くなったり、受け取

る金額が少なくなったりする可能性があります。IBORとの過去のパフォーマンスの差を反映するためにRFRに適用されるスプレッド調整は大まかな代用指標であり、代替する関連IBORレートのパフォーマンスと完全に一致するわけではないことから、ある程度の価値移転は避けられません。RFRの一部は、一部のIBORと比較して比較的新しい金利ベンチマークであり、これらの金利および調整スプレッドが、ストレスのかかる市場環境下で、または長期にわたってどのように推移するかは十分に確立されていません。移行の一環として、投資先投資法人は、2021年12月31日をもって終了したIBORレートを基準にパフォーマンスを測定していたすべての投資先ファンド投資証券クラスを見直し、2022年1月1日以降、同等のRFRを基準にパフォーマンスを測定するようにしました。今後、IBORレートが有効でなくなった場合、投資先投資法人は他の同等のRFRに移行する予定です。IBORレートと同等のRFRとではリターンが異なるため、上記の通り、当該投資先ファンド投資証券クラスには、LIBORを参照して計算した場合とは異なる成功報酬が適用される可能性があります。異なる資産クラスや通貨間のIBORからRFRへの移行に関する業界および市場の解決策は一致しておらず、それぞれ異なる速度で進展しています。

移行により、関連する取引の法的、商業的、税務的、会計的またはその他の経済的結果が変化した場合(取引とそのヘッジとの関係を含みます。)、投資先ファンド、ひいては投資先ファンド投資主および投資先ファンドの投資者に不利益が生じるリスクがあります。既存のIBOR参照資産が売却され、移行期間中にRFR参照資産に置き換わる場合を含め、新規投資の場合、関連するRFR参照資産の市場は、特に過去のIBOR取引量と比較した場合、流動性および/または価格の透明性に欠ける可能性があります。

議決権行使およびエンゲージメント

関連する投資先ファンド投資運用会社は、顧客を代表して行うあらゆる議決権行使が、当該顧客の最善の利益となるように投票されることを保証するための方針および手続を採用しています。

議決権は、関連する投資先ファンド投資運用会社の裁量で、投資先ファンドのために行使されます。議決権は、投資の総合的な経済的価値を高めることを目的として、投資先ファンドの最善の利益のために評価され、行使されます。関連する投資先ファンド投資運用会社が、異なる投資戦略および/または顧客の運用を行いながら、同じ証券/資産に投資する場合があることに留意すべきです。したがって、当該証券/資産は、それぞれの投資テーマおよびその他のポートフォリオの勘案事項に基づいて、異なる投資戦略および/または顧客間で異なる議決が行われることが適切な場合もあります。関連する投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドが現在保有している証券または投資先ファンドが経済的利害関係を有する証券についてのみ議決権の行使を行います。貸出中の証券または差金決済取引/スワップ契約中の証券について受領した議決権は、通常、行使されません。さらに、投資先ファンドは、純粋に資金調達を目的としてエクイティ・ポジションを保有することもあります。これらの保有による最終的な結果として、投資先ファンドは発行体に関して経済的利害関係を有せず、したがって関連する投資先ファンド投資運用会社は議決権の行使を控えます。

関連する投資先ファンド投資運用会社は、すべての議決権行使が投資先ファンドの全体的な最善の利益のために行われるようにするため、当該投資先ファンド投資運用会社と投資先ファンドの一または複数のポートフォリオ証券発行体との間で、当該発行体によって提案された議決権行使および/または当該発行体に影響を与える議決権行使に関する重大な利益相反が発生する可能性がある場合は、その特定に努めます。当該投資先ファンド投資運用会社は、スチュワードシップ委員会(以下「スチュワードシップ委員会」といいます。)を設置し、議決権行使に関する問題の解決(必要と判断される場合)、重大な利益相反が存在する可能性がある場合の議決権行使に関する決定、当該投資先ファンド投資運用会社の議決権行使に関する全社向け方針の遵守状況の監視、新規方針の設定および/または既存方針の修正について責任を負います。

関連する投資先ファンド投資運用会社は、議決権行使サービスを提供させるために、一または複数の議決権行使サービス会社を任命しており、また随時任命する予定です。該当する場合、関連する投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーから別段の指示がない限り、通常、投資先ファンド投資運用会社の議決権行使ガイドラインに従って議決権を行使します。

関連する投資先ファンド投資運用会社は、議決権行使代理人および議決権に関するアドバイザー・サービスを提供する独立した第三者プロバイダーと契約しています。

投資先投資法人および投資先ファンド投資運用会社は、スチュワードシップ委員会のエンゲージメント・プロセスにも参加します。これは、投資運用者が全社的な方針の下で特定の企業と関わり、直接の対話および/

もしくは他の利害関係者との協働、投資家レターの発行または業界イニシアチブへの参加などの手法を通じて、投資先ファンドにとって最適な成果を引き出すことを目的とするものです。

投資に関するリスク

現在の市況および政府の措置

世界の債券市場、株式市場、商品市場および為替市場は近年、極めて不確実で不安定な状況が続いています。2008年の第4四半期から、世界の金融市場は異常な市況(とりわけ、証券市場における甚大な損失および激しい変動ならびに信用市場の機能不全を含みます。)に見舞われました。これらの事象は、主に、不動産バブルならびに不動産担保ローンの証券化および規制緩和が組み合わさったことに起因し、その結果、住宅ローン担保証券のリスクを評価しにくくなったとされています。当該事象に対して、英国およびその他数か国の規制当局は、前例のない規制措置を取りました。当該規制当局は、今般、世界の金融市場の安定化および成長促進のための追加的な措置を検討および実施し続けています。それにもかかわらず、規制当局が講じる規制措置またはその他の規制措置によって証券市場におけるさらなる損失およびボラティリティを防ぐことができるか否か、または信用市場を活性化することができるか否かは不明です。

自然災害、パンデミック、伝染病、疫病の発生または当該事態が発生するのではないかという不安の広がりなどの、環境および公衆衛生のリスクもまた、市場に悪影響を与え、短期的にも長期的にも市場のボラティリティを引き起こす可能性があります。例えば、2019年12月、中国では新型で感染力の強いコロナウイルス感染症(COVID-19)が発生しました。それ以来、この感染症は世界中に急速に広がっており、現在も進行中です。感染拡大を食い止めるため、各国政府は移動の自由の制限、住民のロックダウン、隔離措置および事業の閉鎖を実施しました。

投資先投資法人は、上記の事象により、または将来の同様のもしくは他の事象により、重大かつ不利な影響を受けることがあります。長期的には、投資先投資法人の活動および投資機会を制限し得るかまたは資本市場の機能を変え得る重要な新しい規制が生まれることがあり、深刻な世界的経済不況が数年間継続する可能性もあります。その結果、投資先投資法人は、その資産価値の保全、プラスの投資リターンを生み出すこと、または効率的なリスク管理を行うことができないか、またはこれらに成功することができない可能性があります。

強制開示リスク

投資先ファンド投資運用会社は、その実行戦略およびアルゴリズムを実施するためのコンピューター・プログラム、システム、技術、データおよびモデルに広く依存することがあります。投資先ファンド投資運用会社の投資戦略、取引戦略およびアルゴリズムは、投資先ファンド投資運用会社が選択した金融商品を組み合わせた総合的な市場ポジションを確立し、これを維持する自らの能力に左右されます。投資先ファンド投資運用会社の専有のアルゴリズムによる取引システムは、深刻な混乱を伴わずに市場での出来事に適切に対応することができないリスクが存在します。さらに、取引戦略およびアルゴリズムは、正常に機能しない可能性があり、これは多大な損失を生じさせます。投資先ファンド投資運用会社は、重大なシステムの機能不全に対応するために人間の介入を許可するツールを用いていますが、予期せぬ市場での出来事および混乱ならびに実行システムの問題などの状況において損失が発生しないことを保証することはできません。

限定的分散性およびリスク管理の不備

投資先投資法人英文目論見書および投資先ファンド英文目論見書補遺に定めがある場合を除き、投資先投資法人には分散に関する正式なガイドラインがありません。結果として、投資先ファンドは、適用ある法律ならびに一般投資ガイドラインおよび投資制限によって許容される範囲内で、限られた銘柄、金融商品の種類、業界、セクター、戦略、国または地域に著しく集中することがあり、このようなリスクの集中により投資先ファンドが被る損失が増大する可能性があります。このような限定的な分散性により、投資先ファンドは市場全体の変動とは不釣り合いな損失を被る可能性があります。投資先ファンド投資運用会社がリスクを管理し、ポートフォリオを分散させようと試みた場合であっても、異なる資産に伴うリスクが予期せぬ形で相関し、その結果、投資先ファンドが特定のリスクに集中的にさらされる可能性があります。加えて、多くのプールされた投資ビークルが類似の戦略を追求しているため、多くのファンドが同時にポジションの清算を余儀なくされ、流動性の低下、ボラティリティの上昇および損失の増大を引き起こすリスクがあります。投資先ファンド投資運用会社は、重大なリスクの特定、監視および管理を試みますが、これらの試みにおいては全てのリスクは考慮されておらず、またこれらの試みが効果的であるという保証はありません。リスク管理手法の多くは、観察さ

れた過去の市場変動に基づいていますが、将来の市場は全く異なる動きをとる可能性があります。投資先ファンド投資運用会社のリスク管理の取り組みに何らかの不具合または不備がある場合、投資先投資法人に重大な損失をもたらす可能性があります。

申込金受領の遅延

投資先ファンドの申込取引期日(以下「投資先ファンド申込取引期日」といいます。)が到来してから、当該投資先ファンド申込取引期日に係る申込金が支払われることになるため、申込金の支払いに備えて投資先ファンドの投資エクスポージャーを調整することは避けることができません。市場慣行では、このような事態は起こり得ないと考えられていますが、投資先ファンドの投資者が何らかの理由で投資先ファンドへ申込金を支払わない事態も起こり得ます。ただし、投資エクスポージャーが調整されるまで、投資先ファンドのパフォーマンスが(プラスまたはマイナスの)影響を受ける可能性があります。そのため、投資先ファンドが投資戦略に対して相当に過度なエクスポージャーを持つ可能性があります(投資先ファンド純資産価額に対する当該申込金額の大きさによります。)、投資先ファンド取締役は、その単独のかつ絶対的な裁量により、次回の投資先ファンド申込取引期日より前に調整を行う権利を有するものの、通常の場合、かかる調整は次回の投資先ファンド申込取引期日にのみ行われます。つまり、投資エクスポージャーの調整が次に行われるまで、投資主は過度なエクスポージャーの影響をすべて負担することになり、このリスクを軽減するための特別な措置は講じられません。投資先ファンドの投資者が未払いの申込金を支払わなかった場合の影響を軽減するような確約されたファシリティは存在しないことに留意ください。取引が決済されなかった場合、投資先ファンド取締役は、その裁量により当該取引に関連して発行された関連する投資先ファンド投資証券を消却する権利を有します。

一般的な証券投資のリスク

投資先投資法人への投資は、リスク(投資額の全額を喪失するリスクを含みます。)を伴います。投資先ファンドは、株式市場のボラティリティに起因するリスク、証券その他の金融商品が流動性を欠くリスクおよびカウンターパーティーの不履行による損失リスク等を含みますがこれらに限られない一定のリスク特性を有する投資手法を用いて、証券その他の金融商品に投資し、積極的にこれらの売買を行います。投資先ファンドの投資目的が達成される保証も表明も行われません。投資先ファンドは、レバレッジおよび信用取引、限定的な分散投資、オプション取引、FDI取引などの投資手法を利用することがありますが、これらの手法は、状況によって、投資先ファンドが受ける可能性のある不利な影響を増大させる可能性があります。

投資対象の選定

投資先ファンド投資運用会社は、証券の発行体が様々な規制機関に提出した情報およびデータ、または当該証券およびその他の商品の発行体が投資先ファンド投資運用会社に直接提供した情報およびデータ、または発行体以外の情報源を通じて提供された情報およびデータに基づいて、投資対象を選択することがあります。投資先ファンド投資運用会社は、そのすべての情報およびデータを評価し、適切と判断した場合および合理的に入手可能な場合には独立した裏付けを求めますが、当該情報およびデータの完全性、真正性または正確性を確認する立場にありません。

ランプアップ期間

新たな戦略の「ランプアップ期間」中、関連する市場への影響を回避するために、投資先ファンドへの投資が十分に行われないことがあり、これにより、この期間中の予想される投資リターンが減少する可能性があります。

競争、投資対象の利用可能性

投資先ファンドが投資する一部の市場は、魅力ある投資機会をめぐる競争が極めて激しく、結果として、想定されていた投資リターンが引き下げられる可能性があります。投資先ファンド投資運用会社が、このような環境で魅力ある投資機会を特定する、または成功裏に追求できるという保証はありません。特に、他のプールされた投資ビークル、公開株式市場および他の投資者で適切な投資をめくり競いあうため、投資可能な機会が減少する可能性があります。当該投資を行うために組織された会社の数が著しく増えたため、投資先ファンドが適切な投資対象を獲得するにあたり、激化した競争にさらされる可能性があります。

市場リスク

投資先ファンドの投資対象は、通常の市場変動の影響を受け、かつ、国際証券市場における投資に内在するリスクにさらされ、価格上昇が必ず起こることを保証するものではありません。投資先ファンドは、リスク軽

減のためUCITS規則に従って分散された投資ポートフォリオを維持するよう努めますが、投資先ファンド投資証券の価格は下落することも上昇することもあり、投資先ファンドの投資者が元本を回収できない可能性があります。

発展途上国への投資には、一般的に特別なリスクが伴います。特定の国に対する投資の価値は、通貨レートの変動、為替管理規制、企業資産の収用もしくは国有化、税金、取引決済の遅延、政府の経済・金融政策の変更またはその他の政治的・経済的要因などを含む、さまざまな要因によって影響を受ける可能性があります。また、発展途上国または新興市場国に所在する準保管会社で証券を保有することには、さらなるリスクが伴う可能性があります。

新興市場国への投資は、国際証券への投資について上記で確認したものに加え、さらなるリスクを伴う可能性があります。発展途上国の経済は国際貿易に大きく依存しており、したがって、取引相手国により課されるかまたは交渉される貿易障壁、為替管理、相対的な通貨価値の管理的調整およびその他の保護貿易措置による悪影響を受けており、今後も引き続きこの悪影響を受ける可能性があります。これらの経済はまた、貿易相手国の経済状況によって悪影響を受けており、今後もその影響を受け続ける可能性があります。新興市場証券は流動性に欠ける場合があります、金利および関連通貨の為替レートが変動しやすくなる可能性があります。これらの投資に対して国家による制限が課される可能性も高く、経常収支の大幅な赤字が生じる可能性もあります。新興国の経済および市場は、先進国に比べて経済変動に対してより激しく反応することがあります。

新興市場国の中には十分な保管システムが整備されていない国もあり、特定の国への投資が不可能になる場合があるほか、当該国に投資するために投資先投資法人が先進国よりも大きな保管リスクを受け入れなければならない場合があります。投資先ファンド投資主はまた、一般的に新興市場における決済機能は先進国に比べて発達しておらず、信頼性が低いために、決済不履行リスクが増大し、その結果、新興市場への投資に関して投資先投資法人に多額の損失が生じる可能性があることに注意すべきです。さらに、投資先投資法人が投資する可能性のある新興市場国の法的インフラならびに会計、監査および報告の基準では、先進国市場で一般的に適用されるものと同程度の情報が投資先ファンドの投資者に提供されない可能性があります。特に、資産の評価、減価償却、為替差損益、繰延税金、偶発債務および連結決算などは、先進国の会計基準とは異なる扱いがなされる可能性があります。

ロシアの取引所に上場されている証券への投資は、より高いリスクにさらされます。政治および経済が不安定となる可能性があり、ロシアの証券市場および経済に大きな影響を与える可能性が高くなっています。対外投資は本国送金および通貨兌換性の影響を受けます。政府が定めた不利な政策および税法も、投資先ファンドの投資に影響を与える可能性があります。法的・規制的環境は時として不確実であり、コーポレート・ガバナンス、会計、監査および報告の基準では、より先進国市場で適用されるものと同程度の投資者情報および投資者保護が提供されない可能性があります。さらに、決済、清算、登録および保管の手続が発達していないため、エラー、詐欺または債務不履行のリスクが高くなります。

流動性リスク

投資先ファンドの投資対象の取引量は、市場心理によって大きく変動する可能性があります。市場の動向、投資者の否定的な見方または規制および政府の介入(国内規制当局による広範な取引停止の可能性を含みます。)に応じて、投資先ファンドが行う投資の流動性が低下するリスクがあります。極端な市場環境では、投資の買い手が見つからず、その投資を希望する時期または価格で容易に売却できない可能性があります。その結果、関連する投資先ファンドは、関連する投資を売却するために低い価格を受け入れなければならなかったり、投資をまったく売却できなかったりする可能性があります。特定の投資または投資先ファンドの資産の一部を売却できない場合、当該投資先ファンドの価値にマイナスの影響を与えたり、当該投資先ファンドが他の投資機会を利用できなくなったりする可能性があります。

非上場企業、中小企業および新興国に拠点を置く企業が発行する株式への投資は、特定の市場環境下において、特に、特定の発行体、セクターもしくは業界または特定の投資カテゴリー内のすべての証券の流動性が、不利な経済、市場もしくは政治的事象またはネガティブな市場心理の結果として、突然かつ前触れなく減少または消失するリスクを伴います。

流動性リスクには、投資先ファンドが、ストレスのかかる市場環境、異常に多数の買戻請求または投資先ファンド投資運用会社が制御できないその他の要因のために、買戻しの延期、現物による買戻しまたは取引の停止を余儀なくされるリスクも含まれます。買戻請求に対応するため、当該投資先ファンドは不利なタイム

ぐおよび/または条件で投資を売却せざるを得ない場合があり、それが投資の価値に悪影響を与える可能性があります。

システミック・リスク

流動性またはオペレーション上の必要性を充足するため、相互依存関係にある複数の大規模機関の一つが債務不履行に陥った場合、一機関の債務不履行によって連鎖的に他の機関が債務不履行に陥ることにより、信用リスクが生じる可能性があります。これは「システミック・リスク」と呼ばれることがあり、決済機関、清算機関、銀行、証券会社および取引所など、投資先ファンドが日々関わる金融仲介機関に悪影響をおよぼす可能性があります。

金利および為替相場リスク

金利の変動は、投資先ファンドの投資対象から得られるリターンだけでなく、当該投資の市場価値およびそれに対応する利益または損失の水準にも大きな影響を与える可能性があります。

為替相場の変動により、投資先ファンド投資主の投資価値が増減する可能性があります。投資先ファンドは、外国為替相場および/または金利リスクを負う可能性があります。投資先ファンド投資運用会社は、ヘッジ取引を通じてそのリスクの軽減を図る場合があります。これらのヘッジ取引が不完全、または対象となる投資エクスポージャーの一部のみについて行われる場合、結果として生じる損益を受領または負担するのは、関連する投資先ファンド投資主となります。

投資先ファンドは、関連する投資先ファンドの基準通貨以外の通貨建ての資産を保有することがあるため、為替リスクおよび外国為替レートの変動にさらされ、これによりパフォーマンスに影響を受ける可能性があります。

ある投資先ファンド投資証券クラスの投資先ファンド投資証券を、投資先ファンドの基準通貨以外の通貨で申し込むまたは買い戻すことができる場合、為替レートの変動により、投資先ファンド投資主が行った投資の価値がパフォーマンスに関係なく減少または増加し、その結果、対応する投資先ファンド投資証券クラスの通貨で表示された当該投資先ファンド投資証券クラスのパフォーマンスに大きな影響を与える可能性があります。投資先ファンド投資運用会社は、トレジャリー・ロック、先渡契約、先物契約およびクロスカレンシー・スワップなどのヘッジ取引を通じて、このようなリスクの軽減を図ることがあります。為替ヘッジに関連するコストならびに関連する負債および/または利益は、投資先ファンド投資証券1口当たり純資産価格に反映されます。これらのヘッジ取引を、2つのロール日間に生じる為替エクスポージャーの変動に合わせて調整することは現実的でない場合があります。その場合、当該投資先ファンド投資証券クラスの通貨と投資先ファンドの基準通貨との間の為替レートのネガティブな変動によって生じた損失は、当該投資先ファンド投資証券クラスの投資先ファンド投資主が負担します。また、これらのヘッジ取引が不完全であったり、為替エクスポージャーの一部にしか適用されない場合には、その結果生じる利益または損失を当該投資先ファンド投資証券クラスの投資先ファンド投資主が負担することになります。すべての通貨エクスポージャーを除去できる保証はありません。

さらに、投資先ファンド内の異なる通貨建ての投資先ファンド投資証券クラスについては、単一の投資先ファンド投資証券クラスが法的に独立したポートフォリオを構成していないため、極端な場合、1つの投資先ファンド投資証券クラスの通貨取引が当該投資先ファンド内の他の投資先ファンド投資証券クラスの純資産価値に悪影響を及ぼす可能性があることにご留意ください。前述のヘッジ取引を行うことで、投資先ファンドは当該取引のカウンターパーティーの信用リスクにさらされることとなります。カウンターパーティーが倒産または支払不能に陥った場合、投資先ファンドのポジションの清算に遅れが生じたり、その権利を行使するために手数料および費用が発生したりする可能性があります。また、上記の契約およびFDI手法が、例えば倒産、違法性の顕在化または契約発効時とは異なる税法・会計法の変更などにより終了する可能性もあります。

投資先ファンドの投資者は、投資先ファンド投資証券クラスの通貨と投資先ファンドの投資者の参照通貨との間の通貨変動が、投資先ファンドへの投資価値に悪影響を及ぼす可能性があることにも留意する必要があります。

ヘッジされていない限り、投資先ファンドの基準通貨以外の通貨への投資における投資先ファンドの直接的または間接的なポジションの価値は、投資先ファンドの基準通貨の為替レートや、様々な現地市場および通貨における投資対象の価格変動によって変動します。このような場合、投資先ファンドが投資を行っているその他の通貨に対する投資先ファンドの基準通貨の価値が上昇は、その現地市場における当該投資先ファンドの金

融商品の値上がりの影響を低減し、かつ、値下がりの影響を増大させるため、当該投資先ファンドに損失をもたらすことがあります。反対に、投資先ファンドの基準通貨の価値が下落した場合、当該投資先ファンドの基準通貨以外の通貨への当該投資先ファンドによる投資に対して逆の影響が生じます。

投資先ファンドの純資産価額は当該投資先ファンドの基準通貨で計算されますが、当該投資先ファンドの勘定で保有される投資対象は他の通貨で取得される場合があります。投資先ファンドの投資対象の価値(任意の通貨で表示される場合があります。)は、投資先ファンドの基準通貨に対する当該通貨の為替変動によって上昇したり下落したりすることがあります。為替レートの不利な変動は、リターンへの減少および資本の損失に帰結することがあります。結果として生じる為替リスクをあらゆる状況においてうまくヘッジできるとは限らず、実務上それが実行可能でない場合もあります。特定の投資先ファンド投資証券のクラスは、投資先ファンドの基準通貨以外の通貨で表示されることがあります。

新興市場

投資先ファンドは様々な市場への投資を行います。その中には、「新興市場」または「フロンティア市場」とみなされる可能性のあるものがあります。新興市場またはフロンティア市場の多くは、経済的にも政治的にも発展途上にあり、政府が比較的不安定で、経済が少数の商品または産業のみを基盤としている場合があります。新興市場またはフロンティア市場の国々の多くには、確立された製品市場がなく、会社の経営層に厚みがなく、主要産業の国有化など政治的・経済的な展開に脆弱である可能性があります。新興市場またはフロンティア市場の会社その他の事業体への投資、および新興市場またはフロンティア市場のソブリン債への投資は、高度のリスクを伴う可能性があり、投機的である可能性があります。投資先ファンド投資運用会社は、フロンティア市場は新興市場と類似していると考えますが、フロンティア市場は新興市場よりも会社規模が小さく、会社の数も少なく、投資家も取引量も少ないものです。また、フロンティア市場には規制、企業に関する情報および透明性も少ないのが現状です。一般に、フロンティア市場は次世代の新興市場になると予想されています。

リスクには、() 収用、重税、国有化、社会的・政治的不安定性(選挙などによる政権交代のリスクを含みます。)および経済的不安定性のリスクが大きいこと、() 新興市場の発行体に対する証券その他の投資市場の現在の規模が相対的に小さく、取引量が相対的に少ないため、流動性が不足し、価格が変動しやすいこと、() 投資先ファンドの投資機会を制限する可能性のある特定の国の政策(関連する国益に反する可能性のある発行体または産業への投資の制限を含みます。)、() 民間・外国投資および私有財産を規制する法制度が整備されていないこと、() 高いインフレ率またはハイパーインフレの可能性、() 為替リスクおよび外国為替管理の施行、延長または継続、() 金利リスク、() 信用リスク、() 民主的な説明責任の水準が低いこと、() 信頼性の低い財務情報を生じさせ得る会計基準および監査慣行の違い、() 異なるコーポレート・ガバナンスの枠組み、() 政府または政府機関が公表する公式データの質、タイミングおよび信頼性の欠如、ならびに(xiii) 政府または軍による意思決定への介入、テロ、内乱、過激主義、近隣諸国間の敵対行為による政情不安が含まれます。

上記の新興市場またはフロンティア市場のリスクは、これらの市場に投資している投資先ファンドのカウンターパーティー・リスクを増大させます。さらに、新興市場またはフロンティア市場に対する投資者のリスク回避姿勢は、当該市場で行われる、またはそのような市場にさらされる投資の価値および/または流動性に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、上記のいずれかの要因により実際のまたは予想される投資価値の下落が生じている場合には、その下落を一層大きくすることがあります。

新興市場またはフロンティア市場は、多くの市場の不完全性によって特徴付けられ、その分析には、市場での長い経験と複数の補完的な専門スキルが必要となります。

こうした非効率性には、() 政治がソブリンリスクおよび資産価格の動向に及ぼす影響、() 例えば公式な官僚制の不備や、個々の経済要因レベルにおける歴史的・文化的な行動規範などの、新興市場における制度的不完全性、() 新興市場の資産クラスはまだ発展途上であり、市場を動かす情報は利用可能な情報のごく一部であり、潜在的な発展およびソブリンリスクのファンダメンタルズが資産価格に影響を与えるには、数日から数ヶ月、場合によっては数年かかる可能性があるという事実、() 流動性の不完全性および市場集中の予測不可能性、() 情報の非対称性(最も典型的なものは、経験および現地の知識ならびに一部の市場参加者が他の参加者は得られない関連市場情報にアクセスできるという事実によるもの)が含まれます。投資先

ファンド投資運用会社は、投資先ファンドの投資目的を達成するために、こうした市場の不完全性を利用するよう努めます。ただし、いつでもこのことが可能であることを保証するものではありません。

近年、いくつかの新興市場国またはフロンティア市場国の税制は急速な変化を遂げており、この変更は時に何の予告もなく実施され、遡及的に適用されています。これらの国々では、国家財政が大幅な赤字に陥っているために政府の税収確保が急務となっていることが多い一方で、経済状況が潜在的納税者の納税義務を果たす能力を低下させています。場合によっては、税法違反が蔓延し、問題に対処する人員が不足し、経験の浅い税務調査官による法律の執行に一貫性がない場合があります。

さらに、証券取引の決済や資産の保管に関する市場慣行が先進国ほど発達していない可能性があり、これらの国で取引を行うリスクが高くなります。

ディストレスト債への投資に伴うリスク

投資先ファンドは、財務状況が低迷している、経営状況の悪化を経験している、多額の資金的ニーズがあるもしくは自己資本がマイナスである、もしくは競争上の特殊な問題に直面している債務者および発行体または破産もしくは更生手続に関与している債務者および発行体に投資する場合があります。問題を抱えた債務者および発行体への投資に伴う問題の一つは、当該債務者および発行体の状態に関する十分な情報を取得することが困難であることがしばしばあることです。また、そのような投資対象の市場価格は、急激かつ不安定な市場変動および大きな価格変動が伴い、当該投資対象の買呼値と売呼値の間のスプレッドは、通常予想されるものより大きくなる可能性があります。当該投資対象の市場価格が、当該投資対象の本質的価値を反映するには何年もかかる可能性があります。投資先ファンドが保有する一部の投資対象は、幅広く取引されていない場合があります。特定の投資先ファンドの投資プロファイルによっては、当該投資先ファンドの当該投資対象へのエクスポージャーが当該投資対象の市場に対して多大である可能性があります。さらに、投資先ファンドの保有する一部の投資対象には公認市場が存在しない場合があります。よって、当該投資対象は流動性が低い可能性が高いです。これらの要因の結果、該当する投資先ファンドの投資目的を達成することがより困難となる可能性があります。

資産が流動性を欠く可能性

投資先ファンドは、変動性が高く、かつ流動性が低くなる可能性のある市場に投資を行い、またはかかる市場における取引ポジションを保有することがあります。取引ポジションの適時の引揚げまたは売却は、取引量の減少、価格変動性の上昇、取引ポジションの集中、投資先ファンドが当事者であることのある、高度に専門的な取引または高度な仕組取引においてポジションを移転する能力の制限、ならびに業界の規制および政府の規制の変化によって損なわれることがあります。投資先ファンドが、証拠金請求、引出請求その他の請求に応じるために、ポジションを迅速に精算することが不可能または高額である場合があります(特に、同様の資産を処分しようとする他の市場参加者が同時にいる場合、関連する市場がポジションと異なり反対方向に動いている場合、または市場での取引の一時停止もしくは一日の値幅の制限がある場合など)。

事業引受リスク、テロリズムおよび大災害リスクならびに感染症の発生リスク

投資先ファンドによる、特定の資産、市場または事由に関連した様々なリスクの引受けを伴う機会について、随時検討されることがあります。投資先ファンドのポートフォリオは、ハリケーン、地震その他の自然災害、テロリズムその他の大災害事由、健康に係るパンデミック、エピソードもしくは感染症の発生その他人々の移動の自由、健康または平均余命に悪影響を及ぼすおそれのある事由を含みますが、これらに限られない、様々な事由の発生により直接または間接的にさらされるエクスポージャーに起因して生じる損失リスクを負います。これらの損失リスクは重大である可能性があり、投資先ファンドがそれらのリスクを引き受けることにより受領したすべての所得その他利益(もしあれば)を大幅に上回る可能性があり、損失の大きさによっては、当該投資先ファンドのリターンに悪影響を及ぼす場合があります。

さらに、健康に係るパンデミック、エピソードもしくは感染症の発生に関するリスクは、かかる事由が不可抗力事由として認められるかが不確定であることにより増加します。不可抗力条項の適用性または適用性の不存もまた、投資先ファンドおよびその投資対象が締結する契約に関連して問題となる可能性があり、最終的に投資先ファンドおよびその投資対象にとって不利益となる可能性があります。不可抗力事由が発生したかを判断する際に考慮される要因は、各契約に含まれる具体的な不可抗力条項に全面的に依拠します。不可抗力事由が発生したと判断された場合、投資先ファンドまたは投資先ファンドの投資対象のカウンターパーティーは、当該カウンターパーティーが当事者である一定の契約に基づく自らの義務を免除されることがあります。

が、発生していないと判断された場合、投資先ファンドおよびその投資対象は、運営上および/または財務上の安定性に対する潜在的な制約にかかわらず、その契約上の義務を履行することを義務付けられる場合があります。いずれの結果も、投資先ファンドの投資対象および当該投資先ファンドのリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

カウンターパーティー・リスク全般

先渡し、スワップ、先物、オプションその他のFDI商品を含む取引に関連して投資先ファンドが有する債務を補完するため、投資先ファンドによる担保の差入れを要求するカウンターパーティーに対し、投資先ファンドは、重大な信用リスクおよびオペレーショナル・リスクのエクスポージャーを有します。さらに、例としては、投資先投資法人が投資先ファンドのポートフォリオの有価証券を、担保付または無担保で貸し付ける可能性などもあります。

投資は通常、投資先ファンドと(エージェントではなく)当事者としてのブローカーとの間で行われます。したがって、投資先ファンドは、ブローカーが支払不能または類似の事由により投資先ファンドに対する契約上の債務の充足ができない可能性があるというリスクを負います。投資先ファンドと取引を行ういずれかのカウンターパーティーが支払不能となった場合、投資先ファンドが当該カウンターパーティーに対して有する請求権は、通常無担保です。

満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性のある契約の場合、または投資先ファンドの取引が、単独もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間の取引に集中している場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなります。取引のカウンターパーティーによる債務不履行があった場合、投資先投資法人は、通常の場合であればほとんどの場合契約上の救済があり、一部の案件においては取引に関する合意に基づき担保があります。ただし、当該契約上の権利の行使により遅延または費用が生じる可能性があり、投資先ファンドの純資産価額が、投資先ファンドがかかる取引を行っていなかった場合を下回ることがあります。

投資先投資法人の一または複数のカウンターパーティーが、支払不能となる、または清算手続の対象となる場合、当該カウンターパーティーからの投資先投資法人の有価証券その他の資産の回復が遅れる、または当該プライム・ブローカーもしくはブローカー・ディーラーに元々委託した当該有価証券もしくは資産の価値を下回る価値になるリスクが存在します。

また、投資先投資法人は、様々な法域に所在するカウンターパーティーを利用する場合があります。かかる現地のカウンターパーティーは、当該カウンターパーティーが支払不能となった場合にその顧客を保護するように設計された、様々な法域の様々な法令に従います。ただし、これらの法律の実務上の効果および投資先投資法人の資産への適用は、相当の制限および不確実性が伴います。関与する法主体および法域が多数あること、また、カウンターパーティーの支払不能が伴う、事実をもとにした起こりうるシナリオが広範に及ぶことから、カウンターパーティーの支払不能が投資先投資法人およびその資産に対して及ぼす影響について一般化することは不可能です。

投資先ファンドの投資者は、投資先投資法人のいずれかのカウンターパーティーが支払不能になることにより投資先投資法人が損失(重大なものとなるおそれがあります。)を被ることを想定すべきです。

一般的に、投資先投資法人は、いずれの特定のカウンターパーティーとの取引も制限されません。投資先ファンド投資運用会社による、そのカウンターパーティーの信用力の評価が十分ではないことが判明する可能性があります。投資先投資法人のカウンターパーティーの財務能力に関する完全かつ「絶対確実」な評価が存在しないこと、および決済を円滑にする規制市場が存在しないことにより、投資先投資法人が損失を被る可能性が高まる場合があります。

投資先投資法人が、カウンターパーティーの信用リスクを低減するために実施する可能性のある措置にかかわらず、結果としてカウンターパーティーが債務不履行に陥らない、または投資先投資法人が取引による損失を被らないという保証はありません。ただし、投資先投資法人は、いずれの単一のカウンターパーティーに対する最大のリスク・エクスポージャーも、投資先投資法人英文目論見書に記載される金額を超えないことを確保します。

担保の移転

FDIを用いるために、投資先ファンドは、投資先ファンドに対するカウンターパーティーのいずれかのエクスポージャーへのカバーとして投資先ファンドの資産から担保または証拠金を支払うことが要求されることの

ある取決めを、カウンターパーティーと締結する場合があります。移転された当該担保または証拠金の所有権がカウンターパーティーに移転する場合、当該担保または証拠金は当該カウンターパーティーの資産となり、カウンターパーティーによりその事業の一部として使用されることがあります。移転された担保は、投資先ファンド保管会社によって安全保管のために保有されませんが、担保のポジションは、投資先ファンド保管会社により監視および調整されます。

取引所外取引

投資先ファンドは、取引所外取引を締結することができます。取引所外契約は、規制されておらず、当該契約は取引所または清算機関により保証されていません。その結果、当該契約の取引は、規制取引所における先物またはオプション取引よりも多くのリスク(カウンターパーティーによる債務不履行のリスクを含みますが、これに限定されません。)にさらされます。また、取引所外取引は、カウンターパーティーが特定の契約を締結する法的能力がないこと、またはある種類の契約が違法もしくは執行不可能と宣言されることなどの法的リスクにもさらされます。

清算機関、カウンターパーティーまたは取引所の支払不能リスク

FDIの流通市場の流動性は、取引の一時停止リスク、停止リスク、取引所もしくは清算機関の機器の故障リスク、政府介入リスク、仲介会社、清算機関もしくは取引所の支払不能リスクまたはその他の通常の取引活動の中断リスクにさらされます。

レバレッジおよび融資取決め

投資先投資法人は、一時的な借入および/または様々な形態のレバレッジ(FDI商品におけるレバレッジを効かせたポジションもしくはショート・ポジションを含みます。)を利用する可能性があります。レバレッジは、総リターンを増大させる機会を提供する一方で、潜在的に損失を増大させる効果も有します。したがって、投資対象の価値に悪影響を及ぼす事由は、レバレッジがかけられた範囲において増大され、ショート・ポジションの手仕舞いによって重大な損失が生じる可能性があります。

一般的に、投資先投資法人に一時借入目的の融資を提供する銀行およびディーラーは、基本的に任意の証拠金、ヘアカット、融資ならびに保証および担保評価の方針を適用することができます。例えば、投資先投資法人の証拠金勘定を担保するためにブローカーに差し入れられた金融商品の価値が下落した場合、投資先投資法人に対し「追加証拠金請求」がなされる可能性があります、かかる場合において投資先投資法人は、追加の資金もしくは金融商品をブローカーに預託しなくてはならないか、または担保として差し入れた金融商品の価値の下落分を補填するために当該金融商品が強制的に清算されることとなります。投資先投資法人のポートフォリオの価値が急落した場合、投資先投資法人は、その証拠金要求を充足するために金融商品を迅速に清算することができない可能性があります。証拠金または類似の支払金額の増加により、投資先投資法人にとって不利となる時期および価格で取引しなければならない可能性があります。

レバレッジの結果、投資先投資法人の資産に対して支払金利が大きな割合を占める可能性があります。支払金利により、関連する投資戦略に対する投資先ファンド投資証券のエクスポージャーを縮小せざるを得ない可能性があります。このようなレバレッジの利用は、比較的少額の損失であったとしても、または経費を相殺するに至らない利益の場合、投資先投資法人の利用可能資本が急速に枯渇し、利益を得る可能性が低下または消失する可能性があります。いずれかの(一時借入目的の)融資取決めに関して、アレンジメント・フィー、コミットメント・フィー、最低利用手数料および更新手数料などの追加手数料が支払われる可能性があります。市況によるか、または政府、規制当局もしくは司法機関の措置によるかを問わず、銀行およびディーラーによる当該方針の変更、またはその他の与信制限もしくは制約の設定は、大量の証拠金請求、融資の損失、不利な価格でのポジションの強制清算、スワップおよびレボ取引の終了ならびに他のディーラーとの契約のクロス・デフォルトにつながる可能性があります。当該制限または制約が突然、かつ/または複数の市場参加者によって設定された場合、このような悪影響が増大される可能性があります。このような制限または制約の設定により、投資先投資法人がそのポートフォリオの全部または一部を不利な価格で清算せざるを得ず、投資先投資法人の純資産が全額失われる可能性があります。

投資先投資法人が適切な融資取決めを維持できる、または保有していれば利益を得られたであろうポジションを手仕舞いせざるを得ず、損失を被るという状況を回避できるという保証はありません。いずれの融資取決めも、更新されるという保証はなく、また、投資先ファンド投資証券に関する融資取決めが更新される場合、より不利な条件で更新される可能性があります。特に、融資提供者として行為する第三者が利用可能でない可

能性があり、マン・グループは自ら規制上の、商業上の、またはその他の制約に直面する可能性があり、その結果、マン・グループが融資取決めを提供しないまたは更新しないことがあります。さらに、いずれの融資取決めもその条件に従って早期に終了される可能性があり、またカウンターパーティーにより終了される可能性もあります。融資取決めの喪失、終了または減額により、投資先投資法人が投資先ファンド投資証券に関する投資エクスポージャー全体を縮小させ、これに応じて想定される投資リターンが減少する可能性があります。融資取決めの更新により、融資取決めの条件(適用される利息マージンの変更を含みますが、これに限られません。)が変更される可能性があります。

単一産業

投資先ファンドは、単一または限られた数の産業に集中する場合があります。したがって、様々な経済セクターを対象とする、幅広い投資対象への投資よりも大きなリスクおよび市場の変動を受けやすい可能性があります。

モデルおよびデータのリスク

投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンド投資運用会社の投資専門家に対して取引ごとに裁量権を付与するのではなく、投資先ファンド投資運用会社により開発される専有の数学的な定量的モデル(以下、個別にまたはあわせて「モデル」といいます。)ならびにデータおよび第三者により提供されるデータ(以下、あわせて「本データ」といいます。)に大きく依存します。モデルおよび本データは、組み合わせることにより、投資判断を構築するため、現在のおよび潜在的な投資対象の両方を評価するため(取引を目的とする場合および投資先ファンド純資産価額の決定を目的とする場合を含みますが、これらに限られません。)、リスク管理の洞察力を提供するため、また、投資先ファンドのポジションおよび投資対象のヘッジを支援するために用いられます。モデルおよび本データは、エラー、脱落、不備および機能不全(以下、あわせて「システム事象」といいます。)があることが知られています。

投資先ファンド投資運用会社は、実行可能な限りにおいて、ポートフォリオ運用プロセス全体において、および、しばしば、ソフトウェア・コードそのものにおいて、内部テスト、シミュレーション、リアルタイム・モニタリング、独自の安全装置の使用を組み合わせることを通じて、システム事象の発生率およびその影響の低減を目指します。当該テスト、モニタリングおよび独自の安全装置にもかかわらず、システム事象は、特に、予期しない取引の実行、予期される取引の不実行、予期される取引の実行の遅延、取引の適切な配分の不実行、入手可能なデータの適切な収集および統合の不実行、一定のヘッジもしくはリスク低減措置の不実行ならびに/または一定のリスクを増大させる行為を引き起こし、これらはすべて投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。第三者により提供される本データにおけるシステム事象に対しては、通常、投資先ファンド投資運用会社の支配は一切及びません。投資先ファンド投資運用会社が運用する投資先ファンドを代理して投資先ファンド投資運用会社が従事するリサーチおよびモデル構築プロセスは、極めて複雑であり、金融、経済、計量経済学および統計学上の理論の使用、リサーチならびにモデル構築を伴います。この投資手法の結果は、コンピューター・コードに変換されなければなりません。投資先ファンド投資運用会社は、これらの機能のそれぞれに熟練した人物を雇用するよう努め、また、適切な水準の監督を行い、その他の軽減措置およびプロセスを用いるよう努めますが、個々のタスクが複雑であること、当該タスクの統合が困難であること、および、最終結果の「実世界」でのテストを行う能力が限られていることにより、シミュレーションや類似の方法を用いたとしても、モデル・コードが一または複数のコーディング・エラーを含んでいる可能性が生じ、よってシステム事象が生じる可能性があり、さらに、一または複数の当該コーディング・エラーは、投資先ファンドの投資パフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンド投資運用会社の投資戦略は、大量の本データの収集、クリーニング、選別および分析の実行に大きく依存します。したがって、モデルは、適切な本データのインプットに大きく依存します。ただし、モデルの予測、投資判断およびその他のパラメーターにおいてすべての関連する入手可能な本データを考慮することは不可能であり、実行不可能です。投資先ファンド投資運用会社は、各投資戦略に関してどの本データを収集するかにつき、および、最終的な投資判断に影響を与えうる予測を作成するため、モデルがかかる本データのどの集合体を考慮するかにつき、その裁量を用いて決定します。さらに、本データの収集が自動化されていること、入手可能な本データの量および深さ、本データのクリーニングが複雑であり、これがしばしば手動で行われること、ならびに、本データの圧倒的多数が第三者の情報源から得られるという事実により、必然的に、希望するおよび/または関連するすべての本データがいつでも投資先ファンド投資運用会社により入手可

能であるか、または投資先ファンド投資運用会社により処理されるわけではありません。特定のモデルの利点、価値および/または強みにかかわらず、不正確な本データが入力されていた場合は、当該モデルは意図した通りに機能せず、これはシステム事象を引き起こし、投資先ファンドに損失を被らせる可能性があります。さらに、本データが正確に入力されていた場合でも、特に、投資先ファンドが投資することがある複雑な特徴を有する金融商品(FDIなど)に関して、モデルを通じて本データにより予想される「モデル価格」は、市場価格とは大幅に異なることがあります。

不正確または不完全な本データが入手可能な場合、投資先ファンド投資運用会社は、入手可能な本データに基づいて引き続き予測を作成し、かつ、投資判断を行うことができ、しばしばそのようにします。さらに、投資先ファンド投資運用会社は、一定の入手可能な本データについて、予測の作成および/または投資判断の決定において有用な可能性があるものの、とりわけ、技術コストまたは第三者ベンダーコストにより当該本データを収集する際の費用効率が悪いと判断する場合があります、かかる場合、投資先ファンド投資運用会社は、当該本データを利用しません。投資先ファンド投資運用会社は、自らが利用する本データを選択する完全な裁量権を有します。投資先ファンド投資運用会社は、モデルに関して予測を作成し、または投資判断を行う際に、特定の本データまたは特定の種類の本データを使用することを決定し、または、使用を差し控えることができます。モデルの基礎となる予測の作成または投資判断の決定に利用される本データは、(i) 入手可能なもっとも正確なデータではなく、または、() エラーフリーではないことがあります。モデルに関連して利用される本データのセットは限られています。大量の本データの収集、クリーニング、選別および分析に関連する上記のリスクは、投資先ファンド投資運用会社のような定量的で、プロセス・ドリブンで、かつ体系的なアドバイザーを用いる投資に内在する部分です。

モデルおよび本データが不正確であるか、誤解を招くものであるか、または不完全であることが判明した場合、これに依拠して行われたあらゆる判断は、投資先ファンドを潜在的な損失にさらし、当該損失は時間の経過とともに増大する可能性があります。例えば、モデルおよび本データに依拠することにより、投資先ファンド投資運用会社は、高すぎる価格で一定の投資対象を購入し、低すぎる価格で一定のその他の投資対象を売却し、または、有利な機会を完全に逸するよう誘導される可能性があります。同様に、欠陥のあるモデルおよび本データに基づくあらゆるヘッジは、不成功に終わると判明することがあり、投資先ファンド純資産価額を決定する際、評価モデルに基づく投資先ファンドの投資対象のあらゆる評価は、不正確であると判明することがあります。また、モデルは将来の行動を不正確に予測することがあり、これはキャッシュフローおよび/または時価評価方式での潜在的な損失をもたらします。さらに、予期しないまたは可能性の低い一定のシナリオにおいて(ある種のマーケット・イベントまたは混乱を伴うことが多いです)、モデルは、予想外の結果(システム事象である場合もあれば、システム事象でない場合もあります。)を生じる可能性があります。

モデルおよび本データにおけるエラーは、多くの場合、発見することが極めて難しく、モデルの場合、設計文書または仕様書がないために、システム事象の発見はより一層難しくなる可能性があります。システム事象の発見の遡及的に判明する困難さにかかわらず、システム事象の中には、長期間発見されないままのものや、永久に発見されないものもある可能性があります。さらに、投資先ファンド投資運用会社は、特定のシステム事象を発見した場合に、その単独の裁量により、かかるシステム事象に対処しないことまたはこれを修正しないことを決定することがあり、また、第三者ソフトウェアは、投資先ファンド投資運用会社がその単独の裁量により対処または修正しないことを決定した投資先ファンド投資運用会社が知っているシステム事象を引き起こします。これらのシステム事象により生じる機能低下および影響は、時間の経過とともに増大する可能性があります。投資先ファンド投資運用会社は、通常、システム事象の潜在的な影響に関する重要性分析を行いません。投資先ファンド投資運用会社は、モデルに関して行われるテストおよびモニタリングにより、投資先ファンド投資運用会社が、定量的、体系的およびコンピューター化された投資プログラムを運用する慎重な人物がシステム事象を生じさせた潜在的な問題を特定し、訂正することにより対処するようなシステム事象を特定し、これに対処することができるかと確信していますが、当該プロセスが成功する保証はありません。投資先ファンドの投資者は、システム事象ならびにその後のリスクおよび影響が、投資先ファンド投資運用会社のようなプロセス・ドリブンでかつ体系的な投資運用者を用いる投資に内在する部分であることを想定するべきです。したがって、投資先ファンド投資運用会社は、発見されたシステム事象をその投資者に開示することを予定していません。

投資先ファンドは、システム事象に関連するすべての損失を負担することを含め、モデルおよび本データへの依拠に関連するリスクを負担します。

陳腐化のリスク

モデルの根底にある想定が現実的であり、かつ、将来においても引き続き現実的かつ妥当であるかまたは全体的な市場環境の変化を考慮して調整される場合を除き、投資先ファンド投資運用会社はその定量的で体系的な投資戦略の利用に成功する見込みはありません。当該想定が不正確であるかまたは不正確となり、迅速に調整されない場合、モデルは利益のある取引シグナルを生成しない可能性が高いです。モデルが一定の関連する要因を反映せず、かつ、投資先ファンド投資運用会社がモデルを適宜修正することによりそのテストおよび評価を通じて当該脱落にうまく対処できない場合は、その限りにおいて、多額の損失が生じる可能性があり、そのすべては投資先ファンドにより負担されます。投資先ファンド投資運用会社は、引き続きモデルをテストし、評価し、新たなモデルを追加しますが、これにより既存のモデルが随時修正される可能性があります。投資先ファンドの投資者は、モデルおよび投資戦略の追加、修正または削除について通知されず、かつ、これを承認しません。モデルまたは投資戦略の追加、修正および削除を含むあらゆる変更が投資先ファンドのパフォーマンスに及ぼす(プラスまたはマイナスの)影響について保証することはできません。

クラウドディング/集中

定量的分析を重視する運用者の間では、熾烈な競争があることから、グローバルな株式市場全体やその他のヘッジ・ファンドとの連動性が低いリターンを投資先ファンド投資運用会社が実現する能力は、収益を上げ、かつ同時に他の運用者が利用するモデルとは差別化されたモデルを駆使する自らの能力にかかっています。投資先ファンド投資運用会社が十分に差別化されたモデルを開発することができない限りにおいて、モデルが絶対的な意味において収益性があるかにかかわらず、投資先投資法人の投資目的は達成されない可能性があります。また、モデルが他の運用者が用いるモデルに似てくる限りにおいて、市場の混乱が投資先投資法人が用いるモデルのような予測的なモデルにマイナスの影響を及ぼす可能性があるというリスクが高まります。これは、かかる混乱が、市場においてモデル(または類似の定量的分析を重視する投資戦略)を使用する多くのファンドにわたる同時の取引による流動性の低下または急な価格改定を加速させる可能性があるためです。

ヘッジ取引

投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドのポートフォリオ・ポジションのヘッジを試みることを要求されません。さらに、投資先ファンド投資運用会社は、特定のリスクを、かかるリスクをヘッジするために予測しない可能性があります。投資先ファンドは、投資およびリスク管理の双方の目的上、(i)証券市場の変動および金利変動により投資先ファンドの投資ポートフォリオの市場価格が変動する可能性から保護するため、()投資先ファンドの投資ポートフォリオの評価額の未実現利益を保護するため、()当該投資対象の売却を容易にするため、()投資先ファンドのポートフォリオに組み入れられている投資対象に対するリターン、スプレッドまたは利益を拡大または保持するため、(v)投資先ファンドのいずれかの負債または資産に関する金利または為替相場をヘッジするため、()投資先ファンドが後日購入を予定している有価証券の価格上昇から保護するため、または()投資先ファンド投資運用会社が適切とみなすその他の理由に基づき行為するため、様々な金融商品(オプションその他のFDIを含みます。)を使用する可能性があります。

投資先ファンド投資運用会社のヘッジ戦略の成否は、投資先ファンド投資運用会社がヘッジ戦略に用いる商品のパフォーマンスと、ヘッジの対象となるポートフォリオの投資対象のパフォーマンスの相関度を正確に評価する能力にかかっています。多くの有価証券の特性は市場変動または時間の経過とともに変化するため、投資先ファンド投資運用会社が投資先ファンドのポートフォリオ・ポジションのヘッジを行う場合の成否は、投資先ファンド投資運用会社が継続的に、効率的な態様でかつ適時にヘッジを再計算し、再調整し、実行する能力にもかかっています。投資先ファンドは、リスク低減のため一定のヘッジ取引を行うことがありますが、当該取引は、投資先ファンドが当該ヘッジ取引を行わなかった場合よりも全体的な投資先ファンドのパフォーマンスを低下させることがあります。様々な理由により、投資先ファンド投資運用会社は、当該ヘッジ手段とヘッジ対象であるポートフォリオ保有資産との間に完全な相関を実現することを企図しない場合があります。当該不完全な相関関係により、投資先ファンドが意図したヘッジを達成することを妨げられ、または投資先ファンドが損失リスクにさらされる可能性があります。ヘッジ取引およびリスク管理取引の使用が成功するには、投資先ファンドのポートフォリオ保有資産の選択が必要とされる技能を補完する技能が必要となります。

先物契約およびオプション契約ならびにヘッジ戦略

投資先ファンドは、効率的なポートフォリオ運用および当該投資先ファンドの投資対象の全体的なリスクのヘッジもしくは軽減を目指すため、または投資先投資法人英文目論見書および投資先ファンド英文目論見書補遺に記載される投資の目的のために先物およびオプションを利用することができます。投資先ファンドによるこれらの戦略の利用可能性は、市況、規制上の制限および税務上の勘案事項によって制限される可能性があります。これらの戦略の利用には、(i)ヘッジ対象の証券の価格変動および金利変動を予想する投資先ファンド投資運用会社の能力への依拠、()先物契約またはオプション契約が基礎としている証券または通貨の動きと、関連する投資先ファンドの証券または通貨の動きとの間の不完全な相関、()特定の時期における特定の証券のための流動性のある市場の欠如、()カウンターパーティーの財務上の健全性および信用力に関するリスクを含む、カウンターパーティーによる不履行リスク(「カウンターパーティー・リスク」の項目を参照してください。)(V)先物取引に固有のレバレッジ度(すなわち、先物取引に通常要求される小額の証拠金の預託は、先物取引が高度にレバレッジされる可能性があることを意味しています。)、および()投資先ファンドの債務をカバーするために分離されている投資先ファンドの資産の割合を理由として、効果的なポートフォリオ運用または買戻請求その他短期的債務に応じる能力が妨げられる可能性があることを含む一定の特別なリスクも伴います。したがって、先物契約の比較的わずかな値動きが、投資先投資法人に即時のかつ多額の損失を生じさせる可能性があります。

リスク管理活動は、投資先ファンドの投資対象のリターンに悪影響を及ぼす可能性があります。

投資先ファンドは、市場リスクへのエクスポージャーを管理する場合に、市場動向(実勢金利、為替相場および商品価格の推移を含みます。)によって生じる可能性のある投資対象の相対的価値の変化へのエクスポージャーを制限するために、随時、先渡契約、オプション、スワップ、クレジット・デフォルト・スワップ、キャップ、カラーおよびフロアを利用し、その他の戦略を追求し、またはその他の形態のFDIを利用することができます。いずれかのヘッジ取引その他のFDI取引の成否は、一般的に、市場の変化を正確に予測する能力、FDIの値動きの相関度、ヘッジされるポジション、カウンターパーティーの信用力その他の要因に左右されます。結果として、投資先ファンドは、市場リスクに対するエクスポージャーの低減のため取引を行うことがあります。かかる取引は、当該取引を行わなかった場合よりも全体的な投資パフォーマンスを低下させることがあります。当該取引は、ヘッジされたポジションの価値が上昇した場合には、利益獲得の機会を制限する可能性もあります。投資先ファンドは、ある商品指数が投資先ファンドが投資した特定の証券またはセクターに関係する場合に商品指数に対するエクスポージャーを取ることで、複雑なヘッジ戦略を実施することを検討することができます。例えば、投資先ファンドが航空または総合物流セクターの企業の証券に投資している場合に、投資先ファンドは石油指数へのエクスポージャーを取ることを検討することができます。裏付けとなる商品指数は、当該発行体のパフォーマンスと関係していることがありますが、相関関係を有すること、または特定の証券もしくはセクターの価値の低下が特定の商品指数の上昇により相殺されることの保証はありません。投資先ファンド投資主は、かかる戦略が投資先ファンドのリスク・プロファイルを高める可能性があることに留意する必要があります。

デューディリジェンス・プロセス

投資先ファンド投資運用会社は、投資を行う前に、各投資対象に該当する事実および状況に基づき、投資先ファンド投資運用会社が合理的かつ適切とみなす方法でデューディリジェンスを実施します。投資先ファンド投資運用会社は、デューディリジェンスを実施する際に、事業、財務、税務、会計、環境および法律に関する重要かつ複雑な問題を評価するよう求められる場合があります。外部のコンサルタント、法務アドバイザー、会計士および投資銀行が、投資対象の種類に応じて程度の差はあるものの、デューディリジェンスのプロセスに関与する可能性があります。ただし、投資先ファンド投資運用会社は、デューディリジェンス実施時、および投資対象に関する評価を行う際に、投資の対象から提供された情報、および状況によっては第三者による調査を含む、利用可能な情報源に依存することになります。いずれかの投資機会に関して投資先ファンド投資運用会社が実施するデューディリジェンス調査が、かかる投資対象の価値に悪影響を及ぼす可能性のある一定の事実を明らかにする、または浮かび上がらせることができない場合があります。

エクイティ

投資先ファンドは、エクイティ証券およびエクイティFDIに投資する可能性があります。これらの金融商品の価値は通常、発行体のパフォーマンスおよびエクイティ市場の変動に伴い変化します。結果として投資先ファンドは、投資したエクイティ商品の発行体のパフォーマンスが投資先ファンド投資運用会社の予想と異なる

る場合、またはエクイティ市場が全体として一方向に動き、かつ投資先ファンドがかかる全体的な動きに対するヘッジを行っていない場合、損失を被る可能性があります。投資先ファンドはまた、例えば転換証券の場合に転換証券の転換において売却可能な普通株式を引き渡す義務、制限付有価証券を公に再販売するために登録する義務などの契約上の義務を、発行体が履行しないというリスクを負う可能性があります。

投資先ファンドの投資対象

投資先ファンドは、その資産の一部または全部を規制された集団投資スキーム(投資先投資法人の他のポートフォリオを含みます。)、または投資先ファンド投資運用会社および/もしくはマン・グループ・ピーエルシー企業グループの他のメンバー会社および/もしくは独立した投資運用者が運用する他の資産プール・ビークルに投資する可能性があります。また、投資先投資法人の投資者は、投資先投資法人レベルおよび投資先ファンドのレベルの双方における報酬を負担します(ただし、マン・グループ・ピーエルシー企業グループのメンバー会社によって運用されるファンドの場合、当該メンバー会社に帰属する報酬を除きます。)。投資先投資法人が投資を行う際に直接または間接的に経由する投資先ファンドが何らかの理由(詐欺、オペレーション、評価または資産の保管に関する不履行を含みますが、これらに限られません。)で不履行となった場合、投資先ファンド投資証券1口当たり純資産価格もこれに応じて低下する可能性があります。

債務証券

投資先投資法人は、会社および政府の債務証券および債務証券に投資する可能性があり、また、これらの有価証券のショート・ポジションを取る可能性があります。投資先投資法人は、資本増加の機会(またはショート・ポジションの場合は、資本減価の機会)がある場合、これらの有価証券に投資する可能性があり、また、一時的な防御目的および流動性維持の目的でこれらの有価証券に投資する可能性もあります。債務証券には、特に、会社が発行する債券、手形および債務証券、主権国家政府が発行または保証する債務証券、地方債ならびに不動産担保証券(MBS)および債務担保証券(CDO)を裏付けとする証券を含む資産担保証券(ABS)が含まれます。投資先投資法人はまた、クレジット・デフォルト・スワップ(CDS)の利用により、原資産となる会社、地方自治体および主権国家などの信用力に対するエクスポージャーを取る可能性があります。これらの証券には、固定または変動金利を支払うものがあり、またゼロ・クーポン債務が含まれる場合もあります。

債務証券は、発行体が債務要項に従って金利を支払い、元本を返済する能力に服し(すなわち信用リスク)、また、特に金利感応度、発行体の信用力の市場認識および一般的な市場流動性による価格変動に服します(すなわち市場リスク)。不況によりこれらの証券の多くの市場が大混乱に陥る可能性があり、当該証券の価値に悪影響が及ぶ可能性があります。このような不況によって、当該証券の発行体の当該証券に係る元利支払能力に悪影響が及び、当該証券のデフォルト確率が高まる可能性があります。

投資先投資法人は、投資適格債務証券および非投資適格債務証券(一般にジャンク債と呼ばれます。)の双方、ならびに無格付債務証券に投資する可能性があります。最低格付けの非投資適格債務証券および無格付債務証券は、重大な債務不履行リスクを伴うか、または債務不履行状態である可能性があります。景気の悪化または個別の発行体に関する動向が、価格変動を生じさせ、元利金の支払能力を損なう可能性は、高格付債務証券の発行体より非投資適格債務証券の発行体の方が高いです。さらに、低格付債務証券の市場は、高格付債務証券市場より取引が少なく活発ではない場合があります。

金融危機で実証されたように、極めて大量の資産プールを担保とする証券であっても、市場が通常の想定範囲を超えるボラティリティ水準にあるときはボラティリティの影響を受ける可能性があります。金融危機以前、十分な大きさの資産プール(クレジットカード債務またはモーゲージ債務など)からのキャッシュフローは極めて安定的であることは過去の統計により実証済みと考えられ、CDOを担保とする債務証券は、低リスク商品と考えられていました。したがって、格付機関はこれらの証券に投資適格格付を付与するのが通例で、多くの場合「AAA」または同等格付けでした。このような高格付けにもかかわらず、金融危機において、裏付債務の債務者が統計的に前例のない水準で債務不履行に陥ったことなどにより、これらの債務証券保有者の多くが大きな損失を被りました。同様の市場において、投資先投資法人が保有するMBSまたはABSが同様の損失を被らないという保証はありません。

投資先投資法人が、MBSおよびその他の不動産によって担保された債務証券に投資する場合、不動産市場固有の価値変動および価格サイクルの影響を受け、また、国内外の経済状況の悪化、不動産の需給の変化、不動産の賃借人、買主および売主の財務状況、デット・ファイナンスの利用可能性の変化、金利、為替相場、不動

産税率およびその他の運営経費の変動、ならびに賃借料統制に関する規制の可能性、環境法令、不動産法令、都市計画法令、その他の規則ならびに財政政策を含む政府活動などの特定のリスクを負います。

先物

先物の価値は、原資産となるエクイティ証券などの金融商品の価格に依存します。先物の価格はボラティリティが極めて高く、先物契約の価格変動は、特に、金利、需給関係の変化、貿易、財政、金融および為替管理に関するプログラム、ならびに政策や国内外の政治上・経済上の事象および方針の影響を受けることがあります。さらに、先物への投資は、投資先投資法人のポジションが取引される取引所または投資先投資法人の清算機関もしくはカウンターパーティーの不履行リスクにさらされます。

一部の取引所は、「日々の値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規則により、一定の先物契約価格の一日における値幅を制限しているため、先物ポジションは流動性に欠ける場合があります。かかる値幅制限の下では、ある一取引日において、値幅制限を超えた価格で取引を行うことはできません。一旦特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分増減すると、当該契約におけるポジションは、トレーダーが当該制限以内で取引を実行する意思がない限り、獲得または清算することができません。これは、投資先投資法人が不利なポジションを速やかに清算することを妨げ、投資先投資法人に大きな損失をもたらす、または投資先投資法人が望む取引の実施を妨げる可能性があります。想定外の状況においては、先物取引所またはその他の規制当局が、特定の先物契約の取引を停止する、または当該契約のすべてのオープン・ポジションの清算もしくは決済を命じる可能性があります。

株価指数先物契約の価格は、一定の市場の歪みのため、裏付けとなる株価指数の変動と完全には相関しないことがあります。まず、先物市場の全参加者は、証拠金預託および維持要件の対象となります。持分権者は、追加証拠金預託の要件を満たすよりも、相殺取引により先物契約を手仕舞いすることもできますが、かかる相殺取引は指数および先物市場間の通常の間接関係を歪めることとなります。次に、投機家の視点からは、先物市場における証拠金預託の要件は証券市場の証拠金の要件に比べると負担が少ないです。したがって、投機筋の先物市場への参加の増加が価格の歪みを引き起こすこともあります。投資先投資法人が利用する株価指数先物契約の成功もまた、市場動向の変化を正確に予測する投資先ファンド投資運用会社の能力に依存しています。

オプション

投資先投資法人は、コール・オプションおよび/またはプット・オプションの売買に伴うリスクを負う可能性があります。

カバーされているコール・オプションの売り手(すなわち原証券を保有している売り手)は、原証券の市場価格が原証券の購入価格から受領プレミアムを差し引いた金額より下落するリスクを負い、原証券についてオプション行使価格を超えた金額を獲得する機会を放棄します。カバーされていないコール・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を上回って、理論上無制限に値上がりするリスクを負います。カバーされていないコール・オプションの行使に応じるために必要な証券が、著しく高い価格でなければ購入できない場合があり、これによりプレミアムの価値が減少または消失する可能性があります。カバーされていないコール・オプションの行使をカバーするための有価証券の購入が、有価証券価格を引き上げ、これにより損失が増大する可能性があります。コール・オプションの買い手は、コール・オプションについて投資したプレミアムの全額を失うリスクを負います。

カバーされたプット・オプションの売り手(すなわち原証券のショート・ポジションを保有する売り手)は、原証券の市場価格が、原証券の売却価格(ショート・ポジションを設定した価格)に受領したプレミアムを加算した金額を超えて上昇するリスクを負い、市場価格がオプション行使価格よりも下落した場合原証券について利益を得る機会を放棄します。カバーされていないプット・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を下回って値下がりするリスクを負います。プット・オプションの買い手は、プット・オプションについて行った投資の全額を失うリスクを負います。

先渡契約

投資先投資法人は、先渡契約を広範に利用する可能性があります。先渡契約とは、特定の商品または権利を将来の日に特定の価格で売買する義務を伴う取引です。投資先投資法人は、将来の外国為替相場の水準の不確実性に対する防御などのヘッジ目的で、先渡契約を使用する可能性があります。また、先渡契約は、関連する投資先ファンドの基準通貨以外の通貨で投資先投資法人が保有している有価証券の保有価値の保護を目指して利用される可能性があります。下落リスクをヘッジしようとする場合と同様、有価証券の価値と、その有価証

券の保有に関して締結された先渡契約との間の相関関係が不完全であることがあり、これによって保護されていない損失が生じるリスクがあります。また、例えば特定の通貨の価値の上昇または下落が予想される場合など、投資先投資法人の投資目的を追求するために、ヘッジ目的ではなく投資目的で先渡契約が使用されることもあります。

先物契約とは異なり先渡契約およびそのオプションは、取引所で取引されず、標準化されていません。逆に、それらの市場では銀行およびディーラーが当事者として行為し、各取引について個別に交渉を行います。ただし、一定の先物為替予約については、CFTCによりスワップ取引として規制されており、また自主的にスワップ取引施設において取引されています。投資先ファンド投資運用会社のスワップのカウンターパーティーが(CFTCのスワップ規則の目的上)米国人である場合は、これらの契約の一部は米国の規制された清算機関による中央清算を要求される可能性があり、将来、規制された取引所または取引施設での取引が義務付けられる可能性があります。下記「OTC FDI市場の規制強化」の項目を参照してください。銀行間の先渡取引および「現金」取引は、実質的に規制されておらず、一日の値幅に制限はなく、投機的なポジションの制限は適用されません。先物契約の場合と同様に、先渡契約は、通常、先渡契約が関連する投資において提供する経済的エクスポージャーに比べてはるかに少ない額の証拠金しか必要とせず、「ギアリング」効果または「レバレッジ」効果を生み出します。これは、少額の証拠金の支払いにより、利益の増大のみならず、損失の増大につながる可能性があることを意味します。また、原商品の比較的小さい値動きに比例して、先渡契約の価値がはるかに大きく変動する可能性があることを意味します。先渡市場で取引を行う当事者は、その取引を行っている通貨のマーケットメイクを続ける必要はなく、また当該市場は流動性のない期間を有することがあり、かかる期間が長期間に及ぶこともあります。当該市場の一定の参加者が一定の通貨の値付けを拒絶していたか、または当該市場の参加者が買付けに応じる用意がある価格と売付けに応じる用意がある価格との間に異常に広いスプレッドがある価格で値付けを行っていた期間がありました。異常に大量の取引、政治的介入、市場の混乱、原資産に影響を与える予期せぬ第三国の事象、予定外の休日および市場の閉鎖その他の要因により、先渡市場、特に通貨市場では、混乱が生じることがあります。政府当局による管理の強制により、当該先渡取引が、投資先ファンド投資運用会社の推奨を下回る程度に抑制され、その結果、投資先投資法人に損害が生じる可能性があります。市場の流動性が低いことまたは市場の混乱は、投資先投資法人に多額の損失を与える可能性があります。

差金決済取引(以下「CFD」といいます。)

差金決済取引とは、売り手と買い手の二当事者間の契約であり、売り手は買い手に対し、ある資産(有価証券、証書、バスケットまたはインデックス)の現在価値と契約時点の価値との差額を支払うよう規定されます。差額がマイナスの場合、逆に買い手が売り手に対して支払いを行います。差金決済取引により、投資者は、先物契約とは異なり満了日や取引単位が決まっておらず、変動証拠金のあるシンセティック・ロング・ポジションまたは合成ショート・ポジションを取ることができます。株式とは異なりCFDでは、買い手は潜在的に、証拠金として支払った金額をはるかに上回る金額に対して責任を負うことになります。

スワップ契約

投資先ファンドは、スワップ取引を締結する可能性があります。スワップは、裏付けとなる参照資産を購入する必要なく、特定のリターンを得ることを目的として締結されます。トータル・リターン・スワップ、プライス・リターン・スワップ、ボラティリティ・スワップ、バリエーション・スワップ、パフォーマンス・スワップ、金利スワップ、ベシス・スワップ、フォワードレート取引、スワプション、バスケット・スワップ、インデックス・スワップ、キャップ取引、フロア取引、カラー取引、通貨スワップ取引、クロスカレンシー金利スワップ取引またはその他の類似取引の利用は、その参照先が債券、エクイティもしくはハイブリッド証券、クレジット、金利、通貨、バスケットまたはインデックス(これらの取引に関するオプションを含みます。)のいずれであっても、通常の有価証券取引における投資手法およびリスクとは異なる投資手法およびリスクを伴う高度に専門的な活動です。スワップは、各当事者が他方当事者に対して、一回限りの支払いまたは定期的な支払いを行うことに同意する個別交渉取引です。一定のスワップ契約では、一方当事者の支払いを「前払い」とし、他方当事者の支払いとは異なるタイミングで行う(通貨スワップの場合によく見られます)必要がありますが、この場合、スワップの元本価値の全額が、スワップの他方当事者による契約上の引渡義務の不履行リスクにさらされる可能性があります。金利スワップなどのその他のスワップ契約は、通常、契約当事者に「元本」の支払いを義務付けるものではなく、合意された「想定元本」額に適用される合意された金利または

金額の支払いのみを義務付けるものです。したがって、投資先投資法人の信用損失のリスクは、純額ベースで受領する権利を有する支払利息の金額となります。スワップ取引は通常、全額が払い込まれないため、カウンターパーティーが証拠金の支払いを要求することが多いです。取引が「イン・ザ・マネー」である場合、投資先ファンドは追加証拠金が返還されるまで、カウンターパーティーの信用力に引き続きさらされます。

スワップ契約は、現在、当事者対当事者の取引であり、かかる契約における履行責任は、組織化された取引所および清算機関ではなく個々のカウンターパーティーにあります。そのため、投資先ファンドはカウンターパーティーの債務不履行リスクおよびカウンターパーティーの信用リスクを負います。また、取引に伴う証拠金の料率は、投資先ファンドのカウンターパーティーの裁量により決定されることが多く、一定の状況下では、予期せぬ大量の証拠金請求があり、それに伴って投資先ファンドの流動性が欠如する可能性があります。しかしながら、世界各国の規制当局は最近、店頭市場をより厳密に規制する方向に動いており、そのため、店頭スワップの相当部分は、規制市場で実行され、規制された清算機関による清算に付託され、かつ強制的証拠金要件に従うよう求められます。このような規制変更が、カウンターパーティー・リスクを削減し、市場の効率性を高める上でどの程度効果的であるかは定かではありません。このような取引に伴う将来の費用および担保提供による流動性への影響も不確実ではありますが、現在よりも著しく大きくなる可能性があり、その結果、リターンを減少させる可能性があります。さらに、スワップ取引は、その価値が別の原資産から派生する契約です。そのため、原資産価格の変動は、スワップに組み込まれたレバレッジによって、取引から生じるあらゆる損益を拡大させる可能性があります。FDI取引の場合と同様に、カウンターパーティー・ヘッジに基づく価格付けならびに取引の開始および決済時の資金調達コストは、裏付けとなる参照資産を直接購入するよりも高額になる可能性があります。さらに、市場価値、金利、為替相場に関する投資先ファンド投資運用会社の予測は不正確な場合があり、全体的な投資パフォーマンスの成績が、投資先ファンドがスワップ取引を行わなければ達成したであろう成績を下回る可能性があります。

OTCデリバティブ商品およびカウンターパーティー・リスク

一般的に、OTC市場における政府の規制および取引の監視は、組織化された証券取引所と比べて緩くなります。組織化された取引所での取引に与えられる保護(取引所の清算機関の履行保証など)の多くは、OTC取引には存在しません。したがって、カウンターパーティーの債務不履行リスクがあります。かかるリスクを低減するため、投資先投資法人はUCITS要件を満たすカウンターパーティーと契約しなければならず、また、投資先投資法人が信用力を有すると考える優先カウンターパーティーを使用し、信用状または担保の利用を通じて当該取引に関連して発生するエクスポージャーを削減することができます。しかしながら、カウンターパーティーが債務不履行に陥らない、または投資先投資法人がこれらの結果として損失を被らないという保証はありません。

投資先ファンド投資運用会社は、信用リスクまたはカウンターパーティー・リスクおよび潜在的なリスク(取引活動においては、市場価格の変動性の水準の不利な動きに起因するリスク。)を絶えず評価し、投資先ファンド投資運用会社は、ヘッジの有効性を継続的に評価します。投資先ファンド投資運用会社は、これらの種類の事業に適用される具体的な社内の制限を定め、当該取引の相手方として受け入れられたカウンターパーティーを監視します。

上記に加えて、OTC市場は流動性が低い場合があり、魅力的な価格で取引を素早く行うことが常に可能であるとは限りません。投資先投資法人が取引を行うカウンターパーティーが、随時、商品の一部についてマーケットメイクまたは値付けを停止することがあります。かかる場合、投資先投資法人は希望する通貨、クレジット・デフォルト・スワップもしくはトータル・リターン・スワップによる取引を締結することができず、またはオープン・ポジションについて相殺取引を行うことができなくなる可能性があります。これが投資先投資法人のパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、取引所で取引される商品とは対照的に、通貨の先渡し、スポットおよびオプション契約では、投資先ファンド投資運用会社が同等取引または反対取引を通じて投資先投資法人の債務を相殺できる可能性は提供されません。かかる理由により、投資先投資法人は、先渡し、スポットまたはオプション契約を締結する場合には、契約上の義務の履行を要求される可能性があり、また、契約上の義務を履行できなければなりません。

投資先投資法人は、取引所で取引されていない先渡しおよびオプション、金利スワップ、ならびにその他の「店頭」取引に関連して、投資先投資法人が取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされます。当該商品には、組織化された取引所で先物またはオプションを取引する参加者に適用される保護(取引所の清

算機関の履行保証など)と同様の保護が与えられません。取引所で取引されていない先物およびオプションは、個別の投資者のニーズを満たすよう特別に設計された契約であり、かかる契約はユーザーが所定のポジションの時期、市場水準および金額を正確に組み立てることを可能にします。かかる契約のカウンターパーティーは、公認の取引所ではなく、当該取引に關与する特定の会社または企業であり、したがって、投資先投資法人が当該オプションまたは差金決済取引の取引を行うカウンターパーティーの支払不能、破産または債務不履行が、投資先投資法人に多額の損失をもたらす可能性があります。「店頭」または「ディーラー間取引」市場の参加者は、通常、「取引所ベースの」市場の構成員が対象となる規制監督を受けません。店頭市場の監督不足は、投資先投資法人を、(誠実なものであるか否かに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しないカウンターパーティーにさらされるリスクがあり、そのため投資先投資法人が損失を被る可能性があります。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性のある契約の場合、または投資先投資法人の取引が、単独もしくは少数グループのカウンターパーティーとの間の取引に集中している場合には、このような「カウンターパーティー・リスク」が大きくなります。取引のカウンターパーティーによる債務不履行があった場合、投資先投資法人は、通常の場合であればほとんどの場合契約上の救済があり、一部の場合においては取引に関する合意に基づき担保があります。ただし、当該契約上の権利の行使により遅延または費用が生じる可能性があり、関連する投資先ファンドの純資産価額が、かかる投資先ファンドがかかる取引を行っていない場合を下回ることがあります。

レボ取引および逆レボ取引

レボ取引の売り手が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、投資先投資法人は、かかる原証券に対する権利の行使を試みる期間中に原証券の価値が下落する可能性があること、かかる期間中の所得が通常的水準を下回る、または所得を得ることができない可能性があること、およびその権利行使に係る経費を含む、原証券の清算の遅延および損失の両方を被る可能性があります。

債券

債券は、発行体が当該債務に対する元利金の支払いを充足する能力に関するリスク(信用リスク)にさらされ、また、金利感応度、当該発行体の信用力についての市場の見方および一般的な市場流動性など(市場リスク)の要因による価格変動の影響を受ける可能性があります。投資先ファンドが投資を行う可能性のある債券は、金利感応性を有します。金利の上昇は一般に債券の価値を低下させ、金利の低下は一般に債券の価値を上昇させます。したがって、投資先ファンドのパフォーマンスは、市場金利の当該変動を予測し、それに対応する能力および投資資本に関連するリスクの最小化を図りつつ、リターンを最大化するための適切な戦略を利用する能力に部分的に依拠しています。

低格付証券

低格付証券または無格付証券は、ムーディーズによって「A1」以上の格付けを付された証券またはS&Pによって「A」以上の格付けを付された証券よりも高い利回りを有する場合がありますが、高格付証券(主に金利の一般水準の変動に反応します。)に比べて、市場および信用リスクに影響を与える動向に反応する可能性が高いです。一般的に、低格付証券または無格付証券は、高格付証券よりも大きな債務不履行リスクを負います。不況または金利上昇期は、当該証券の市場に悪影響を及ぼし、流動性に影響を与え、投資先ファンドが当該証券を売却する能力を低下させる可能性があります。低格付証券または無格付証券の市場は、高格付証券の市場より取引が少なく活発ではない場合があり、このことは低格付証券または無格付証券の売却される価格に悪影響を及ぼす可能性があります。特定の低格付証券または無格付証券について流通市場での通常取引が存在しない場合、当該証券の評価、ひいては投資先ファンドの資産の評価にも困難が伴う可能性があります。

デリバティブ商品全般

投資先ファンドは、スワップその他のFDI(クレジットFDIなど)を締結する可能性があります。かかるスワップ、オプションその他のFDIは、市場リスク、保管リスク、流動性リスク、カウンターパーティーの財務上の健全性および信用力に関するリスクを含むカウンターパーティーによる不履行リスク(上記「OTCデリバティブ商品およびカウンターパーティー・リスク」の項目を参照してください。)、法的リスクならびにオペレーション・リスクなど、各種リスクを伴う可能性があります。これらの商品は、異常な、または予期せぬ多額の損失を生じさせる可能性があります。さらに、投資先ファンドは将来、現段階では使用が想定されていないかまたは利用できない一定の他のFDIに関する投資機会を活用する可能性があります。投資先ファンドは、かかる他のFDIの使用条件が投資先ファンドのリスク管理プロセスに含まれ、かつ、アイルランド中央銀行に

提出され、承認されるまで、当該他のFDIを使用することができません。将来的に、現時点では確定することのできない特別なリスクが伴う可能性があります。投資先ファンドが参加するFDIの規制環境および税務環境は変化しており、当該証券の規制または税務上の変更は、投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

また、投資先ファンドは、一部の投資対象において、ショート・ポジションを取るために、FDIを利用する可能性があります。当該投資対象の価値が上昇した場合、投資先ファンドの価値に悪影響を及ぼします。市況が極端な場合、投資先ファンドは、理論上、無限大の損失に直面する可能性があります。そのような極端な市況は、一定の状況下において、投資先ファンド投資主が最小限のリターンもしくはリターンがない状況に直面し、またはその投資の損失を被る可能性があることを意味します。

これらの戦略の目的が達成されるとの保証、または特にロング・ポジションの価値の下落およびショート・ポジションの価値の上昇が発生しないとの保証はなく、投資先ファンドに取引の両方の構成要素についての損失をもたらす可能性があります。多くの法域は、最近、空売りに関する制限および報告要件を課しました。特に、2008年秋には、SECが950社以上の公開会社の株式の空売りを一時的に停止し、また、2011年夏の金融市場の大幅な変動の結果、様々な法域が空売りの制限または禁止を課しました。これらの制限および報告要件は、投資先ファンドによる投資戦略の実行(いずれかのロング/ショート戦略の一部として、または投資先ファンドの投資のヘッジに関連して、および投資先ファンドの投資目的の達成のためを含みますが、これらに限られません。)の成功を妨げる可能性があり、また、投資先ファンドがその投資目的を達成することができた場合でも、当該規制が存在しない場合に比べて大幅に高い費用でしか達成できない可能性があります。さらに、ショート・ポジションについての報告要件が、投資先ファンドのショート・ポジションに係る透明性を投資先ファンドの競合に提供する可能性があり、よって投資先ファンドのリターンに悪影響が及びます。

非投資適格証券

一部の投資先ファンドは、その資産の大部分を非投資適格証券(ハイ・イールド債券など)に投資する可能性があります。非投資適格証券は、関連する投資先ファンドに所得および元本の損失を生じさせる可能性がある、高リスク投資であると考えられています。かかる証券は、格付機関によって、高い債務不履行リスクがあることを示す格付けが付与された商品です。ハイ・イールド債券その他の商品の市場価値は、変動性が高く、投資適格証券に比べ流動性が低いです。

CoCo債への投資

一部の投資先ファンドはCoCo債に投資する可能性があります。当該債券のパフォーマンスは、金利、信用およびエクイティのパフォーマンスならびに要因の間の相関性を含む、多くの要因に依拠します。そのため、これらの証券は、投資先ファンドへの投資に多大な追加リスクを生じさせます。

一般的に、転換証券は、債券および株式の両方にまつわるリスク、すなわち信用リスク、金利リスクおよび市場価格リスクにさらされます。保有者が株式に転換することができる、従来の転換証券と異なり、CoCo債はあらかじめ決められた事由(以下「トリガー事由」といいます。)の発生時に株式に転換されることがあり、または元本の評価減を強いられることがあります。そのため、以下に記載される通り、CoCo債は保有者をトリガーリスク、評価減リスク、クーポンの中止、資本構成の逆転リスクおよび償還延長リスクなどの具体的なリスクにさらします。

トリガー事由は、通常、発行体の財務状態に連動しているため、転換は、対象会社の相対的資本力が低下した結果として行われる可能性が高いです。かかる証券の転換の潜在的なトリガー事由の結果、偶発転換社債が発行され、または買い付けられたときの株価を下回る株価で株式への転換が行われる可能性が高いです。逼迫した市況において、発行体の流動性特性は著しく悪化することがあり、買主となる用意のある者を見つけることが困難となる可能性があり、これは偶発転換社債を売却するために大幅な割引が必要となることを意味します。

一部の場合においては、予め定められたトリガー事由が発生したときに、発行体が、個別の証券の具体的な条件に基づき転換証券の評価減を行うことができます。投資先ファンドが、CoCo債の元本の払戻しを受けるという保証はありません。

クーポンの支払いは裁量的なものである場合があり、よって、いつでも、その理由を問わずに中止される可能性があります。したがって、CoCo債への投資は、従来の債務証券/転換社債への投資および、一定の状況下

においては、株式への投資よりも高いリスクを伴うことがあり、ボラティリティおよび損失リスクが大きくなる可能性があります。

CoCo債は、通常、発行体の資本構成の中で従前の転換社債に構成上劣後します。特定のシナリオ下において、CoCo債への投資者は、株主よりも先に資本損失を被る、または株主が資本損失を被らない場合に資本損失を被る可能性があります。

CoCo債は永久商品(すなわち、償還期限のない債券)として発行され、管轄規制当局の承認を条件として、あらかじめ設定され日付にのみ償還されることができます。投資先ファンドが、CoCo債の元本の払戻しを受けるといった保証はありません。

CoCo債の評価は、以下のような、数多くの予測不能な要因に影響されます。

- (i) 発行体の信用力および発行体の資本比率の変動
- (ii) CoCo債の需要と供給
- (iii) 全般的な市況および利用可能な流動性
- (iv) 発行体、発行体が事業を営む市場または金融市場全般に影響を及ぼす経済上の、金融に関する、および政治上の事由

CoCo債は、マーケット・イベントに起因する流動性が低い期間、一定の期間における新規発行数の低迷、または多額の売却を経験する可能性があります。当該事由は、かかる期間中にかかる証券を売却することができない、または値引いた価格で売却しなければならないリスクを上昇させる可能性があります。かかる資産の低い流動性が、これに比例する投資先ファンド純資産価額の値引きに反映される場合があるため、これらの事由は、投資先ファンドの価値に影響を与える可能性があります。

CoCo債は、比較的新しい商品であり、トリガー事由は、一般に検証されていません。そのため、逼迫した市況において資産クラスがどのようなパフォーマンスを示すかは不確実であり、資本に対するリスクおよびボラティリティが大きくなる恐れがあります。

また、CoCo債への投資に関連して、投資先ファンドの投資者は、CoCo債の損失吸収条項に関する標準的なアプローチが存在せず、商品間の比較がより困難となることに留意すべきです。また、損失吸収は、株式の吸収とは異なる場合があります。

ローン担保証券(以下「CLO」といいます。)への投資

投資先ファンドは、CLOに投資する可能性があります。投資先ファンドによる、CLOへの投資は、関連するCLOが販売する他の証券に対して債権が劣後することが多く、容易に売却できない場合があります。CLOの担保の返済率および不履行率に応じて、投資先ファンドは、自己の投資に対する多額の損失を被る可能性があります。

また、CLOエクイティの保有者として、投資先ファンドは、当該CLOの裏付けとなる担保の担保債務者による債務不履行の場合に限定的な救済を有します。例えば、CLO取引の市場は、随時、取引のための上位および劣後の資金調達方法の利用可能性の減少によって悪影響を受けており、当該減少は、一部には、資金調達提供者が当該取引に対するエクスポージャーを減らすか、または、排除することを求める資金調達提供者に対する規制上の圧力の結果として生じます。裏付けとなるポートフォリオがいずれか一債務者に集中することは、関連するCLOを当該債務者の債務不履行に関連するより高いリスクにさらし、ポートフォリオがいずれか一つの産業に集中することは、関連するCLOを当該産業に関連する不況に関連するより高いリスクにさらします。

CLO証券は、一般的に流動性が低く、提供されるディーラーの値付けおよび評価が、資産を実際に市場で随時購入または売却できる価格を表さない場合があります。したがって、CLOの時価評価額は乱高下する可能性があります。同様に、関連する持分の価値も乱高下する可能性があります。投資先ファンドが保有するCLO証券の価値は、一般的には、とりわけ、裏付けとなる担保の債務者または発行者の財務状況、全般的な経済情勢、特定の金融市場の状態、政治上の事由、特定の産業における進展または傾向、および実勢金利の変動に伴い変動します。したがって、CLO証券の保有者は、CLO証券に係る支払いを担保の分配金または担保の収益のみに依存しなければなりません。担保の分配金がCLO証券の支払いを行うのに不足する場合、不足分の支払いに利用できる其他資産はなく、CLO証券の換金後、当該発行体の当該不足分の支払義務は一般的に消滅します。担保は主にローンで構成され、投資適格未満の格付け(または同等の信用力)を付されていることの多いハイ・イールド債券またはその他の証券で構成されることもあります。ハイ・イールド債券は一般に無担保であり(ローンも無担保である場合があります。)、その発行体の他の一定の債務に劣後する場合があります。八

イ・イールド債券および投資適格未満のローンの格付けが低いことは、発行体の財務状況もしくは一般的な経済状況またはその両方における不利な変化により、関連する発行体または債務者の元本または利息の支払能力が損なわれる可能性が高いことを反映しています。

CL0発行体は、ローンおよびその他の債務に対する権利を、売却、譲渡またはパーティシペーションという方法で取得することができます。譲渡証券の買い手は、通常、ローンまたは債務に関するクレジット契約上の貸し手となりますが、その権利は譲渡人である機関よりも制限される場合があります。パーティシペーションを購入する場合、CL0発行体は通常、売り手機関のみと契約関係を有し、借り手とは契約関係を有しません。CL0発行体は通常、借り手がローン契約の条件を遵守することを直接強制する権利、借り手に対する相殺の権利、または売り手機関が同意したローン契約の特定の変更に対抗する権利を有しません。CL0発行体は、関連するローンを支える担保から直接利益を得ることはできず、借り手が売り手機関に対して有す相殺の権利の対象となる可能性があります。

モーゲージ担保債務証券(以下「CMO」といいます。)への投資

CMO(金融機関、政府機関、投資銀行または建設業界関連企業の単一目的かつ独立した金融子会社または信託が発行する債券により構成されます。)など、特定の種類の資産プールに関連して、他のトランシェの期限前償還リスクを低減するために、他のトランシェに優先してある証券トランシェに期限前償還が配分されることがあります。期限前償還の結果、期限前償還される不動産担保証券がその記載金額を上回る市場プレミアムで購入された範囲において、投資先ファンドが資本損失を被る可能性があります。

決済リスク

投資先投資法人は、特に債券、手形および類似の債務または債務証券などの債務証券に関して、投資先投資法人の証券取引の相手方に関する信用リスクにさらされ、また、決済不履行リスクも負う場合があります。投資先ファンド投資主はまた、新興市場における決済機能は先進国のものに比べて一般的に未発達あり、信頼性が低く、そのため決済不履行リスクが増大し、その結果、新興市場への投資に関し投資先投資法人に多額の損失が生じる可能性があることに注意すべきです。投資先ファンド投資主は、資本の少ない会社の証券および新興市場に所在する会社の証券は先進株式市場に比べて流動性が低く、変動性が高いため、投資先ファンド投資証券の価格変動を生じさせる可能性があることにも注意すべきです。

預託証券

投資先ファンドは、会社により発行された原証券の所有権を証明する、銀行または信託会社により通常発行される、スポンサー付きまたはスポンサーなしのADR(米国預託証券)、EDR(欧州預託証券)およびGDR(グローバル預託証券)(以下、あわせて「預託証券」といいます。)を購入することができます。一般的に、記名式の預託証券は米国内の証券市場での使用を目的としており、無記名式の預託証券は米国外の証券市場での使用を目的としています。預託証券は、必ずしも預託証券の転換対象である原証券と同一の通貨建てではありません。預託証券は、スポンサー付きまたはスポンサーなしのプログラムに従い発行されます。スポンサー付きのプログラムにおいては、発行体が、自らの証券が預託証券の形で取引されるよう取決めます。スポンサーなしのプログラムにおいては、発行体はプログラムの設立に直接携わらない場合があります。スポンサー付きおよびスポンサーなしのプログラムに関する規制要件は一般的に類似していますが、スポンサー付きプログラムの設立に参加した発行体から財務情報を得る方が容易な場合もあります。したがって、スポンサーなしのプログラムの原証券の発行体に関する入手可能な情報の方が少ないことがあり、当該情報と預託証券の市場価格との間に相関関係がない可能性があります。

サステナビリティデータ

サステナブルな特性に基づき証券を評価するにあたって、投資先ファンド投資運用会社は、外部のESGデータ提供者からのデータ(かかるデータは、不完全、不正確または入手不可能な場合があります。)ならびに/または社内調査チームにより提供される情報およびデータ源に依拠することがあります。外部のESGデータ提供者は、様々な発行体のESGデータを提供している民間事業者です。ESGデータ提供者は、その裁量により、発行体または商品の評価を、評価手法の変更、会社固有の事象その他の要因に応じて随時変更することができます。したがって、投資先ファンド投資運用会社が一定の証券または発行体を不正確に評価し、結果として証券の不適當な組入れまたは除外が行われるリスクが存在します。投資先ファンド投資運用会社は、投資先ファンドの投資ユニバース内のサステナビリティ特性に合致する会社を含めるよう合理的に努力するものとします。投資先投資法人、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社のいずれも、当該ESG評価の公

平性、精度、正確性、合理性または完全性に関するいかなる表明または保証(明示または黙示を問いません。)も行いません。特定の証券の評価が変更となった限りにおいて、投資先ファンド投資運用会社は、実務上可能な限り速やかに当該証券を処分するよう努め、投資先投資法人、投資先ファンド管理会社または投資先ファンド投資運用会社のいずれも、評価が行われた時点で入手可能であった情報の誠実な評価に基づき、当該証券が保有されていたという事実に基づきいかなる直接または間接的な損失にも責任を負いません。

サステナビリティ・リスク

環境

環境リスクは、環境上の事象または状況およびこれらが投資先ファンドがエクスポージャーを有する可能性のある資産の価値に与える影響に関連します。このようなリスクは、会社自体、その関連会社またはそのサプライチェーンに関して発生する可能性があり、かつ/または、特定の経済セクター、地理的または政治的地域に適用されます。環境リスクには、以下が含まれます。

- ・ 気候変動：気候変動により発生するリスク(異常気象(例えば大干ばつ、洪水または暴風雨)の発生を含みます。)は、特定の産業の事業、収益および経費に悪影響を与える可能性があり、また、資産(特に不動産およびインフラなどの物理的資産)の物理的な損失または損害その他資産の価値の下落につながる可能性があります。地球温暖化は、異常な熱波、局所的または広範囲にわたる洪水の増加および海面上昇につながる可能性があり、インフラ、農業および生態系を脅かし、オペレーショナル・リスクおよび保険費用を増加させ、投資対象の有用性および価値に影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドが投資している会社が、歴史的に気候変動の原因となってきた範囲において、当該会社は規制当局による強制執行措置に直面する可能性があり、かつ/または罰金その他の制裁が科せられる可能性があります。当該措置の可能性および規模は、投資時には不明である場合があります。
- ・ 天然資源：ビジネスと天然資源の関係は、淡水の希少性、生物多様性の喪失および土地利用から生じるリスクによってより重要になっています。水は、農業活動、産業活動、家庭での活動、発電事業、レクリエーション活動および環境活動に不可欠です。水の供給もしくは配分の減少および/または水供給の費用の上昇ならびに水の利用に対する統制の強化は、投資先ファンドが投資することのある特定の産業の事業、収益および経費に悪影響を与える可能性があります。生物多様性は、食品、清潔な水、遺伝資源、洪水防止、栄養循環および気候調整などの生態系サービスの基礎となります。継続的な生物多様性の喪失は、投資先ファンドが投資することのある特定の産業(たとえば、土地利用者ならびに水産業、農業、採掘業(セメントおよび骨材、石油、ガスならびに鉱業)林業および観光業。)の事業、収益および経費に悪影響を及ぼす可能性があります。土地利用および土地利用の管理慣行は、天然資源に重大な影響を及ぼします。とりわけ、大豆、パーム油、牛および木材など、森林伐採に関連するコモディティに依存する産業は、土地利用を管理するために取られる措置の結果、それらの事業、収益および経費に係る悪影響を被る可能性があります。
- ・ 環境汚染および廃棄物：環境汚染は、環境に悪影響を与え、例えば、人体の健康への悪影響、生態系および生物多様性への被害、ならびに作物の収穫量の減少につながる可能性があります。低炭素経済への移行ならびにより広く環境汚染の低減ならびに廃棄物の管理および低減を目的とした政府または規制当局が導入する措置は、投資先ファンドが投資することのある産業の事業、収益および経費に悪影響を与える可能性があります。環境に有害な物質または慣行に関連する技術は陳腐化する可能性があり、その結果、投資対象の価値は低下します。

社会

社会的リスクは、企業の内部または外部のものである可能性があり、投資先ファンドが投資することのある、またはその他エクスポージャーを有する可能性のある会社の従業員、地域社会および顧客と関連があります。また、社会的リスクは、より広範な社会的「メガトレンド」に対する企業の脆弱性および企業がかかるトレンドを活用する能力にも関連します。当該リスクは、会社自体、その関連会社またはそのサプライチェーンに関して発生する可能性があります。社会的リスクには、以下が含まれます。

- ・ 内部の社会的要因：人権侵害、清潔な水、食べ物および衛生的な住環境へのアクセスの不足、人身売買、現代奴隷制/強制労働、不適切な健康および安全管理、差別、従業員の権利の侵害ならびに児童労働の利用など、とりわけ、否定的な消費者感情、罰金その他の規制上の制裁、ならびに/または調査および訴訟

などの原因となる可能性のある人的資本に関する考慮事項。人的資本の不利益な取扱いに依存する企業の収益性は、適切な慣行に従っている場合よりも大幅に高く見えることがあります。

- ・ 外部の社会的要因：例えば、消費者の個人データに関する権利を含む、消費者の権利の制限または侵害、製品の安全性、品質および製造物責任の管理ならびに地域社会および先住民との関係およびこれらの者の権利の侵害は、とりわけ、否定的な消費者感情、罰金その他の規制上の制裁、ならびに/または調査および訴訟などの原因となる可能性があります。
- ・ 社会的「メガトレンド」：グローバル化、自動化ならびに製造およびサービスセクターにおける人工知能の活用、不平等および富の創出、デジタルディスラプションおよびソーシャルメディア、仕事、余暇の時間および教育の変化、家族構成ならびに家族一人一人の権利および責任の変化、健康および長寿化による人口動態の変化ならびに都市化などのトレンドは、すべて企業、セクターおよび地理的地域に重大な影響を及ぼす可能性のある社会トレンドの例であり、脆弱性および当該トレンドに対応できないこと、またはこれを活用することができないことは、投資先ファンドの投資対象に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

ガバナンス

ガバナンス・リスクは、投資先ファンドが投資することのある、またはその他エクスポージャーを有する可能性のある会社の日常的な経営に対する監視の質、有効性およびプロセスに関連するものです。このようリスクは、会社自体、その関連会社またはそのサプライチェーンに関して発生する可能性があります。ガバナンス・リスクには、以下が含まれます。

- ・ 取締役会または統治機関レベルにおける多様性の欠如：取締役会または統治機関における、多様かつ関連性のあるスキルセットの欠如は、適切な議論なく、十分な情報によらない判断が下されることにつながり、また、「集団思考」のリスクが高まる可能性があります。さらに、独立した取締役会長の不在は、特に当該役職が最高経営責任者の役職と兼任されている場合、権限の集中につながり、取締役会が、その監督責任を行使し、戦略的な計画および実行に異議を唱え、これらについて議論し、後継者計画および役員報酬などの論点に意見を述べ、その他取締役会の議題を定める能力を阻害する可能性があります。
- ・ 不適切な外部監査および内部監査：有効ではない、その他の不適切である内部および外部の監査機能は、詐欺その他の社内の問題が検出されない確率ならびに/または会社の評価および/もしくは投資先ファンド管理会社の投資判断の一環で使われる重要情報が不正確である確率を高める可能性があります。
- ・ (小数)株主の権利の侵害または縮小：株主の権利、特に小数株主(投資先ファンドを含むことがあります。)の権利が、会社の正式な意思決定プロセスにおいて適切に尊重される度合いは、会社が株主全体(小数の支配株主などではなく)の最善の利益となるよう経営されている程度に影響を有する場合があります。よって、当該会社への投資の価値にも影響を有する場合があります。
- ・ 贈収賄および汚職：社内およびその統治機関ならびにその供給業者、請負業者および下請業者の贈収賄および汚職の検出および防止に対する会社の管理体制の有効性は、当該会社が、その事業目的を達成するために運営されている程度に影響を有する場合があります。
- ・ 役員への支払いに対する監視の欠如：価値を守り、創造するために、役員へ支払いの水準をパフォーマンスおよび長期的な企業戦略と合わせることができないことは、役員が会社の長期的利益のために行わないことにつながる可能性があります。
- ・ (従業員および/または顧客の)個人データ/ITセキュリティに対する不十分な保護措置：従業員および顧客の個人データを保護するために講じた措置ならびに、より広範なITおよびサイバーセキュリティに係る措置の有効性は、不注意によるデータに関する違反による会社の影響の受けやすさおよび「ハッキング」へのレジリエンスに影響します。
- ・ 雇用関連リスクに対する適切かつ有効な保護措置の不在：差別的な雇用慣行、職場での嫌がらせ、差別および暴力、団体交渉または労働組合に係る権利の尊重、労働者の衛生および安全、公益通報者保護ならびに最低賃金または生活賃金(必要に応じて)要件の不遵守は、最終的には会社が活用可能な人材

プールを減少させ、その労働者のウェルビーイング、生産性および総合的な質を低下させる可能性があります。人件費その他の事業原価の増加につながる可能性があります。

法的、規制および課税リスク

ビジネス・リスクおよび規制リスク

投資先投資法人の存続期間中に法律上、税務上および規制上の変更が行われる可能性は高く、これらの変更の一部は、投資先投資法人に対しておそらく重大な悪影響を与える可能性があります。金融サービス業界全般、ならびに集団投資スキームおよびその運用者の活動は特に、厳しくかつ増加している規制上の監視の対象となっています。当該監視は、潜在的な負債ならびに法的費用、コンプライアンス費用およびその他の関連費用に対する投資先投資法人のエクスポージャーを増加させる場合があります。また、規制監督の強化は、投資先ファンド投資運用会社に対し、追加的な管理事務負担(調査への対応ならびに新たな方針および手続の実施を含みますが、これらに限定されません。)を課す可能性があります。当該負担により、投資先ファンド投資運用会社の時間、注意および資源が、ポートフォリオ運用に関する活動からそらされることがあります。さらに、課される制限を含む一定の規制の変更は、参照により、投資先投資法人の資産に限定されず、投資先ファンド投資運用会社が管理する資産全体に課される可能性があります。当該場合において、投資先ファンド投資運用会社による当該制限の遵守は、利益相反を発生させる可能性があります。

また、証券市場および先物市場には、包括的な制定法、規制および証拠金要件が適用されます。アイルランド中央銀行、英国金融行為規制機構その他の規制当局および自主規制機関、ならびに取引所は、市場の緊急事態において、臨時措置を取る権限を有しています。FDI取引ならびにこれらの取引に従事する投資信託の規制は発展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される可能性があります。

2010年7月、米国大統領が米国金融市場の様々な要素の改革を目標とするドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」といいます。)に署名しました。ドッド・フランク法は、幅広い市場参加者(銀行、ノンバンク、格付機関、モーゲージ・ブローカー、信用組合、保険会社、ペイデイローン業者、ブローカー・ディーラーおよび投資顧問を含みます。)を対象とします。ドッド・フランク法が追加の新たな報告要件(ポジション情報、レバレッジの利用ならびにカウンターパーティー・リスクおよび信用リスクへのエクスポージャーを含みますが、これらに限られません。)を義務付けることにより、投資先ファンド投資運用会社は直接影響を受けます。かかる報告要件は、投資先ファンド投資運用会社の時間、注意および資源に更なる負担をかけます。また、ドッド・フランク法は、他にも様々な形で投資先投資法人に影響を及ぼすことがあります。ドッド・フランク法は、システムミック・リスクの監視および低減に責任を負う金融安定監視委員会を設置しました。かかる責任の一環として、金融安定監視委員会は、銀行その他の金融会社を連邦準備制度理事会による規制の対象する権限を有しており、これにより投資先投資法人が実行するリスクテイクの量が制限される可能性があります。

さらに、最近の米国の新大統領の選出および最近の米国議会選挙の結果は、投資先投資法人および/または投資先ファンド投資運用会社に適用される米国の規制の大幅な変更、ならびに米国の経済、税政策、法律および規制におけるその他の変更につながる可能性があります。この動向が、投資先投資法人および投資先ファンド投資運用会社にどのような影響を及ぼす可能性があるかは不明です。

より全体的に、投資先投資法人、投資先ファンド投資運用会社、これらが取引および投資を行う市場、またはこれらが事業を行うカウンターパーティーに適用される規制のどのような変更が、将来制定されるのか(もしあれば)を予測することは不可能です。将来の規制変更が投資先投資法人に与える影響は、実質的かつ不利なものとなる可能性があります。

投資先ファンドの投資者は、投資先投資法人のビジネスがダイナミックであり、時の経過とともに変化すると予想されることを理解すべきです。したがって、投資先投資法人は将来、新たなまたは追加的な規制上の制約を受ける可能性があります。投資先投資法人英文目論見書および投資先ファンド英文目論見書補遺は、投資先ファンド投資運用会社もしくは投資先投資法人またはそれらのビジネスに影響を及ぼす可能性のある現行もしくは将来の規制のすべて]に対処する、またはこれらを予測することはできません。このような規制は、投資先投資法人が行う投資の種類に関する規制、投資先投資法人が一定の金融商品に関して議決権を行使することの妨害、投資先投資法人に対するその投資者その他の身元の開示を要求することを含みますが、これらに限定されない、投資先ファンド投資主または投資先投資法人の運営に重大な影響を及ぼす可能性があります。投

投資先ファンド取締役は(投資先ファンド投資運用会社に相談のうえ)、投資活動またはビジネス活動が投資先ファンドの利益のためであると確信している場合、たとえ当該規制が一または複数の投資先ファンド投資主に悪影響を及ぼすことがあるとしても、投資先ファンドを当該規制の対象とさせることがあります。投資予定者は、自己のアドバイザーに投資先投資法人への投資に関して相談することを奨励されています。

OTC FDI市場の規制強化

欧州市場インフラ規則(以下「EMIR」といいます。)は、特に、義務的な中央清算、取引報告および中央清算されない取引に関しては、適時確認、ポートフォリオ再構築、紛争解決および証拠金決済要件を含むカウンターパーティーに関するリスク管理義務を課すことを含め、初めて、ヨーロッパにおけるOTC FDI市場を包括的に規制することを目指しています。また、改正された金融商品市場指令(以下「MiFID II指令」といいます。)および金融商品市場規則(以下「MiFIR」といい、MiFID II指令とあわせて以下「MiFID II」といいます。)は、一定の標準化されたOTC FDI (EMIRに基づく強制的な決済義務の対象となるすべてのものを含みます。)が規制された取引所で締結されることを要求します。また、MiFID IIは、新たな取引所として、より高い価格の透明性および双務的取引の競争を提供することを目的とした「組織された取引施設」を導入します。当該変更が投資先投資法人に及ぼす全体的な影響は非常に不確実であり、OTC FDI市場がどのようにこの新たな規制制度に適応するかは不明です。

同様に、ドッド・フランク法は、OTC FDI市場の規制を初めて大幅に強化する規定を含んでいます。ドッド・フランク法は、OTC FDIの大部分が規制された市場で実行されなければならないことや、規制された清算機関に決済のために提出されなければならないことを要求します。例えば、CFTCによりスワップとして定義される一定の外国為替予約を含む一定の金利スワップおよびクレジット・デフォルト・インデックス・スワップは、米国人により取引される場合、決済のために提出することがCFTCにより要求されます。決済のために提出されるこれらのOTC取引は、関連する清算機関により設定される最低当初証拠金要件および最低追加証拠金要件ならびにCFTC、SECおよび/または連邦の自主規制機関により義務付けられる証拠金要件に服します。OTC FDIのディーラーもまた、ドッド・フランク法の施行前に広く認められていたように証拠金をその事業に使用するのではなく、その顧客の取引の決済を行う清算機関に対して証拠金を差し入れることを要求されます。これは、ディーラーの費用を増加させており、また、引き続き増加させますが、かかる費用は、通常、手数料の増額および不利なディーラーによる値付けという形で、その他の市場参加者に転嫁されます。総合すると、これらの規制の動向は、OTC FDIディーラーの費用を増加させ、これらの費用の増加は、当初証拠金および変動証拠金の増額、不利な取引の価格設定および決済口座維持手数料を含む新たな手数料または手数料の増額という形で、その他の市場参加者に転嫁されることが予想されます。

CFTCはまた、現在、以前はOTC市場において双務的に実行されていた一定のFDI取引を規制された先物またはスワップの取引所または取引施設を通じて実行することを要求しています。SECもまた、近い将来において、一定の証券をベースとしたFDIに関して類似の要件を課することが予定されていますが、かかる並行的なSECの要件がいつ発効するか、また、当該要件が上記の米国における最近の行政上の変更によりどのような影響を受けるかについてはまだ明らかになっていません。投資先投資法人が一または複数のこれらの取引所または取引施設の直接のメンバーになることを決定した場合、投資先投資法人は、当該取引所または取引施設のすべての規則に服することになり、これは、追加のリスクおよび債務ならびに潜在的な追加の規制要件をもたらします。同様に、EMIRに基づき、欧州の規制機関は、当該FDI取引の大部分を取引所で行うことおよび/または中央清算することを要求する場合があります。かかる要求により、投資先投資法人を含む投資ファンドにとって、高度に調整されまたはカスタマイズされた取引を実行することがより困難になり、高額となる可能性があります。かかる要求はまた、投資先投資法人がかかる要求がなければ従事する可能性のある一定の戦略を不可能にするか、または、実行することがもはや経済的ではなくなるほど高額にすることがあります。かかる要求はまた、OTC FDIのディーラーの全体的な費用を増額させる可能性があります。これは、少なくとも部分的に、手数料の増額またはより有利でないディーラーの値付けという形で市場参加者に転嫁される可能性が高いです。EMIR、MiFID IIおよびドッド・フランク法が投資先投資法人に及ぼす全体的な影響は非常に不確実であり、OTC FDI市場がどのようにこれらの新たな規制要件に適応するかは不明です。

ドッド・フランク法の構成要素である「ボルカー・ルール」は、銀行、「銀行持株会社」およびその他の規制された事業体による投機的な自己勘定取引を著しく制限します。その結果、以前は機関投資家の自己勘定取

引を行っていた新たなポートフォリオ・マネージャーが民間投資ファンドに大量に流入しました。当該流入は、投資先投資法人にとって、投資先投資法人の投資セクターで取引を行うその他の有能なポートフォリオ・マネージャーにより生じる競争を高める可能性があるのみです。

ポジション制限

様々な規制機関または取引所により課される「ポジション制限」は、希望する取引を実行する投資先投資法人の能力を制限することがあります。ポジション制限とは、特定の金融商品においてある者またはある事業体が保有または管理することができるネット・ロング・ポジションまたはネット・ショート・ポジションの総量の上限額です。かかる者または事業体により保有または管理されるすべてのポジションは、異なる勘定にある場合でも、適用されるポジション制限を超過しているか否かを判断する目的で、合算することができます。したがって、投資先投資法人が適用されるポジション制限の超過を意図していない場合でも、投資先投資法人と共に、投資先ファンド投資運用会社のその他の勘定が合算される可能性があります。投資先投資法人のポジション制限が関連会社のポジション制限と共に急減する限りにおいて、投資先投資法人への影響および結果として生じるその投資活動に関する制限は、重大なものとなる可能性があります。投資先ファンド投資運用会社が運用するポジションがいずれかの時点において適用されるポジション制限を超過した場合、投資先ファンド投資運用会社は、当該制限内に収まるために必要な範囲内で、ポジション(投資先投資法人のポジションを含む可能性があります。)の清算を要求されます。さらに、ポジション制限の超過を避けるため、投資先投資法人は、自己の企図される取引の一部を差し控えるかまたは変更しなければならない可能性があります。

また、ドッド・フランク法は、先物契約、先物契約オプション、先物または先物オプションと経済的に同等なスワップ、規制された米国の取引所において取引されるスワップおよび重要な価格発見機能を実行する一定のスワップに関してポジション制限を課すCFTCの権限を大幅に拡大します。かかる権限の拡大に応じて、2012年、CFTCは、いわゆる「適用免除商品」(大半のエネルギー契約および金属契約を含みます。)の先物および先物オプションに関して、また、農産物に関して、一連の新たな投機的ポジション制限を提案しました。かかる提案された投機的ポジション制限は、米国地方裁判所により無効とされましたが、CFTCは、まだ最終的に承認されていない(かつ効力を生じていない)一連の新たな投機的ポジション規則を再度提案しています。CFTCがこの二度目の挑戦に成功した場合、投資先投資法人と取引を行っているカウンターパーティーが、投資先投資法人が利用可能なポジションの規模または期間をさらに制限する可能性があります。投資先ファンド投資運用会社が保有または運用するすべての勘定は、投機的ポジション制限の目的において合算される可能性が高いです。投資先投資法人は、当該制限を遵守するために、これが保有するポジションの清算を要求される可能性があり、または、当該制限を遵守するために、その取引モデルが生成した取引指図を十分に実行することができない可能性があります。当該清算または実行の制限は、投資先投資法人に多額の費用を生じる可能性があります。

MiFID IIは、一定の商品FDIに関してポジション制限およびポジション報告要件を導入しました。実施策はまだ最終的に確定していないため、かかる要件の正確な影響および範囲は未だ知られていません。ただし、これらの措置は、投資先投資法人が一定の商品デリバティブFDIにおいて保有することができる、および一定の商品FDIにおいて自らが所有または運用するすべての勘定のために投資先ファンド投資運用会社が保有することができるポジションに関して制限を課す可能性が高く、投資先ファンド投資運用会社がより積極的に当該ポジションを監視することを要求します。投資先投資法人および/または投資先ファンド投資運用会社のポジションがポジション制限の閾値に達した場合、投資先ファンド投資運用会社は、当該制限を遵守するために当該ポジションを減らすことが要求されます。

訴訟

投資先投資法人の投資対象の一部に関して、投資先ファンド投資運用会社および/または投資先投資法人が民事訴訟手続において原告または被告となる可能性があります。成功する保証のない告訴による請求の経費ならびに/または第三者による請求からの防御および和解もしくは判決に基づく何らかの金額の支払いの経費は、通常、投資先投資法人により負担され、純資産を減額するか、または、純資産を減額する可能性があります。

新興市場における法的リスク

新興市場における民間投資、外国投資、金融商品取引、債権者の権利およびその他の契約上の関係に適用される法律の多くは新しいものであり、大部分は検証されていません。その結果、投資先投資法人は、不十分な

投資者保護、矛盾する法制度、不完全で、不明確で、変化する法律、その他の市場参加者の側の規則の不知または違反、法的補償のための確立されたまたは有効な手段の欠如、発展した市場に特有な標準的な慣行および守秘義務の慣習の欠如ならびに既存の規則の執行の欠如を含む多くの例外的なリスクにさらされる可能性があります。

新興国における会社の規制管理および企業統治は、投資者に対してほとんど保護を付与しないことがあります。詐欺防止およびインサイダー取引防止に関する法制度も、十分に発達していないことが多いです。信任義務の概念もまた、先進国における当該概念と比較すると、限定的です。一定の場合において、経営陣は、投資者の同意を得ることなく、重大な措置を講じることがあります。このような権利の保護および執行における困難は、投資先投資法人およびその事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資先投資法人の資産が投資されている一部の新興市場国において判決を取得し、執行することが困難である可能性があります。

このような権利の保護および執行における困難は、投資先投資法人およびその事業に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、投資先投資法人の資産が投資されている一部の新興市場国において判決を取得し、執行することが困難である可能性があります。

投資および本国送金に関する制限

新興国の中には、現在、自国企業の証券に対する直接的な外国投資を排除している法令が存在する国があります。ただし、かかる国々の証券取引所に上場し、そこで取引されている企業の証券に対する間接的な外国投資については、特定の認可を受けた投資ファンドを通じて、一部の新興国によって許可されています。投資先ファンドは、その投資方針およびUCITS規則の規定に従うことを条件として、かかる投資ファンドに投資することができます。投資先ファンドが当該投資ファンドに投資する場合、投資者は、当該投資先ファンドの費用だけでなく、当該投資先投資ファンドの同様の費用も間接的に負担することになります。上記の投資制限に加え、一部の新興国においては一定の状況下において、外国投資に対する政府の事前承認が必要となる場合があります。

外国人投資者による投資収益、資産および売却手取金の本国送金について、一部の新興国においては政府の登録および/または承認が義務付けられている場合があります。投資先ファンドは、当該本国送金につき義務付けられた政府の登録もしくは承認の遅れもしくは拒絶により、または当該投資先ファンドが保有する証券について支払われる利息もしくは配当もしくは当該証券の処分から得られる利益に対して新興市場国が課す源泉徴収税により、悪影響を被るおそれがあります。

米国源泉支払いはFATCAに基づき源泉徴収の対象となる可能性があります

一般に外国口座税務コンプライアンス法として知られる米国の法律(以下「FATCA」といいます。)は、原則として、米国源泉所得および米国源泉の利息または配当を生み出す可能性のある種類の財産の売却手取金の米国外の金融機関(投資事業体を含みます。)への一定の支払いに対し、30%の源泉徴収税を課します。ただし、当該金融機関がIRSに対し、当該金融機関に口座を直接または間接的に保有する一定の米国人の氏名、住所および納税者識別番号ならびに当該口座に関連するその他一定の情報を開示する場合は、この限りではありません。米国とアイルランドは、FATCAに関する「モデル1」政府間協定(以下「米国IGA」といいます。)を締結しています。米国IGAは、上記の要件を修正するものですが、原則として、アイルランド政府、そして最終的にはIRSへの同様の情報開示を求めるものです。投資先投資法人および投資先ファンドは、FATCAおよび米国IGAに基づき課される義務を遵守し、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避することを意図していますが、この点において成功する保証はありません。

税務上の勘案事項

投資先ファンド取締役は、裁判所がまだ判断を行っていない法的結論に依存する一定の税務問題について見解を示す場合があります。また、投資先投資法人英文目論見書に記載されている税務上の勘案事項またはリスク要因が将来的または遡及的に変わるようになるような立法上、行政上または司法上の変更が生じないという保証はありません。

投資先投資法人は、一または複数の税務当局による監査を受けることがあります。所得税の監査により、投資者が投資先投資法人の投資先ファンド投資主ではなかった年度に関するものを含め、投資先投資法人の税金債務が増額されることがあり、これは投資先ファンド純資産価額を減額し、すべての投資先ファンド投資主のリターンに影響を及ぼす可能性があります。

一部のEU加盟国では、証券またはその他の金融商品の取引において、取引当事者の少なくとも一方、当該証券もしくはその他の金融商品の発行体または関連するブローカーがEU域内に所在する場合に適用される「金融取引税」(以下「FTT」といいます。)の導入に向けた措置が講じられています。FTTが導入された場合、取引コストの増加により直接的に、また、証券その他の金融商品の市場における流動性の低下により間接的に、投資先投資法人に多額の損失が生じる可能性があります。また、FTTの導入により、本来であれば投資先ファンド投資運用会社が追求していたと思われる一定の投資戦略が経済的に実行不可能となる可能性もあり、その結果、投資先ファンド投資運用会社が投資先ファンド投資主のためにリターンを生み出す能力が損なわれる可能性があります。

FDIおよび関連する商品に対する規制環境や税務環境は変化しており、政府または司法による措置の対象となる可能性があります。これにより、投資先投資法人が(直接または間接的に)保有する投資の価値や流動性、または投資先投資法人が本来得られたはずのレバレッジを獲得する能力が影響を受ける可能性があります。

投資先投資法人が取得時点で源泉徴収税の対象となっていない証券に投資する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈の変更により、将来においても税金が源泉徴収されないとの保証はありません。投資先投資法人は、かかる源泉徴収された税金を回収することができないため、変更があった場合、投資先ファンド投資証券1口当たり純資産価格に悪影響が及ぶ可能性があります。投資先投資法人が売却時点で源泉徴収税の対象となっている証券を空売りする場合、その取得価格は購入者の源泉徴収税債務を反映した価格となります。将来において、かかる証券が源泉徴収税の対象外となった場合、その利益は投資先投資法人ではなく購入者に帰属します。

所得税における不確実性の会計処理

会計基準コード化体系トピック第740号「所得税」(一部は旧「FIN第48号」)(以下「ASC第740号」といいます。)は、不確実な税務ポジションの認識に関する指針を提供しています。ASC第740号は、税務ポジションが事業体の財務諸表上で認識される前に満たさなければならない最低認識基準を規定しています。ASC第740号はまた、税務ポジションに関する認識、測定、分類ならびに利息および罰金に関する指針も提供しています。投資先ファンドの投資予定者は、とりわけ、ASC第740号が投資先ファンド純資産価額の定期的な計算に重大な悪影響(投資先ファンドが支払う可能性のある所得税(取引または事業と実質的に関連する所得に対して支払うべき米国および外国の源泉徴収税および所得税など)に対する準備金を反映して投資先ファンド純資産価額が減額されることを含みます。)を及ぼす可能性があることに留意する必要があります。これは、投資先ファンドへの参入および投資先ファンドからの退出の時期によって、一部の投資者に対して利益または損害を生じさせる可能性があります。

外国の税金

投資先投資法人は、自己の投資につき得られた収益および発生したキャピタル・ゲインに関して、アイルランド以外の国において租税(源泉徴収税を含みます。)を納付する義務を負うことがあります。投資先投資法人は、アイルランドと他国との間の二重課税防止協定に基づくかかる外国税の税率軽減による恩恵を受けることができない場合があります。したがって、投資先投資法人は、特定の国において被ったいかなる外国源泉徴収税についても、返還を求めることができない場合があります。この状況が変わり、投資先投資法人が外国の税金の払戻しを受けた場合でも、投資先ファンド純資産価額は改定されず、その利益は、払戻時にその時点で存在する投資先ファンド投資主に比例按分で分配されます。

投資先ファンド投資主情報のその他の税務当局への自動報告

「共通報告基準」として知られる自動的情報交換制度が、アイルランドにおいて適用されます。かかる措置に基づき、投資先投資法人は、投資先ファンド投資主に関する情報(投資先ファンド投資主の身元、居住地および納税者番号ならびに投資先ファンド投資証券に関して投資先ファンド投資主が受け取る収益および売却手取金または買戻手取金の金額の詳細を含みます。)をアイルランド歳入庁に報告することを義務付けられます。このため、投資先ファンド投資主の皆様に対し、投資先投資法人へのかかる情報提供をお願いする場合があります。なお、かかる情報は法令遵守のみを理由として収集され、権限のない第三者へ開示されることはありません。

投資先投資法人の債務

アイルランド法に従い、投資先投資法人は全体として第三者に対して債務を負担しないものとし、また、投資先ファンド間の債務の相互的悪影響の可能性もありません。ただし、他の法域の裁判所において投資先投資法人に対して訴訟が提起された場合、投資先ファンドの分離性が必ず支持されると明確に保証することはできません。

市場濫用に関する制度

市場濫用規則(規則596/2014)(以下「MAR」といいます。)は、2016年7月3日を効力発生日として、市場濫用指令(指令2003/6/EC)(以下「MAD」といいます。)および実施法令に含まれていた民間市場濫用に関する以前のEU規則を廃止し、これに取って代わりました。市場濫用に対する刑事制裁に関する指令(指令2014/57/EU)(以下「CSMAD」といいます。)もまた、2016年7月3日までに参加加盟国の国内法に移行されるよう要求されました。

MARは、MADに基づく民間市場濫用に関する制度の範囲を拡大し、初めて、様々な取引システムおよび金融商品を対象に含めるとともに、技術的進歩、特にアルゴリズム取引および高頻度取引を考慮しています。MARは、市場濫用の犯罪に対して刑事制裁を導入することを加盟国に許可する規定などにより、現物市場とFDI市場(商品市場を含みます。)の相互作用ならびにこれらの間における濫用および不正操作の潜在的な源泉に対処します。

EUにおける民間市場濫用に関する共通の規制上の枠組みの運用によって、投資先ファンドが営業を行う加盟国の各市場にわたって、法的確実性および一貫性がより高まると期待されていますが、実際には、2016年7月3日以降の市場濫用に関する制度の適用範囲の拡大に伴い、投資先投資法人を含む市場参加者の営業および法令遵守に関する要件および費用が増大しています。

MiFID II

MiFID II指令、ならびにこれに基づき策定されたEUの委任規則および実施規則、MiFID II指令を実施するためにEU加盟国により導入された法律および規則(以下、総称して「MiFID II」といいます。)は、EUにおいて投資会社として規制を受け、MiFID IIの適用対象となる投資運用者に対して新たな規制上の義務を課すものです。

これらの規制上の義務は、投資先ファンドの投資戦略に影響を及ぼし、その実行を制限する可能性があり、影響を受ける投資先ファンド投資運用会社および/または投資先投資法人の法令遵守義務および未払費用を増大させる可能性があります。

取引前および取引後の透明性の拡大

MiFID IIは、EUの取引所における取引およびEUのカウンターパーティーとの取引に関してより広い透明性制度を導入するものです。MiFID IIは、取引前および取引後の透明性制度の適用範囲を、規制された市場で取引される株式から、預託証券、上場投資信託および規制された取引所で取引される証書などの株式に類似した商品、さらには債券、ストラクチャード・ファイナンス商品、排出枠およびFDIなどの株式以外のものまで拡大しています。

MiFID IIに基づく透明性制度の拡大は、「ダークプール」および規制を受けていないその他の取引所の使用に関する制限と合わせて、より幅広い資産クラスおよび商品にわたる価格発見の強化をもたらす可能性があり、これは特に債券市場において、投資先投資法人に不利な状況をもたらす可能性があります。かかる透明性および価格発見の強化は、世界的に取引に対してマクロ的効果を及ぼす可能性があり、これは投資先ファンド純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

株式 - 取引所取引の義務化

MiFID IIは、EUの規制された会社がEUの取引所においてのみ(またはシステムティック・インターナライザーである会社との間でのみもしくは第三国における同等とされる場所においてのみ)株式取引を実行することができるという新たな規則を導入するものです。この要件の範囲に含まれる商品は、EUで二次上場のみしている株式を含め、EUの取引所における取引を許可された株式です。この規則の効果は、EUのカウンターパーティーとの間におけるEU上場株式の取引所外取引またはOTC取引の可能性の大幅な制限を導入することです。この規則が投資先ファンドの投資目的および投資戦略を実行する投資先ファンド投資運用会社の能力に及ぼす全体的な影響は不確実です。

調査の利用

MiFID IIでは、EUの認可された投資会社が、自己資金または別個の調査支払口座から直接その費用を支払う場合を除き、投資調査を受けることを禁止しています。MiFID対象企業であるEUの調査提供者は、調査サービスについて執行サービスとは別に価格設定する義務を負います。投資先ファンド投資運用会社と投資先投資法人が投資先ファンドに関して調査支払口座の利用に合意する場合、詳細は投資先ファンド英文目論見書補遺に記載されます。

直接的な市場アクセスの使用に対する変更

MiFID IIは、自らの取引システムを通じてEUの取引所において取引を行うことをその顧客に許可する直接的な市場アクセス(以下「DMA」といいます。)サービスを提供するEUの銀行およびブローカーに関して、新たな要件を導入するものです。EUのDMA提供者は、その顧客に対して取引および信用の閾値を課し、監視権限がもたらす利益を享受することを要求されます。EUのDMA提供者はまた、その顧客との間で、MiFID IIおよび取引所の規則の遵守について取り扱う拘束力を有する書面による契約を締結することも必要となります。これらの変更は、投資先投資法人の投資戦略の実施に影響を及ぼす可能性があります。

EUブローカー向け行動規範の変更

従来、一部のEUの売り手側企業は、新規株式公開(以下「IPO」といいます。)および二次割当てを、(取引量や手数料の面で)最も重要な買い手側顧客への過去の取引に対する報酬として、あるいは当該顧客との将来の取引を促進する手段として活用してきました。MiFID IIの要件は、このような行為を事実上禁止しており、すなわち、MiFID IIは、売り手側企業が顧客に対して、(a)当該EU企業が提供する無関係なサービスに対する多額の手数料支払いを促す目的で、または(b)顧客が当該EU企業から将来の注文を受領することやその他のサービスを購入することを条件として、発行割当てを行うことを禁じています。そのため、投資先ファンド投資運用会社が売り手側サービス提供者からIPOや二次発行を割り当てられる方法は大きく変化する可能性があり、これは、投資先ファンド投資運用会社が投資先投資法人の投資戦略を実施する能力に悪影響を及ぼす可能性があります。

方針および手続の変更ならびに遵守費用

MiFID IIにより、影響を受ける各投資先ファンド投資運用会社の方針および手続(最良執行、調査費用の支払いおよび調査の利用、アルゴリズム取引、高頻度取引ならびに利益相反に関するものを含みます。)の大幅な変更が必要となる可能性があります。かかる変更が投資先投資法人の投資戦略に悪影響を及ぼさないという保証はありません。かかる要件の遵守には多額の費用が伴う可能性が高く、投資先ファンド投資運用会社のMiFID II遵守費用のうち投資先投資法人に関連する部分について、投資先投資法人が直接または間接的に一定割合を負担することになる可能性があります。

ブレクジットの潜在的な影響

2020年1月31日、英国(以下「UK」といいます。)は、正式に欧州連合(以下「EU」といいます。)からの離脱を完了し、加盟国としての地位を失いました。これに続き、UKは、2020年末まで、適用あるEUの法令に服す移行期間に入りました。移行期間は2020年12月31日に終了し、EU法はUKにおいて適用されなくなりました。

2020年12月30日、UKとEUは、2021年1月1日より適用されるEU・UK間貿易協力協定(以下「UK・EU貿易協定」といいます。)に署名し、UKとEU間の貿易に関する経済的および法的枠組みの基礎を定めました。UK・EU貿易協定は新たな法的枠組みであるため、その実施により、当面の間、UKおよびより広範な欧州市場の両方において、その適用に関する不確実性や変動期が生じる可能性があります。UKのEU離脱により、この貿易関係において追加的な貿易費用や混乱が生じるものと予想されます。UK・EU貿易協定は物品の自由貿易を規定していますが、サービス分野の市場アクセスについては一般的な約束のみを定めており、さらに、多くの例外が適用される「最恵国待遇」条項を伴っています。さらに、EUとUKの規制基準が乖離した場合、いずれかの当事者が将来的に貿易に関税を課す可能性もあります。将来の関係性に関する条項は、世界的な金融市場における不確実性を継続させる可能性があり、投資ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性があります。

この不確実性から生じるボラティリティとは、投資ファンドの投資リターンが市場動向、英ポンドまたはユーロの価値下落の可能性およびUKのソブリン信用格付けの引下げの可能性の影響を受けることを意味する場合があります。

現地の仲介業者

一部の法域における現地規制により、支払代理人、コルレス銀行および/またはその他の現地代理人の任命や、申込金および買戻金の支払いが可能な口座の当該代理人による維持が求められる場合があります。当該現地の仲介業者は、アイルランド中央銀行の要件に従い任命されるものとします。現地規制に基づき、投資先ファンドの投資者が、申込金/買戻金の支払い/受領に関して、投資先ファンド保管会社との間で直接行うのではなく、当該仲介業者(例:現地の法域における副販売会社または代理店)を通じて行うことを選択し、または義務付けられる場合、当該投資者は、(a)投資先ファンド保管会社に送金される前の申込金および(b)当該仲介業者から投資先ファンドの関連する投資者へ支払われるべき買戻金に関して、当該仲介機関に対し信用リスクを負うこととなります。

上記は、潜在的投資者が投資先ファンドに投資する前に考慮すべきリスクを網羅したものではありません。

一般的な投資リスク

経済情勢

例えばインフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交の事象および傾向、税法ならびにその他の無数の要因を含むその他の経済情勢の変化は、ファンドの収益に重大で有害な影響を与える可能性があります。これらの状況のいずれも、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社がコントロールできる範囲のものではありません。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または流動性は、管理会社および投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされることとなります。経済的および/または政治的不安定性は、資産価格に悪影響をもたらす可能性があり、法律、財務および規制の変化につながることとなります。

パンデミックのリスク

感染症の発生は、世界経済や金融市場に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。これには、事業運営、サプライチェーン、消費者需要、貿易、旅行および金融サービスにおける混乱、ボラティリティの上昇、流動性の低下および資産価格・資産評価の損失、投資家、消費者および政府内での不確実性、不安およびリスク回避の高まり、資本やクレジットへのアクセスの低下、当局による財政・金融刺激策や介入の増加、ならびに潜在的な社会不安、内乱、地政学的紛争などが含まれますが、これらに限定されません。パンデミックの発生期間や深刻度、その影響、さらに政府、中央銀行、その他の機関がパンデミックの拡大を抑制、緩和、防止するために行う対応や措置の有効性は、極めて不確実で予測不可能であり、地域、国、セクターによって大きく異なる場合があります。

ファンドおよびその投資対象は、ファンドの投資戦略、ポートフォリオおよび運用の性質、範囲および場所、ならびに変化する市場環境や規制要件に適應する投資運用会社の能力に応じて、様々な形でパンデミックのリスクから重大かつ不利益な影響を受ける可能性があります。例えば、ファンドは、収益の減少、コストの増加、流動性の低下および/または取引の遅延もしくは中止に見舞われる可能性があります。また、ファンドは、競争の激化、分散投資の減少または新規投資・オルタナティブ投資の機会の制限に直面する可能性があります。さらに市場リスク、信用リスク、流動性リスク、運用リスク、法務リスク、規制リスクまたは風評リスクに、より一層さらされる可能性があります。さらに、ファンドのサービス提供会社、取引相手、貸付人、投資者その他の利害関係者もパンデミックのリスクにより悪影響を受ける可能性があり、これによりファンドに対する義務もしくはコミットメントを履行し、またはファンドに適切なサポート、情報もしくはサービスを提供する能力または意欲が損なわれる可能性があります。ファンドは、パンデミックのリスクへの対処もしくはリスクの軽減またはパンデミックによる損失もしくは損害から回復するための十分なリソース、緊急時対応計画または保険を有していない可能性があります。

パンデミックのリスクは、ファンドの業績、財務状況、見通し、運営、さらに受益証券の価値、流動性、譲渡可能性に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。受益者は、パンデミックのリスクにより、ファンドへの投資の一部またはすべてを失う可能性があります。投資運用会社がパンデミックのリスクをうまく回避または克服できる保証はなく、ファンドまたは受益者がパンデミックのリスク以降の世界経済、金融市場、公衆衛生または社会の安定性の回復または改善から利益を得る保証はありません。

規制リスク

ファンドの運用に関して、将来的に規制が課せられる可能性があり、それによりファンドの実行に悪影響を与えることおよびトラストのスポンサーがファンドの投資目的および方針の変更が必要になる可能性があります。これらの変更により、ファンドの利益、管理会社および/または投資運用会社の運用に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

課税リスク

投資者は、その法域で、投資によるまたは投資によるとみなされるすべての収益またはキャピタル・ゲインが課税の対象になることがあります。そのため、投資者は受益証券への投資を検討する前に各自、税に関する助言を求めるべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社および投資運用会社ならびにその各関連会社は、ファンドの納税要件および義務に関して一切の責任を負わないものとします。

保管リスク

ファンドは、保管者の支払不能、管理、清算またはその他形式による債権者の保護に関する多数のリスクに晒されています。このようなリスクには、保管会社が保有するすべての現金のうち、保管会社あるいは副保管会社のレベルで顧客の資金として扱われていなかったものの喪失、保管会社あるいは副保管会社のレベルで適切な分別が行われず、またはそのように特定されていなかった有価証券の一部または全部の喪失、保管会社または副保管会社による勘定の運営が不正確であったことによる資産の一部または全部の喪失、送金残高の受領の遅延、かつ資産に対するコントロールを取り戻すのが大幅に遅れたことによる損失が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、有価証券の保管先である副保管会社、顧客の資金の保管先である第三者たる銀行または取得した担保の保管先である国際証券集中保管機関もしくは格付機関が支払不能に陥った場合も同様のリスクに晒されます。

キャッシュ・スイープ

保管会社は、未使用の翌日物の現金残高を金融機関に預金することができます(保管会社は、当該現金残高に関してファンドが得た利息の一部を留保する権利も有します。)。このような状況では、ファンドは、当該現金残高に関して、当該金融機関の信用リスクに晒されます。

カウンターパーティー・リスク

ファンドおよび投資先ファンドは、(それが誠実なものであるに関わらず)契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しない相手方当事者にさらされることがあり、そのためファンドおよび投資先ファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。受託会社、管理会社および投資運用会社は、ファンドについて、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。さらに、受託会社、管理会社および投資運用会社は、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。受託会社、管理会社および投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

決済リスク

取引の決済ならびに資産の保管に関連する市場慣行は、リスクを増加させる可能性があります。取引を実行するために利用できるクリアリング、決済および登録システムは、取引の決済および振替の登録に関連する遅滞およびその他の重大な困難につながる可能性があります。また、顧客または取引の相手方当事者が契約上の義務を履行できない可能性もあります。決済に関するあらゆる問題は、ファンドの純資産総額および流動性に影響を与える可能性があります。

投資制限リスク

これは、政府による資本規制または資本制限から生じるリスクで、資本を処分するタイミングや量に悪影響を及ぼす可能性があります。場合によっては、ファンドまたは投資先ファンドは一部の国で行われた投資を撤回できない可能性があります。政府は、外国人による現地資産の所有に関する制限を変更する場合があります。これには、セクター、個別および総計の取引割当量、支配割合ならびに外国人に提供される株式の種類に関する制限が含まれますが、これらに限定されません。ファンドは、制限によりその戦略を実行できない可能性があります。

収益および利得の送金

ある国への原投資により発生する収益およびキャピタル・ゲインの送金は、その国の通貨が流動性を有することおよびかかる利益の本国送金を抑制または阻止する外国為替政策がないことにより左右される可能性があります。

適用法の遵守

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社は、潜在的投資者による受益証券の取得の合法性または潜在的投資者に適用されるいかなる法令、規則または政策への遵守について、責任を負いません。潜在的投資者は、これらの事項に関して決定を下すとき、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および日本における販売会社に依拠することができません。潜在的投資者が受益証券に関して講じるべき措置について懸念がある場合は、かかる潜在的投資者は直ちに株式仲買人、バンク・マネージャー、顧問弁護士、会計士またはその他独立した財務顧問に財務に関する助言を求めるべきです。

投資の集中

投資運用会社は、申込金のほぼ全額を、投資目的に応じ投資テーマを限定して、ポートフォリオに投資します。このため、ファンドへの投資は、分散投資ポートフォリオには存在しない相当な集中リスクにさらされる可能性があります。

利益相反

ファンド

受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、日本における販売会社、通貨管理事務会社、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者（以下「利害関係人」といいます。）は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、投資運用会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員または日本における販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとします。利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平かつ独立当事者として対等に解決されるよう努力するものとします。

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。管理会社は、管理会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業を行っている過程で、または信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、管理会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとします。

適用ある法令に従い、利害関係人（下記（a）項の場合、受託会社を除く。）は、以下のことを行うことができます。

- （a）受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。

- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されるとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。
- (c) その証券のいずれかがファンドによって、またはファンドの勘定で保有されている受託会社、管理会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、ファンドの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するファンドの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドの資金または借入についてバンカー、貸付人もしくは投資者として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、報酬代行会社、通貨管理事務会社および代行協会員は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、報酬代行会社、通貨管理事務会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、報酬代行会社、通貨管理事務会社および代行協会員ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、報酬代行会社、通貨管理事務会社および代行協会員ならびに各関連会社は、戦略に名目上含まれる原資産またはかかる原資産に投資された資産(場合による)に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

投資運用会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、定期的にコンプライアンス会議を開催し、法令、投資制限、投資ガイドライン等についてファンドの遵守状況をチェックします。

投資先ファンドの投資運用会社では、リスク委員会において、投資先ファンドの投資制限、投資ガイドライン等の策定が行われ、それらの遵守状況が確認されます。また、専任のリスク管理チームが、投資先ファンドの運用が投資制限、投資ガイドライン等を遵守していることを確認します。

1口当たり純資産価格の変動要因

- 投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属しません。投資信託は預貯金と異なります。
- ミドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は米ドル建てのため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。
- ファンドは、その資産の大部分を投資先ファンドに投資します。このため、ファンドへの投資には、投資先ファンドにおけるリスクも伴います。
- 1口当たり純資産価格の変動要因(ファンドおよび投資先ファンドに関するリスク要因)は、下記に限定されるものではありません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目論見書)の該当箇所をご参照ください。

<ファンド・投資先ファンドに関する主なリスク要因>

投資目的および取引リスク

ファンドが投資目的を達成できるという保証はありません。すべての投資の損失を負うことができる者に限って、ファンドへの投資を検討すべきです。

価格変動リスク

ファンドの組入資産の価格が下落した場合、受益証券1口当たり純資産価格が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

円クラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)は、円建てである一方、その発行手取金は米ドル建ての投資先ファンドに投資されるので、日本円と米ドルとの間の為替変動の影響を受けます。円高時には為替差損が、円安時には為替差益が生じる可能性があります。

投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社への依拠

投資先ファンドの成功または失敗は、概ね、投資先ファンドの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社の判断および能力に大きく依拠しています。投資先ファンドのパフォーマンスは投資運用会社によって監視されますが、ファンドは、投資先ファンド管理会社および投資先ファンド投資運用会社のスキルおよび専門知識に依拠することになります。

投資対象の集中

ファンドは、受益証券の申込みによる購入代金の大部分を、主として投資先ファンドに投資します。このため、投資先ファンドが被る損失により、ファンドの全体的な財務状況および受益証券のパフォーマンスに重大な悪影響が生じます。

報酬の重層構造: 投資先ファンドへの投資に関連する報酬

投資者は、ファンドによる投資先ファンドへの投資の結果、ファンドに対する支払費用の重複が生じ得ることに留意する必要があります。この結果、ファンドの費用は、一般的な直接投資の場合に比べて純資産総額に対して高い割合を示す可能性があります。

市場リスクおよび金利リスク

金利の変動は、投資先ファンドが投資から得られる収益ならびにその投資の市場価値およびそれに対応する利益または損失の水準に重大な影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドによる投資は、通常の市場変動および国際証券市場への投資に内在するリスクの影響を受けるものであり、価値の上昇が生じることについては何ら保証されません。

信用リスクおよび取引相手方(カウンターパーティー)リスク

債券は、発行体が債務条件に従って利息を支払い、元本を返済する能力(すなわち信用リスク)に左右されます。景気後退は、これらの証券の市場を深刻に混乱させ、そのような証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。投資先ファンドは、その取引相手方に対して重大な信用リスクおよび業務リスクのエクスポージャーを有します。取引相手方がデフォルトした場合、通常の場合下では、投資先ファンドは取引契約に関連する契約上の救済策を有していることがありますが、このような契約上の権利を行使することは、遅延や費用を伴う場合があり、その結果、投資先ファンドが当該取引を行わなかった場合と比較して、投資先ファンドの純資産価値が減少することがあります。

流動性リスク

市場動向に応じて、投資先ファンドが行った投資の流動性が低下するリスクがあります。極端な市場状況下では、投資の購入を希望する買い手が存在しない可能性があり、その投資を希望する時点または価格で容易に売却できない場合があります。

通貨リスク

投資先ファンドは、基準通貨以外の通貨で表示された資産を保有する場合があります。そのため、為替リスクおよび外国為替相場の変動にさらされることになり、これが運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

新興市場および政府関連リスク

新興国への投資には、大きなリスクが伴う場合があります。新興国の経済および市場は、先進国のそれらと比べて、経済変化に対してより不安定な反応を示す可能性があります。また、政治的および経済的不安定性は、資産の取用、没収的課税、または国有化などを含む追加的な政府規制の導入をもたらす可能性があります。

デリバティブおよびレバレッジ・リスク

投資先ファンドは、効率的なポートフォリオ運用のために先物、オプションおよびスワップ等のデリバティブ戦略を使用することがあります。これらの戦略の使用には、カウンターパーティー・リスク、相関の不完全さ、および特定の時点で特定の金融商品に対する流動的な市場の欠如といった、一定の特有のリスクが伴い、場合によっては多額の損失を被る可能性があります。レバレッジは、総収益を増加させる機会を提供する一方で、損失を増大させる可能性のある効果をも有します。

法的リスク、規制リスクおよび課税リスク

投資先ファンドの存続期間中、法律上、規制上および税務上の変更が生じる可能性が高く、これらの変更の一部は投資先ファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。また、規制当局による監督の強化は、追加的な事務的負担を課す可能性もあります。

証券化商品に関するリスク

MBSやABSなどの証券化商品の価値は原資産の借主の返済能力に依存するため、価格変動リスクや信用リスクが顕著であり、大幅な損失を被る可能性があります。また、MBSおよびその他の不動産担保証券への投資は、不動産市場変動に伴う追加的なリスクが存在します。不動産価値の変動、テナント等の財務健全性、資金調達可否、規制変更などが、MBSのパフォーマンスと価値に影響を及ぼす可能性があります。

非投資適格証券に関するリスク

投資先ファンドは、その純資産総額の相当部分を、格付機関が投資適格ではないと評価した証券(ハイ・イールド債券等)に投資します。これらはリスクが高い投資であり、投資先ファンドおよびファンドの収益や元本が損失を被る可能性があります。これらの証券は、債務不履行(デフォルト)になるリスクが相対的に高いとされています。さらに、ハイ・イールド債券などは価格変動が大きく、投資適格証券に比べて流動性が低い傾向があります。

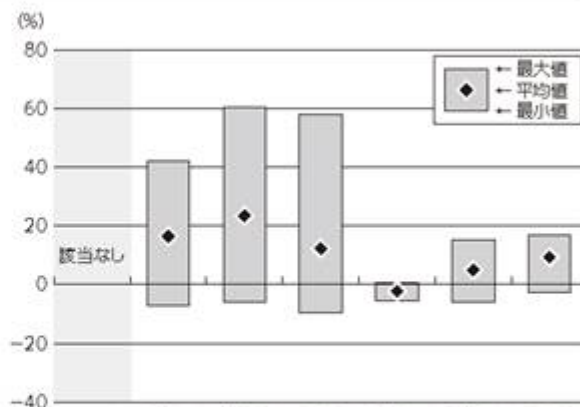
偶発転換社債(CoCo債)に関するリスク

投資先ファンドは、その純資産総額の10%を上限として、偶発転換社債(CoCo債)(一定の条件が発生すると株式に強制転換されたり、元本や利息が減額・消滅する可能性のある債券)に投資することがあります。これらの社債の値動きは、金利動向、信用リスク、株式市場の動きに加え、こうした要因同士の相関性の影響を受けます。そのため、これらの社債への投資は、投資先ファンドおよびファンドへの投資に対して、追加的で大きなリスクをもたらします。

参考情報

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

ファンドは2026年2月17日から運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日(2026年1月16日)現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債	
最大値(%)	該当なし	42.1	60.3	57.9	0.6	15.3	16.6
最小値(%)	該当なし	-7.1	-6.0	-9.4	-5.4	-6.1	-2.9
平均値(%)	該当なし	16.5	23.4	12.2	-2.3	4.9	9.3

出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

- 代表的な資産クラスについては2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

(ご注意)

○すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株・・・S&P新興国総合指数

日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)の指数値およびTOPIXに係る商標または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る商標または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

日本国内における取得申込みについては、申込金額の3.30% (税抜3.00%) を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算されます。

(注1) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

(注2) 管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。

(注3) 手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

ファンドの管理報酬等

ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総額は、純資産総額の年率1.240%程度です。

(注1) 本書提出日現在の見込みであり、今後この数値は見直される場合があります。

(注2) 管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上記年率を上回ることがあります。

管理報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義されます。)から四半期ごとに後払いされる管理報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。疑義を避けるために付言すると、管理会社は、その単独の裁量により、管理報酬の支払いを減免することを決定することができます。

管理報酬は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻業務の対価として管理会社に支払われます。

受託報酬

受託会社は、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から毎年前払いされる12,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。

また、受託会社は、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費および支払金に関して、報酬代行会社により報酬代行会社報酬から払戻しを受ける権利を有します。

受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

保管報酬

保管会社は、保管業務の提供に対する報酬(以下「保管報酬」といいます。)として、純資産総額の年率0.025%の報酬を受け取る権利を有します。保管報酬は、各評価日時点で発生および計算され、毎月後払いで支払われます。保管報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。保管会社はまた、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から払戻しを受ける権利を有します。

保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として保管会社に支払われます。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、各評価日時点で発生および計算される、純資産総額の年率0.07%(ただし、最低月額報酬は3,750米ドル(年額45,000米ドル)です。)の報酬を受け取る権利を有します。管理事務代行報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から四半期ごとに後払いで支払われます。また、管理事務代行会社は、業務の遂行に伴い適切に負担したすべての経費に関して、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から払戻しを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換代行業務および管理事務代行業務の対価として管理事務代行会社に支払われます。

販売報酬

受益証券の各クラスに関して、日本における販売会社は、当該クラスの純資産総額の年率0.60%に、当該日本における販売会社が受益者である当該クラスの受益証券数を当該クラスの合計発行済受益証券数で除して求められる値を乗じて得られる額の報酬(以下「販売報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。販売報酬は、各評価日時点で発生および計算され、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から四半期ごとに後払いで支払われます。

販売報酬は、受益証券の販売・買戻業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の業務の対価として日本における販売会社に支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.01%の報酬を受け取る権利を有します。代行協会員報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬は、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等の対価として代行協会員に支払われます。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、各評価日時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.285%の報酬(以下「報酬代行会社報酬」といいます。)を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、管理報酬、受託報酬ならびに報酬代行会社の合理的な判断において管理会社および受託会社が負担する通常のコストおよび費用であると決定されるコストおよび費用(以下「通常経費」といいます。)を支払う責任を有します。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、管理事務代行報酬、保管会社報酬、投資運用報酬、監査報酬、設立費用、販売報酬、代行協会員報酬、証券取引に関わるブローカー報酬、監査報酬および費用に含まれない法律顧問および監査費用、ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年間手数料、保険料、英文目論見書および英文目論見書補遺ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与、税務申告、マネー・ロンダリング防止の遵守および監視、ファンドの経済的実体に関する費用、ファンドの終了または清算に関する費用ならびに通常は発生しないと管理会社が単独で判断するその他の臨時費用および諸費用の支払いについては、責任を負いません。本書において規定されているその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬で賄うことのできない金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、ファンドについて報酬代行会社として行為することの報酬として報酬代行会社が保持します。

報酬代行会社報酬は、当初の期間のみについては設定日、その他の期間については毎暦四半期の最終日(以下それぞれ「報酬計算日」といいます。)(同日を除きます。)から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日(以下「最終評価日」といいます。)(同日を含みます。)までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終期間は、最終評価日に終了するものとします。

通常経費の各支払いは、各報酬計算日および最終評価日(場合によります。)から10ファンド営業日以内に行われるものとします。

報酬代行会社報酬は、管理報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務の対価として報酬代行会社に支払われます。

投資運用報酬

投資運用会社は、各評価日時時点で発生および計算され、四半期ごとに後払いされる、純資産総額の年率0.25%の報酬を受け取る権利を有します。投資運用報酬は、受託会社に代わって行為する管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

投資運用報酬は、ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資先ファンドの報酬および費用

ファンドは、その資産の大部分を投資先ファンドに投資することを意図しているため、ファンドは間接的に投資先ファンドに適用される以下の報酬および費用を負担することになります。疑義を避けるために申し添えると、本項に記載される報酬は投資先ファンド投資証券のみに関連するものです。

投資先ファンド投資証券は、以下を負担します。

- (a) 投資先ファンド純資産総額の年率0.50%に相当する投資先ファンド投資運用会社への運用報酬
- (b) 投資先ファンド投資証券のクラス(以下「投資先ファンド投資証券クラス」といいます。)の当該クラスにおける各投資先ファンド投資主(以下「投資先ファンド投資主」といいます。)の純資産価額の増加額(当該投資先ファンド投資証券クラスに適用されるSOFR(米国担保付翌日物調達金利)のベンチマークリターンに、適用される業界標準のフォールバック・スプレッドを加えたものをもとに、日次で複利計算されるリターンを基準に算定されます。)に対して15%の率を適用して計算される投資先ファンド投資運用会社への成功報酬
ただし、成功報酬は、基準純資産価額を上回る増加分に対してのみ支払われるものとします。投資先ファンド投資証券に関する「基準純資産価額」とは、当該投資先ファンド投資証券について成功報酬が支払われた時点における直近の投資先ファンド投資証券1口当たり純資産価格と、過去に成功報酬が支払われたことがない投資先ファンド投資証券については、当該投資先ファンド投資証券が発行された時点の投資先ファンド投資証券1口当たり純資産価格のいずれか高い方をいいます。
- (c) 投資先ファンド純資産価額の年率最大0.30%の事務代行報酬
- (d) 投資先ファンド純資産価額の年率最大0.04%からなる保管受託報酬
- (e) その他の手数料および費用(効率的なポートフォリオ管理手法に伴う運用コストおよび手数料、取締役報酬、投資調査費用を含みますがこれらに限定されません。)

(4) 【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドを含むトラストのシリーズ・トラストは、以下の費用および手数料をさらに負担します。

- (a) シリーズ・トラストのために実行されたすべての取引の費用および手数料
- (b) 関連したシリーズ・トラストの管理の費用および手数料(以下を含みます。)
 - () 法務および税務の専門家ならびに監査人の報酬および費用
 - () 委託手数料(もしあれば)および証券取引に関して課税される発行税または譲渡税
 - () 副資産保管会社報酬および費用
 - () 政府または当局に対して支払われるすべての税金および法人手数料
 - () 借入れにかかる利息
 - () 投資者向けサービスに関連した通信費ならびに当該シリーズ・トラストの受益者総会の準備、財務およびその他の報告書、委任状、目論見書、販売用資料および文献、およびこれらに類する資料ならびにそれらの翻訳の印刷および配布の費用
 - () 保険の費用(もしあれば)

- () 訴訟および補償費用ならびに通常の事業活動で発生しない臨時費用
- () 登録サービスの提供
- () 財務書類の準備および純資産総額の計算
- () コーポレート・ファイナンスまたは当該シリーズ・トラストの組成および通知、小切手、計算書等の配布に関連したコンサルタント報酬を含む他のすべての設立および運営費用
- () あらゆる政府税、物品税および消費税、管理会社、受託会社もしくはその他サービス提供者に対して提供され、またはこれらから提供を受けるサービスに関連して支払われる登録料
- () 基本信託証書に基づき受託会社、監査人、管理会社(および適法に任命された代理人)に補償するために必要な金額
- () 基本信託証書に基づく、それぞれの義務および職務の適切な履行の結果として、管理会社または信託会社もしくはそれらの代理人が適切かつ合理的に負担したその他のすべての費用、手数料または報酬
- () 基本信託証書においてシリーズ・トラストの財産から支払われることが明示的に規定されているその他の費用、手数料および報酬

このような費用および手数料が特定のシリーズ・トラストに直接起因しない場合、各シリーズ・トラストは、それぞれの純資産総額に比例して、費用および手数料を負担します。

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- (i) 受益証券の発行に関わる募集費用(募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)ならびにファンドおよび受益証券の販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立、各種サービス提供会社の任命および受益証券の募集に関わるその他の費用。

かかる費用、経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、5会計年度をかけて償却されます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

投資者が直接的に負担する費用																																			
購入時手数料	購入時手数料は購入金額の3.30%(税込)を上限とします。購入時手数料の詳細については、販売会社にご照会ください。 購入時手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。詳しくは、日本における販売会社にお問い合わせください。 (注1)管理会社と日本における販売会社が随時合意することによりこれと異なる取り決めを行うことができます。 (注2)手数料率は、消費税率に応じて変更となることがあります。																																		
換金(買戻し)手数料	ありません。																																		
スイッチング手数料	ありません。 ※販売会社によってはスイッチングを取り扱っておりません。																																		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																																			
<p>ファンドの資産から支払われる実質的費用は、純資産総額の年率1.740%+投資先ファンドの成功報酬+その他の費用・手数料となります。 (注)管理事務代行報酬に最低報酬金額が設定されているため、純資産総額によっては上記の料率を上回る場合があります。 ※実質的費用の料率(年率1.740%)は、下記の「管理報酬等」および「投資先ファンドの報酬および費用」における「運用報酬」の料率の合計値を記載しています。</p>																																			
管理報酬等	<p>ファンドの資産から支払われる管理報酬等の総報酬は、次の通りです。 純資産総額の年率1.240%(ただし、管理事務代行会社の最低報酬額として年間45,000米ドルがかかります。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手数料</th> <th>支払先</th> <th>対価とする役務の内容</th> <th>報酬料 (年率は純資産総額に対する割合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">報酬代行会社報酬</td> <td>報酬代行会社</td> <td>管理報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務</td> <td>年率0.285%^{*1}(四半期毎に後払い)</td> </tr> <tr> <td>管理報酬</td> <td>ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務</td> <td>年間5,000米ドル(四半期毎に後払い)</td> </tr> <tr> <td>受託報酬</td> <td>ファンドの受託業務</td> <td>年間12,000米ドル(毎年前払い)</td> </tr> <tr> <td>投資運用報酬</td> <td>投資運用会社</td> <td>ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務</td> <td>年率0.25%(四半期毎に後払い)</td> </tr> <tr> <td>保管報酬</td> <td>保管会社</td> <td>ファンドの資産の保管業務</td> <td>年率0.025%(毎月後払い)</td> </tr> <tr> <td>管理事務代行報酬</td> <td>管理事務代行会社</td> <td>ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務</td> <td>年率0.07%^{*2}(四半期毎に後払い)</td> </tr> <tr> <td>代行協会員報酬</td> <td>代行協会員</td> <td>ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目録見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等</td> <td>年率0.01%(四半期毎に後払い)</td> </tr> <tr> <td>販売報酬</td> <td>日本における販売会社</td> <td>受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理</td> <td>日本における販売会社名義の受益証券について年率0.60%(四半期毎に後払い)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 管理報酬および受託報酬は年率0.285%の報酬代行会社報酬から支弁されます。 ※2 管理事務代行報酬は最低月額3,750米ドル(年間45,000米ドル)です。</p>	手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料 (年率は純資産総額に対する割合)	報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務	年率0.285% ^{*1} (四半期毎に後払い)	管理報酬	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル(四半期毎に後払い)	受託報酬	ファンドの受託業務	年間12,000米ドル(毎年前払い)	投資運用報酬	投資運用会社	ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.25%(四半期毎に後払い)	保管報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.025%(毎月後払い)	管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07% ^{*2} (四半期毎に後払い)	代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目録見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%(四半期毎に後払い)	販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理	日本における販売会社名義の受益証券について年率0.60%(四半期毎に後払い)
手数料	支払先	対価とする役務の内容	報酬料 (年率は純資産総額に対する割合)																																
報酬代行会社報酬	報酬代行会社	管理報酬およびその他の報酬の支払いに係る業務	年率0.285% ^{*1} (四半期毎に後払い)																																
	管理報酬	ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し業務	年間5,000米ドル(四半期毎に後払い)																																
	受託報酬	ファンドの受託業務	年間12,000米ドル(毎年前払い)																																
投資運用報酬	投資運用会社	ファンドの投資運用業務および管理会社代行サービス業務	年率0.25%(四半期毎に後払い)																																
保管報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	年率0.025%(毎月後払い)																																
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	ファンドの登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務	年率0.07% ^{*2} (四半期毎に後払い)																																
代行協会員報酬	代行協会員	ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目録見書、決算報告書等の日本における販売会社への交付業務等	年率0.01%(四半期毎に後払い)																																
販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻し業務、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンド管理	日本における販売会社名義の受益証券について年率0.60%(四半期毎に後払い)																																
その他の費用・手数料	<p>①設立費用 ファンドの設立および受益証券の募集に関する費用・手数料は、最初の5会計年度をかけて償却されます。</p> <p>②その他の運営費用 受益証券の募集により生じる費用(目録見書作成費用等を含みます。)、受益者向け通知の作成・配布費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただけます。 その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>																																		
投資先ファンドの報酬および費用																																			
運用報酬	投資対象とする投資証券に関して、ファンドが保有する投資先ファンドの純資産総額の年率0.50%																																		
成功報酬	成功報酬算出のためのベンチマーク超過分に対して15% ※ベンチマークには、SOFR(米国担保付翌日物調達金利)をもとに日次複利計算したものを適用します。																																		
その他の費用	事務代行報酬および保管受託報酬等が実質的に控除されます(事務代行報酬および保管受託報酬は、投資先ファンドに対して、上限年率0.34%)。当該費用につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率を示すことができません。																																		

※手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に依り異なるため表示することができません。これらの詳細につきましては、投資信託説明書(請求目録見書)の該当箇所をご参照ください。

(5) 【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2025年12月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

(2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

(3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率が適用されます(2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。

なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本において同じです。)の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます(2038年1月1日以後は所得税のみ15%の税率となります。)。

(5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前3年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失(前年以前に既に控除したものを除きます。)の控除が可能です。

源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5)と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税法上、外貨建て投資信託の分配金や譲渡損益に係る所得税および住民税の計算は、分配金や売却代金等を外貨で受け取るか否かにかかわらず、円換算をして行う必要があります。

外貨建て投資信託の譲渡所得は、譲渡(償還)時の為替相場で円換算した譲渡(償還)価額から、取得時の為替相場で円換算した取得価額(手数料および消費税を含みます。)を控除して譲渡損益を求めます。また、分配金は分配時の為替相場で円換算します。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラスに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される)いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラスの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラスに含まれる一切の資産もしくはトラスから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

ファンドは、2026年2月17日から運用を開始します。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

(4)【販売及び買戻しの実績】

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

各クラスの受益証券は当初、最低発行価額を下限として、2026年2月2日(同日を含みます。)から2026年2月13日(同日を含みます。)までまたは管理会社が受益証券に関してその単独の裁量で決定するその他の日(以下「海外における当初募集期間」といいます。)に当初発行価格にて投資者に対して募集が行われ、設定日に発行されます。最低発行価額は、(a)米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券については、それぞれ100万米ドルまたは管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とし、(b)円クラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券については、それぞれ1億円以上または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の額とし、海外における当初募集期間中の申込総額がこれに達しない場合には、管理会社は、その単独裁量により、当該クラスの受益証券を発行しないことを決定することができます。受益証券は、0.0005を切り上げた小数点第3位までの端数で発行することができます。

投資者は、設定日(同日を含みます。)以降、米ドルクラス受益証券、米ドルクラス(毎月分配型)受益証券、円クラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券の申込みを行うことができます。投資者は、最低申込金額を下限として、各クラスの受益証券について、該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格に相当する価格にて各取引日に申込みを行うことができます。

各投資者の最低申込金額は、(a)米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券については、100.00米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社がクラスに関してその単独の裁量で決定するその他の額とし、(b)円クラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券については、1,000円以上1円単位または管理会社がクラスに関してその単独の裁量で決定するその他の額とします。

申込金額の総額は、(a)米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券については、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入され、また、(b)円クラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券については、0.5を切り上げて、整数に四捨五入されます。

(海外において)申込手数料はありません。

信託証書の条項に基づき、受益者は、その名義で登録された受益証券に対して権利、権原または利益を有する者として受託会社が認識する唯一の者とし、受託会社は、かかる受益者のみを当該受益証券の絶対的な所有者として認識し、これに反するいかなる通知にも拘束されません。受託会社は、いかなる信託についても留意する義務または執行を監視する義務を負わず、信託証書で規定されている場合を除き、または管轄裁判所の命令がある場合を除き、いかなる信託、持分、または受益証券の所有権に影響を与えるその他の利益についても認識する義務を負いません。

海外における当初募集期間

投資者は、ファンドの英文目論見書の別紙1に添付する様式による記入済申込書(ならびに申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類)を、海外における当初募集期間最終日の午後5時(東京時間)または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および/もしくは日付までに管理事務代行会社が受領できるように管理事務代行会社に送付することにより、海外における当初募集期間中に該当するクラスの受益証券を申し込むことができます。

購入代金は、設定日の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。支払いは、米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券については米ドルで、円クラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券については日本円で行わなければなりません。いかなる第三者による支払いも認め

られません。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、完成された申込書の受理後の最初の取引日まで保留することができ、その場合、該当するクラスの受益証券は、かかる取引日において関連する受益証券1口当たり純資産価格で発行されます。

継続募集

すべての取引日においてあるクラスの受益証券の購入を希望する投資者は、関連するクラスの受益証券の購入のための記入済みの申込書または簡易化した購入申込書(場合によります。)(ならびに、あらかじめ提供されていない場合は、申込書に記載される当該投資者の身元および購入代金の出所を証明する書類)を、関連する取引日の午後5時(東京時間)または管理会社がその単独の裁量で決定するその他の時間および/もしくは日付までに管理事務代行会社が受領できるように管理事務代行会社に送付しなくてはなりません。受益証券は、当該取引日に適用される関連する受益証券1口当たり純資産価格で発行されます。不備のある申込書は、管理会社の裁量により、完成された申込書の受領後最初の取引日まで保留することができ、その場合、受益証券は、当該取引日に適用される関連するクラスの受益証券1口当たり純資産価格で発行されます。

購入代金は、関連する取引日(同日を除きます。)から5ファンド営業日以内の現金決済日に、申込者名義の口座からファンドの口座へ電信送金で全額送金されなければなりません。米ドルクラス受益証券および米ドルクラス(毎月分配型)受益証券は米ドル建てで、また、円クラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券、円ヘッジクラス受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券は円建てで、支払いを行わなければなりません。いかなる第三者による支払いも認められません。

一般

すべての申込書は、申込書に記載された電子メールアドレスおよび/またはファックス番号に宛てて管理事務代行会社に電子メールまたはファックスで送付される必要があります。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および/または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、設定日または関連する取引日のいずれか該当する日に発行されます。申込みが受理された価格の詳細は、関連する受益者が管理事務代行会社から取得することができます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社ならびに正式に権限が与えられたそれらの取次人および代理人のいずれも、ファックスもしくはその他の方法により送付された申込書の判読不能もしくは不受領の結果として生じた損害または適時に授権された者に署名されたと誠実に判断される指示の結果として講じられた措置に関して生じた損害の責任を負わないことに留意してください。

管理会社は、その絶対的な裁量により、受益証券購入の申込み(適格投資家(注)でない者による申込みを含みますが、これに限られません。)の全部または一部を拒否する権利を留保し、設定日または関連する取引日に発行された受益証券で、上記の通り適式に記入済みの申込書および支払いが適時に受領されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の該当する支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は(受託会社との協議の上で)(申込者の期日支払いの不履行に関する請求に影響を与えることなく)かかる購入代金に関してかかる申込者に発行された受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対していかなる請求を行う権利も有さないものとします。ただし、(i)かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、従前行われた純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の計算が再開することはなく、無効にもされないものとし、および()管理会社は、ファンドの勘定において、管理会社、受託会社および/またはその他の受益者が被った損失であって、申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に係ると管理会社が判断する損失を補償するために、管理会社が随時決定する金額の強制買戻手数料を当該申込者に請求する権利を有するものとします。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失が含まれますが、これに限られません。管理会社は、その絶対的な裁量により、受益証券への申込みの全部または一部を拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われ

た額またはその残高 (場合によります。) は、実務上可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用負担により、 (無利息で) 返還されます。

受益証券の申込みが承認されると、当該受益証券の申込者は、設定日または関連する取引日 (場合によります。) が経過するまで受益者登録簿 (以下「登録簿」といいます。) に記載されない場合がありますが、受益証券は設定日または関連する取引日 (場合によります。) の営業終了時をもって有効に発行されたものとして取り扱われます。これにより、受益証券について申込者が支払った購入代金は、設定日または関連する取引日 (該当する方) からファンドへの投資リスクにさらされます。

(注) 「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。以下同じです。

(a) 米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する法人、信託もしくはその他の法主体、または米国人 (1933年米国証券法下のレギュレーションS (その後の改正を含みます。) において定義されます。) もしくは当該米国人の利益のために受益証券を保有しもしくは保有しようとする個人、法人もしくは法主体、(b) ケイマン諸島に居住または所在する者 (慈善信託もしくは慈善団体の対象となる者または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c) 適用法令に違反せずに受益証券への申込みまたはその保有ができない者、(d) 欧州経済領域の加盟国に居住し、または登記上の事務所を置く者、(e) 上記 (a) から (d) までに記載される個人、法人もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、および / または、ファンドに関して、随時、管理会社が受託会社の同意を得た上で特定もしくは指定するその他の個人、法人もしくは法主体。

マネー・ロンダリング防止およびテロリストへの資金供与の対策

マネー・ロンダリング防止ならびにテロリストおよび拡散金融への対策のための法令を遵守するため、受託会社は、手続を採用および維持することが必要であり、受益証券の申込者に身元、その実質的所有者 / 支配者 (該当する場合) の身元および資金の出所を証明するための証拠を提供するよう求めることがあります。受託会社はまた、許可を受け、一定の条件に従う場合には、管理事務代行会社を含む適任者にこれらの手続 (デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。) の維持を依頼することがあります。

受託会社またはその代理人は、受託会社のために、受益者 (すなわち、申込者または譲受人) の身元、その実質的所有者 / 支配者 (該当する場合) の身元および購入代金の出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。状況が許せば、受託会社またはその代理人は、適用法に基づき関連する免除が適用される場合には、申込みの際に完全なデュー・デリジェンスが不要であると判断することがあります。ただし、受益証券に関する代金の支払いまたはその譲渡の前に詳細な確認情報が必要となる場合があります。

申込者側に証明のために要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社または代理人は、申込みの受理を拒否することができ、または申込みが既に行われている場合は、信託証書、英文目論見書および英文目論見書補遺の条件に従って受益証券の発行を停止しまたは受益証券を買い戻すことができます。この場合、受領した資金は、申込人の費用およびリスク負担により、当初引き落としが行われた口座に無利息で返還されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるかと疑い、またはその旨を通知された場合、またはかかる支払いを拒否することが受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を確保するために必要または適切とみなされる場合、当該受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島に所在する者が、他者の犯罪行為への関与、もしくはテロもしくはテロリストの財産への関与を知っており、もしくは疑っている、またはそれを知るもしくは疑うに足る合理的な理由を有しており、かつ、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの業務またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の過程でかかる者の知るところとなったものである場合、その者は、かかる情報または疑いを、(i) 犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律 (その後の改正を含みます。) に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティ (以下「FRA」といいます。) に、または(ii) テロへの関与またはテロリストへの資金供与もしくはテロリストの財産に関する開示の場合は、ケイマン諸島のテロリズム法 (その後の改正を含みます。) に従い巡査もしくはそれより上級の警察官またはFRAに報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密保持義務違反または法律その他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

CIMAは、随時改正および改訂されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則 (その後の改正を含みます。) の所定の規定のファンドによる違反に関してはファンドに対し、また、ファンドの受託者または役員で

あって、当該違反に同意もしくは共謀した者、または当該違反がその懈怠に帰属することが証明された者に対し、多額の過料を課す裁量権を有しています。ファンドが当該過料を支払わなければならない限りにおいて、ファンドは、当該過料および関連する手続の費用を負担します。

購入により、申込者は、自ら、ならびにその実質的所有者および支配者を代理して、受託会社、管理会社、日本における販売会社および/または管理事務代行会社が、ケイマン諸島および/またはその他の法域内でのマネー・ロンダリング、税務情報の交換、規制および類似の事柄に関連する請求に応じて、申込者に関するすべての情報を規制機関およびその他に開示することに同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特定の場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金、ならびに申込者の身元および購入代金の資金の出所を証明するために必要なすべての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

すべての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券の券面ではなくファンドの受益者名簿への記載をもって証明されます。

投資者資金規制

管理事務代行会社は、投資者資金規制に従い、ファンドのための回収口座を維持しており、当該回収口座は投資者の申込金、買戻金および配当金を管理する目的で使用されます。管理事務代行会社は、かかる金員が投資者以外の金員とは分離して保有されること、投資者の資金がその記録の中で明確に特定できること、また帳簿および記録が各投資者により保有されている投資者の資金について各投資者のために常に正確に記録されることを確保する責任を有します。買戻金または分配金の支払いに先立ち、これらの口座の金額に対して利息が支払われることはありません。回収口座中の投資者の資金に発生した利息は、ファンドの利益のために使用され、かつ、定期的にファンドに配分されてかかる配分実施時に受益者の利益のために使用されます。回収口座中の投資者資金に発生する未払利息/受取利息は、定期的にファンドの資産に充当されます。

制裁

ファンドは、適用ある制裁制度の対象となる法主体、個人、組織および/または投資対象との取引を制限する法律に服しています。

これにより、受益証券の申込者は、自ら、および(もしあれば)自らの実質的所有者、支配者または授権者(以下「関係者」といいます。)が、その知る限りまたは信じる限りにおいて、(i)国際連合、米国財務省外国資産管理室(以下「OFAC」といいます。)もしくは日本の財務省が維持する、または欧州連合(以下「EU」といいます。)および/もしくは英国(以下「UK」といいます。)の規制(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)および/もしくはケイマン諸島の規制に基づく制裁対象の法人または個人のリストに掲載されていないこと、()国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UKおよび/またはケイマン諸島が制裁を課している国または地域に運営上の拠点を有しておらず、居住もしていないこと、また()その他国際連合、OFAC、日本の財務省、EU、UK(UKについては、行政委任立法によるケイマン諸島も対象とします。)またはケイマン諸島により課される制裁の対象(以下あわせて「制裁対象」といいます。)となっていないことを継続的に表明および保証することを求められます。

申込者または関係者が制裁対象である、または制裁対象となった場合、受託会社および管理会社は、直ちにかつ当該申込者への通知をすることなく、当該申込者および/または当該申込者の受益証券を対象とするその後の取引を、当該申込者および/またはその関係者(該当する場合)が制裁対象に該当しなくなるまで、または適用ある法律に従いかかる取引を継続するための許可を取得するまで停止するよう求められる場合があります(以下「制裁対象者事由」といいます。)。受託会社、管理会社および管理事務代行会社は、制裁対象者事由の結果、申込者が被った負債、費用、経費、損害および/または損失(直接的、間接的または派生的損失、逸失利益、利益の減少、信用の毀損ならびにすべての金利、罰金および訴訟費用その他一切の専門家に要する費用や経費を含みますが、これらに限られません。)に対して一切の責任を有しません。

また、ファンドの勘定で保有される投資対象が事後的に制裁の対象になった場合、管理会社および/または投資運用会社は、直ちに、受益者に対して通知することなく、制裁が解除されるまで、または、取引を継続することについて適用法の下で免許を取得するまで、当該投資対象についてさらなる取引を行うことを停止します。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在するそれらの代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得ない場合があります。例えば、金融庁法(その後の改正を含みます。)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のための要請、または税務情報庁による、税務情報法(その後の改正を含みます。)ならびに関連する規制、合意、協定および覚書に基づく要請があります。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、一定の場合には、受託会社、管理会社またはそれらの取締役もしくは代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

ケイマン諸島におけるデータ保護

受託会社および管理会社は、国際的に認められたデータプライバシーの原則に基づくケイマン諸島のデータ保護法(その後の改正を含みます。)(以下「DPA」といいます。)に従った特定の責任を負っています。

受託会社および管理会社は、DPAに基づく、受託会社および管理会社のデータ保護に関する義務ならびに投資者(および投資者と関係する個人)のデータ保護に関する権利の概要を記した書類(以下「ファンド・プライバシー通知」といいます。)を作成しました。ファンド・プライバシー通知は、申込書に含まれます。

潜在的投資者は、ファンドへの投資、ならびにそれに伴う受託会社、管理会社およびこれらの関連会社および/または代理人との連絡(申込書への記入、および該当する場合には電子通信もしくは電話の記録を含みます。)の結果、または受託会社もしくは管理会社に対して、投資者と関係する個人(例えば取締役、受託者、従業員、代表、株主、投資家、顧客、実質的所有者または代行者)の個人情報を提供した結果、かかる個人が、受託会社、管理会社ならびにこれらの関連会社および/または代理人(管理事務代行会社を含みますが、これに限定されません。)に、DPAの規定における個人データに該当する特定の個人情報を提供することになる点に留意するべきです。受託会社および/または管理会社は、かかる個人データに関してデータ管理者として行動するものとし、管理事務代行会社等の関連会社および/または代理人は、データ処理者として(または状況によっては自らの権限でデータ管理者として)行動することができます。

ファンドに投資することおよび/またはファンドへの投資を継続することにより、投資者は、ファンド・プライバシー通知を細部まで読み理解し、ファンド・プライバシー通知に、ファンドへの投資に関連する範囲におけるデータ保護に係る権利および義務の概要が記載されていることを了解したとみなされるものとします。関連する表明および保証は、申込書に含まれます。

DPAを監督することは、ケイマン諸島の行政監察機関の責任です。受託会社または管理会社がDPAに違反した場合、行政監察官によって強制的な措置がとられることがあり、かかる措置には、改善命令、課徴金または刑事訴追への付託が含まれます。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、本書「第一部 証券情報 - (7) 申込期間」に記載される期間中、本書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。原則として、() 当初申込期間については2026年2月13日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が各クラスの当初発行価格での購入となり、() 継続申込みについては、各取引日の午後3時(日本時間)までに申込みが行われ、かつ日本における販売会社所定の事務手続が完了した申込み受付分が、その取引日に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格での購入となります。

販売の単位は日本における販売会社によって異なります。詳しくは、日本における販売会社にご照会ください。申込単位が金額の場合、口座ごとに申込金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出します(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きま

す。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出します。

投資者は、()当初申込期間中の申込みについては2026年2月13日までに、()継続申込みについては、国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を適用あるクラス基準通貨により支払うものとします。なお、日本における販売会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額および申込手数料の支払いを投資者に依頼する場合があります。また、日本における販売会社では、申込みの日に上記の申込金等の引き落としを行う場合があります。円貨と外貨、または、異なる外貨間での交換をする際には、外国為替市場の動向に応じて日本における販売会社が決定した為替レートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)。換算(買戻し)についても同様です。また、管理会社は適格投資家でない者による受益証券の取得を制限することができます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

前記「(1) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日(以下に定義されます。)において、管理事務代行会社が購入代金を受領済みの任意のクラスの受益証券について、管理事務代行会社に対し買戻請求を行うことができます。買戻請求を行うためには、受益者は、買い戻される受益証券の口数および関連する受益証券クラスを明記した英文目論見書の別紙2に添付される様式による記入済みの買戻通知(以下「買戻通知」といいます。)を、管理事務代行会社が関連する買戻日の午後5時(東京時間)または管理会社とその単独の裁量で決定するその他の時間および/もしくは日付(以下「買戻通知期限」といいます。)までに受領できるよう、管理事務代行会社に提出しなければなりません。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない該当するクラスの受益証券の各取引日および/またはファンドもしくは該当するクラスの受益証券について管理会社が随時決定するその他の日をいいます。以下同じです。

「ファンド障害事由」は、ファンドについて、または投資先ファンドを含む本ポートフォリオのいずれかの部分について、価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与えると、管理会社の単独の裁量により判断される事由が生じた場合を指します。

受益証券1口当たりの買戻価格は、関連する買戻日(当該買戻日が評価日でない場合は直前の評価日)に適用される該当するクラスの受益証券1口当たり純資産価格として計算されます(以下「買戻価格」といいます。)。関連する買戻しをする受益者は、受益証券に適用される買戻価格の詳細を、管理事務代行会社から取得することができます。

一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。管理会社は、買戻通知期限後に受領した買戻通知を、次の買戻日まで保留し、当該次の買戻日に、当該クラスの受益証券に適用される関連する買戻価格で関連する受益証券を買い戻すことができます。

買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、関連する受益証券は、買戻価格で買い戻されます。買戻日において受益者が買戻しの請求ができる受益証券の最低買戻口数は、管理会社その他の決定をしない限り、1口以上0.001口単位とします。

該当法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を留保します。管理事務代行会社は、受益証券の買戻請求を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延または怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネー・ロンダリング防止法等の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否し、または買戻代金の支払いを遅延することができます。

買戻通知が受領されると、当該受益者が登録簿から削除されたか否か、買戻価格が決定され送金されたか否かにかかわらず、受益証券は該当する買戻日をもって有効に買い戻されたものとして取り扱われます。このため、関連する買戻日以降、受益者は受益者としての資格において、買戻対象の受益証券について信託証書に基づき発生する権利(ファンドの総会の通知を受領し、総会に出席し、または総会において投票する権利を含みます。)を行使する資格を喪失し、またこれを行えることができなくなります。ただし、(それぞれ買戻対象となる受益証券について)買戻価格および関連する買戻日の前に宣言された分配のうち未払いの分配を受領する権利を除きます。かかる買戻しを行う受益者は、買戻価格についてファンドの債権者となります。支払不能により清算が行われる場合、買戻しを行う受益者は、通常の債権者の後位かつ受益者の先位に位置付けられます。

買戻しの制限

管理会社が、受託会社との協議の上、特定の買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となる、投資運用会社によるファンドの(またはある受益証券クラスに帰属する)投資対象の換金が行えないと判断した場合(投資先ファンドが買戻請求の停止またはその他の制限を宣言した場合を含みますが、これに限られません。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合、管理会社は、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部または一部を拒否または延期することができます。この場合、かかる制限は、当該買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望するすべての受益者が、同一の割合でかかる受益証券を買い戻せるよう、比例按分して適用されます。

当該買戻日に買い戻されなかったすべての受益証券に関する買戻通知は、その後に関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関するすべての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、その時点で、かかる買戻通知の対象となるすべての受益証券が、(同一の制限に従い、かつ、以下に規定の通り)買い戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻請求のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、引き続き純資産総額の増減の影響が及びます。その結果、請求された買戻日における受益証券1口当たり純資産価格は、かかる買戻請求が履行された日における受益証券1口当たり純資産価格とは大きく異なる場合があります。単一の買戻請求で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しとその都度大きく異なる買戻価格で行われることもあります。

停止

受託会社は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、純資産総額の計算(すなわち、いずれかのクラスの受益証券1口当たり純資産価格の計算)ならびに/またはいずれかのクラスの受益証券の買戻しおよび/もしくは購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも停止を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、ファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

上記の記載に加え、以下の事由が発生した場合も、停止を宣言することができます。

- (i) 受託会社が、管理会社および/または投資運用会社と協議を行った上で、(x)ファンドの資産の全部または一部の処分ができない、または(y)当該処分代金の移転が、合理的な方法により実行できない、または当該処分の実行が受益者の最善の利益にならないと判断した場合
- (ii) 投資先ファンドが、(x)投資先ファンド投資証券の発行もしくは買戻し、および/または(y)投資先ファンド純資産総額の計算の停止を宣言した場合
- (iii) 受託会社が、管理会社と協議を行った上で、公正かつ合理的な方法により純資産総額を計算することができないと判断した場合
- (iv) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロ、パンデミックまたは天災等に起因して閉鎖され、または相当に妨げられた場合
- (v) 受託会社、管理会社および/または投資運用会社にファンドの投資の大部分を清算させるまたはファンドの終了を準備させるような事由が発生した場合

買戻手続

買戻通知は、買戻通知に記載されたファックス番号に宛てて管理事務代行会社にファックスで送付されなければなりません。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社ならびにその適式に授権された取次人および代理人のいずれも、ファックスまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または不受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

買戻代金の決済は、関連する買戻日(同日を除きます。)から4ファンド営業日以内の現金決済日に、または管理会社が決定するその他の時期に、受益者に対し電信送金により支払われます。米ドルクラス受益証券お

よび米ドルクラス(毎月分配型)受益証券に関する支払いは、米ドル建てで、受益者に対する電子送金で行われ、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げて、小数点第2位に四捨五入します。円クラス受益証券、円ヘッジクラス受益証券、円クラス(毎月分配型)受益証券および円ヘッジクラス(毎月分配型)受益証券に関する支払いは、日本円建てで、受益者に対する電子送金で行われ、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.5を切り上げて、整数に四捨五入します。買戻代金は、登録された受益者にのみ支払われ、いかなる第三者に対する支払いも認められません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストもしくはファンドが登録を行うことを要求され、課税対象となり、もしくはいずれかの法域における法に違反することになると判断した場合、または受託会社または管理会社がかかる受益証券の申込みまたは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、または理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)の如何を問わず、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量により適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の保有者に対し、当該受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に(後記「(4)受益証券の譲渡」の項目に記載される規定に従い)売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、これを行わなかった場合、当該受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)

あるクラスの受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻価格は、かかる強制買戻しの日(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)の評価時点(以下に定義されます。)において決定される(ファンドの流動化に際してまたはそれに付随して発生する債務を含め、当該クラスに帰属する債務を考慮後の)当該クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻しの時点における受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻価格」といいます。)となります。強制買戻価格を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、該当する受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券にかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する金融費用および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

「評価時点」とは、各評価日の午後4時(ボストン時間)またはファンドについて管理会社が随時定めるその他の時間をいいます。以下同じです。

(2) 日本における買戻手続等

日本における投資者は、各取引日に、日本における販売会社を通じ、管理事務代行会社に対して買戻しを請求することができます。買戻請求の受付時間は、原則として午後3時(日本時間)までとします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合があります、詳細は販売取扱会社に照会することができます。設定日の買戻請求は受け付けません。

なお、買戻制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、換金(買戻し)価額が判明する日に確認できます。買戻制限については上記「(1)海外における買戻し手続等」をご参照ください。

換金(買戻し)価額は、各買戻日に適用される各クラスの受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻単位は、日本における販売会社によって異なります。詳しくは、日本における販売会社にご照会ください。

日本の投資者に対する換金(買戻し)代金の支払いの期間は、日本における販売会社によって異なります。詳しくは、日本における販売会社にご照会ください。

買戻手数料は課されません。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、米ドルクラスおよび米ドルクラス(毎月分配型)については米ドル貨で、円クラス、円クラス(毎月分配型)、円ヘッジクラスおよび円ヘッジクラス(毎月分配型)については円貨で、行われるものとします。

前記「(1)海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における販売にも適用されることがあります。

(3) 受益証券の転換

販売会社によっては、各クラス受益証券間でスイッチングが可能です(販売会社によってはスイッチングを取り扱っておりません。)。日本において、スイッチング請求に関しては、日本における販売会社において、スイッチング元クラスの受益証券の買戻請求と、スイッチング元クラスの受益証券の買戻しの日本における受渡日以降におけるスイッチング先クラスの受益証券の買付申込みを日本における投資者より一括して受注され、個々に行う取引として処理されます。なお、インターネットでは、スイッチング手続は取り扱われません。日本における販売会社はスイッチングの取扱いを停止する場合があります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(4) 受益証券の譲渡

すべての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。受託会社および/または管理会社は、その絶対的な裁量により、同意を与えることを拒むことができます(譲受人が適格投資家でない場合を含みますが、これに限られません。)。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、すべての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、本書に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されません。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり

純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る英文目論見書補遺に開示される手法で端数処理されま

す。
ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形または売掛金はその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算はすべて、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関してすべての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産価格であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産総額、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式もしくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。
- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

また、管理事務代行会社は、受託会社または管理会社の指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日における評価時点での純資産総額を、信託証書に記載され、詳細は英文目論見書に記載される原則に基づいて計算します。

かかる方法により管理事務代行会社が計算する純資産総額は、(a)ファンドの勘定で行われる投資先ファンドに対する投資の価額は、投資先ファンドの管理事務代行会社が決定する直近の利用可能な投資先ファンド純資産価額に基づき算出され、(b)流動資産について、実際の現金(米ドル)価値で、(c)通貨先渡取引について、管理事務代行会社において、完全であり、信頼ができ、正確であると考えられる情報源、資料およびシステムを参照して、(d)上記(a)、(b)および(c)の両方について、特定の評価日において作成されるものであり、したがって、管理会社によって別途決定がなされない限り、市場価値もしくは価格または当該決定に関連するその他の要因におけるその後の変化を反映しません。

管理事務代行会社は、各評価日に係る純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格に関する情報を、当該評価日の翌ファンド営業日に受益者に提供します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由および/または停止がないことを条件とします。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます(以下、総称して「停止」といいます。)

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
- (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合
- (e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合
- (f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

ファンド障害事由が発生した場合、受託会社は、管理会社と協議の上、停止を宣言することができます。

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、設定日(2026年2月17日)に開始し、2036年4月30日までの期間とします。ただし、受託会社および管理会社が合意することにより、ファンドの信託期間が延長される場合があります。また、ファンドは、繰上償還される可能性があります。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年4月30日です。

(5) 【その他】

ファンドの償還

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは償還することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社もしくは管理会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証券の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合
- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補遺信託証券または英文目論見書補遺で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

本書の規定に従い繰上償還しない限り、ファンドは最後まで残存する受益証券に関する最終買戻日まで継続します。最終買戻日とは、(i) 2036年4月30日または受託会社および管理会社の間で相互に合意されたそれ以降の日(当該日がファンド営業日でない場合、直前のファンド営業日)、または、(ii) 最後まで残存する受益証券に関する強制買戻事由発生後における実務上最も早い買戻日のいずれか早い日をいいます。強制買戻事由は次の場合に発生します(以下「強制買戻事由」といいます。)。

- (1) いずれかの評価日のすべてのクラスの受益証券に帰する純資産総額の合計額が5,000万米ドルもしくはそれ以下であり、その評価日またはそれ以後に管理会社がすべての影響を受ける受益者に通知を行うことで強制的に買戻しを行うべきと決定した場合
- (2) 管理会社が、受託会社と協議の上、すべての受益証券を強制的に買い戻すべきと決定した場合(これには、管理会社が受託会社と協議の上、理由の如何を問わず(最終買戻日より前に投資先ファンドが早期に終了することを含みます。)、すべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定した場合を含みますが、これに限定されません。)。

強制買戻事由が発生した場合、各受益証券は最終買戻日に1口当たり最終買戻価格で買戻されます。

受益証券の1口当たり最終買戻価格は、最終買戻日(またはその日が評価日でない場合には直前の評価日)における、あるクラスの受益証券に帰する1口当たり純資産価格((管理会社と協議の上、受託会社の裁量により) ファンドの投資対象のうち当該買戻しの資金調達のために実現される投資対象の当該評価日における公表価額とその後の実現価額との差額についての調整の加減後。) となります。

上記に記載された強制買戻事由によるかまたはファンドの終了に関する規定に従うかを問わず、ファンドの終了後に多額の残余金が残ることは想定されていません。上記にかかわらず、ファンドの終了後に残余金が残る限りにおいて、管理会社は、ファンドの終了に関連して、報酬代行会社のためにかかる資金を保持する権利、または慈善団体への支払いを含むその他の適切とみなす方法で、かかる資金を処理する権利を留保します。

ソフトwindダウン

管理会社が、受託会社と協議し、ファンドの投資方針がもはや実行可能ではないと判断した場合、信託証書および英文目論見書補遺の規定に従い、秩序ある方法で資産を換価するためにファンドを管理し、受益者の最善の利益になると判断される方法でその収益を受益者に分配することができます。この手続はファンドの事業に不可欠であり、受益者の関与なしに実行することができます。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、基本信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、(i)かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除するようにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問いません。)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、() かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行会社または受託会社のいずれも、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、相手方当事者が破綻または支払不能を宣告される、または適用可能な破産法、倒産法、もしくはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、管理事務代行契約を終了することができます。管理事務代行契約は当該契約中に規定されている状況においても終了することが可能です。

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90暦日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。上記にかかわらず、一方の当事者は、相手方当事者が破産または支払不能を宣告される場合、または現在もしくは将来有効となる適用可能な破産法、倒産法、またはそれに類するその他の法律に従って当該当事者に対して事件が開始される場合、30暦日前の書面による通知を行うことでいつでも、保管契約を終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社または代行協会員による3か月前の他の当事者に対する書面による通知により解除されない限り、解除される時まで有効に存続します。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社の日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法に解釈されるものとします。

報酬代行会社任命契約

報酬代行会社または受託会社のいずれも報酬代行会社任命契約を他方当事者に対して90暦日前の書面による通知を送付することにより終了することができます。報酬代行会社任命契約は、同契約に定める他の事由により解除することもできます。

投資運用契約

管理会社は、90暦日以上前または両当事者が書面で合意するそれより短い期間に投資運用会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約をいつでも解除することができます。投資運用会社は、90暦日以上前または両当事者が書面で合意するそれより短い期間に管理会社に対し書面で通知することにより、投資運用契約を解除することができます。ただし、管理会社が投資運用会社を務める代わりに者を任命するまでは解除しないものとします。投資運用契約は、同契約に定めるデフォルト事由により解除することもできます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていないなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストのすべてのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

() 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および

() 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとします。

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、2026年2月17日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2027年4月30日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、ケーピーエムジーエルエルピーが行います。なお、ケーピーエムジーエルエルピーは、公認会計士法(昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー

取扱場所 香港 中環 68デヴォーロード マンイービルディング 13/F ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・
トラスティ・サーヴィシズ(ホンコン)リミテッド気付

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産価額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産価額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。)ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2025年11月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約1億1,512万円)です。

過去5年間において、主な資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以下(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって議案に記載された全ての活動を行い、かつ、承認する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2025年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン諸島	公募	14	2,283,894,440米ドル
			9,648,786ユーロ
			60,125,669豪ドル
			28,164,363,340円
			3,492,926,448トルコリラ
	私募	12	109,516,533,764円
	その他	8	53,704,086,851円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度(2023年1月1日から2023年12月31日までおよび2024年1月1日から2024年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第328条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるアーンスト・アンド・ヤング(安永会計事務所)から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2025年11月28日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=156.63円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

損益計算書およびその他の包括利益

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
運用手数料収入	4	170,000	26,627	185,000	28,977
その他の収入	4	62,322	9,761	60,009	9,399
		<u>232,322</u>	<u>36,389</u>	<u>245,009</u>	<u>38,376</u>
費用					
監査報酬		4,340	680	6,390	1,001
取締役報酬	9(c)	107,053	16,768	108,643	17,017
その他費用		5,015	785	48	8
費用合計		<u>116,408</u>	<u>18,233</u>	<u>115,081</u>	<u>18,025</u>
税引前利益		115,914	18,156	129,928	20,351
税金	5	-	-	-	-
当期利益合計					
当期包括利益合計		<u>115,914</u>	<u>18,156</u>	<u>129,928</u>	<u>20,351</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財政状態計算書

2024年12月31日

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
運用手数料未収入金	7	170,000	26,627	185,000	28,977
関連会社に対する債権	9(a)	864	135	864	135
現金および現金同等物	6	1,955,991	306,367	2,249,019	352,264
資産合計		<u>2,126,855</u>	<u>333,129</u>	<u>2,434,883</u>	<u>381,376</u>
負債					
直接持株会社に対する債務	9(b)	23,303	3,650	16,752	2,624
未払取締役報酬		-	-	428,396	67,100
未払金		4,339	680	6,436	1,008
負債合計		<u>27,642</u>	<u>4,330</u>	<u>451,584</u>	<u>70,732</u>
純資産		<u>2,099,213</u>	<u>328,800</u>	<u>1,983,299</u>	<u>310,644</u>
株主資本					
資本金	8	735,000	115,123	735,000	115,123
利益剰余金		<u>1,364,213</u>	<u>213,677</u>	<u>1,248,299</u>	<u>195,521</u>
株主資本合計		<u>2,099,213</u>	<u>328,800</u>	<u>1,983,299</u>	<u>310,644</u>

Nicolás Henri Jean Papavoine

取締役

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

株主資本等変動計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	株式資本		利益剰余金		合計	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
2023年1月1日現在	735,000	115,123	1,118,371	175,170	1,853,371	290,293
当期純利益および包括利益	-	-	129,928	20,351	129,928	20,351
2023年12月31日および 2024年1月1日現在	735,000	115,123	1,248,299	195,521	1,983,299	310,644
当期純利益および包括利益	-	-	115,914	18,156	115,914	18,156
2024年12月31日現在	735,000	115,123	1,364,213	213,677	2,099,213	328,800

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

キャッシュ・フロー計算書

2024年12月31日を末日とする事業年度

	注記	2024年		2023年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前利益		115,914	18,156	129,928	20,351
調整：					
受取利息		(62,436)	(9,779)	(60,034)	(9,403)
		<u>53,478</u>	<u>8,376</u>	<u>69,894</u>	<u>10,947</u>
運用手数料未収入金の減少		15,000	2,349	20,000	3,133
直接持株会社に対する債務の増加 / (減少)		6,551	1,026	(313,301)	(49,072)
未払取締役報酬の(減少) / 増加		(428,396)	(67,100)	428,396	67,100
未払金の減少		(2,097)	(328)	(37)	(6)
		<u>(355,464)</u>	<u>(55,676)</u>	<u>204,952</u>	<u>32,102</u>
営業活動に(使用した) / より発生した現金 受取利息		<u>62,436</u>	<u>9,779</u>	<u>60,034</u>	<u>9,403</u>
		<u>(293,028)</u>	<u>(45,897)</u>	<u>264,986</u>	<u>41,505</u>
営業活動に(使用した) / より発生した正味 キャッシュ・フロー		<u>(293,028)</u>	<u>(45,897)</u>	<u>264,986</u>	<u>41,505</u>
現金および現金同等物の純増(減)額		(293,028)	(45,897)	264,986	41,505
期首における現金および現金同等物		<u>2,249,019</u>	<u>352,264</u>	<u>1,984,033</u>	<u>310,759</u>
期末における現金および現金同等物		<u>1,955,991</u>	<u>306,367</u>	<u>2,249,019</u>	<u>352,264</u>
現金および現金同等物の分析					
現金および銀行預金残高	6	<u>1,955,991</u>	<u>306,367</u>	<u>2,249,019</u>	<u>352,264</u>

財務諸表に含まれる注記は、財務諸表の一部を構成する。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

1. 会社情報

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)は、ケイマン諸島 会社法Cap.22に基づき、ケイマン諸島において2000年1月4日に有限責任の免税会社として設立された。会社の登録事業所は、ケイマン諸島 KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド(Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。

2023年6月12日、UBSグループAGはクレディ・スイス・グループAGを買収し、スイス法の適用によりクレディ・スイス・グループAGのすべての資産および負債を承継したことにより、クレディ・スイス・グループAGの直接および間接子会社すべての直接または間接株主となった(以下「本取引」という)。会社は、この取引に含まれるクレディ・スイス・グループAGの間接的な子会社のひとつであった。

本取引の完了後、クレディ・スイスの発行済み登録株式は、クレディ・スイスの米国預託株式の場合、クレディ・スイスのデポジタリーに一定の手数料を支払うことを条件として、合併対価として1株当たりUBSグループAGの株式22.48分の1株を受領する権利に転換される。全体として、クレディ・スイスの株主は、買収日時点において、37億米ドルの購入価格で発行済みUBSグループAG株式の5.1%を取得した。

2023年12月、UBSグループAGの取締役会はUBS AGとクレディ・スイスAGの合併を承認し、両社は正式な合併契約を締結した。本合併手続きは、2024年5月31日に完了する。

2024年3月1日付で、UBSグループAGの取締役会は名称をクレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドからUBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに変更することを承認した。

究極の持株会社は、スイスで設立されたUBSグループAGである。取締役は、クレディ・スイス(香港)リミテッドを直接持株会社、UBS AGを中間持ち株会社とみなしている。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.1 作成の基準

会社のこれらの財務諸表は、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠して作成されている。これらの財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定された金融資産および金融負債を除き、取得原価を基準に作成されている。

IFRSの会計基準に準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

これらの財務諸表は米ドル(「USD」)で表示され、また別段の記載がない限り、1ドル単位に四捨五入されている。

財政状態計算書は、資産および負債を流動性の順に示しており、また流動資産または負債と固定資産または負債の区別はしていない。

過去の期の一部の比較情報は、当年度の表示と合致するように組み替えられている。

2.2 会計方針の変更と開示事項

当期に採用された会計原則は前年と整合している。当会計期間において効力を発して会社に重大な影響を与える、既存の基準にかかる他の基準、解釈または改正はない。

2.3 既発表であるが未発効のIFRS会計基準

2024年12月31日を末日とする会計年度に関して発表済みであるがまだ有効になっていない新規および改訂されたIFRS会計基準のいずれについても、会社はこれらの財務諸表において早期適用を行っていない。新規および改訂IFRS会計基準の中で、以下の点については発効の時点で会社の財務諸表が関連性を持つものと予想される。

IFRS第18号財務諸表における表示および開示

2024年4月に、IASBはIAS第1号財務諸表の提示に置き換わるIFRS第18号を発表した。IFRS第18号は損益計算書における表示に、特定の合計および小計を含む新たな要求事項を導入した。さらに企業は、すべての収益および費用を損益計算書内で5つの区分に分類することが求められる。すなわち営業、投資、財務、法人所得税および非継続事業の区分であり、そのうち最初の3つの区分が新しいものである。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

2.3 既発表であるが未発効の I F R S 会計基準 (続き)

また、新たに定義された経営陣が定める業績評価指標、収益および費用の小計の開示も義務付けられ、基本財務諸表 (P F S) および注記の「役割」に基づき、財務情報の集計および細分化に関する新たな要件も盛り込まれている。

さらに、I A S 第7号キャッシュ・フロー計算書について、間接法による営業キャッシュ・フロー算定の出発点を「損益」から「営業損益」に変更することと、配当金および利息のキャッシュ・フローの分類にかかる選択肢が削除されるなど、狭い範囲に限定した改訂も行われた。これに加え、いくつかの他の基準に対して重要な改訂がなされた。I F R S 第18号および他の基準の改正は、2027年1月1日以降に開始する事業年度から発効するが、早期適用が認められており、その場合は開示する必要がある。I F R S 第18号は遡及適用される。

会社は現在、改正が主たる財務諸表および財務諸表の注記に与えるすべての影響を特定する作業を進めている。

交換可能性の欠如 - I A S 第21号の改正

2023年8月、I A S B は、企業はどのように交換可能性を判定するべきか、および交換可能性が欠如している場合にどのように直物為替レートを確定するかについて、I A S 第21号の改正外国為替レート変動の影響を発表した。また改訂は、他の通貨に交換可能でないことが企業の財務実績、財政状態およびキャッシュ・フローに与える影響を、財務諸表利用者が理解できる情報を開示することを求めている。

本改訂は、2025年1月1日以降に開始する事業年度から発効する。早期適用は認められるが、その場合は開示を要する。改訂を適用する場合、企業は比較情報を修正再表示することはできない。

本改訂の適用による会社の財務諸表への重大な影響はないことが予想される。

3 . 重要性のある会計方針

関連当事者

当事者は、以下の場合に、会社に関連するとみなされる。

- a) 当事者が個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、会社の関連当事者である。
-) 会社を支配している、または共同支配している。
 -) 会社に重要な影響を与える。
 -) 会社または会社の親会社経営幹部の一員である。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

または

b) 事業体の場合、以下の条件のいずれかが当てはまる場合は関連当事者となる。

- ）事業体と会社が同一グループのメンバーである。
- ）一方の事業体が、他方の事業体（または他方の事業体の親会社、子会社、或いは同系列子会社）の関連会社または合併企業である。
- ）事業体と会社が、同一の第三者の合併会社である。
- ）一方の事業体が第三者企業の合併会社であり、もう一方の事業体が当該第三者企業の関連会社である。
- ）当該事業体が、会社または会社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- ）当該事業体が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- ）(a)()に規定する個人が、当該事業体に重要な影響を与えるか、当該事業体（またはその親会社）の経営幹部の一員である。および
- ）当該事業体、またはその事業体が属するグループのメンバー企業のいずれかが、会社または会社の親会社に重要な経営幹部業務を提供している。

現金および現金同等物

財政状態計算書上の現金および現金同等物は、価値変動のリスクが大きくなり短期的な現金支払債務を満たすために保有する、手許現金および銀行預金ならびに一般的に期日が3カ月以内の確定額で現金に転換できる高流動性預金で構成される。

キャッシュ・フロー計算書において、現金および現金同等物は、上記に定義される手許現金ならびに銀行預金および短期預金から、要求払いで返済可能な会社の現金管理の一部を構成する銀行当座借越を控除した金額で構成される。

金融商品：

() 分類

I F R S 第9号に従い、会社は、当初認識時に金融資産および金融負債を以下で説明する金融資産および金融負債の区分に分類する。

分類にあたって、金融資産または金融負債は以下の目的で保有されるとみなされる。

- (a) 短期間に売却または買戻しを行うことを主な目的として取得または発生した資産。または
- (b) 当初認識時において、一括して管理される特定された金融商品ポートフォリオの一部であり、かかる資産につき最近において短期的な利益確定の現実の取引パターンが存在している場合。または、
- (c) デリバティブ（金融保証契約であるデリバティブまたは指定され有効なヘッジ・ツールのデリバティブを除く）

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

金融資産

会社は、その金融資産を償却原価で測定する事後測定または次の両方の基準によってF V P Lにより測定して分類する。

- ・金融資産の運用に関する事業モデル
- ・金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性

償却原価で測定する金融資産

契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有され、契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみ（以下、「S P P I」）であるキャッシュ・フローが所定の日に生じる場合は、デット型商品は償却原価で測定される。会社はこの分類に短期の非財務債権を含めている。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産（「F V P L」）

次の場合、金融資産はF V P Lにより測定する。

- (a) その契約条件は、特定の日付に元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（S P P I）であるキャッシュ・フローを生じない。または、
- (b) その目的が契約上のキャッシュ・フローであるか、または契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方であるビジネスモデル内では適用されない。または、
- (c) 当初の認識では、それは、F V P Lで測定されたものとして取消不能で指定されており、そうすることで、資産もしくは負債の測定、または異なる根拠でのそれらに関する損益の認識から生じると思われる、測定または認識の矛盾を排除または大幅に削減している。

金融負債

F V P Lで測定する金融負債

売買目的で保有されるという定義に合致するか、または当初認識時にF V P Lにより測定すると指定された場合は、金融負債はF V P Lにより測定される。

償却原価で測定する金融負債

この分類は、F V P Lで測定するものを除くすべての金融負債を含む。会社はこの分類に短期債務関連の金額を含めている。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識

会社は、金融資産および金融負債につき、会社がかかる金融商品の契約条項の当事者となった場合に限り認識する。

市場における規制または慣習によって一般的に定められた期間内に資産の受渡しが求められる金融資産の売買(通常取引)は、取引日、すなわち、会社が資産の売買を約束した日に認識される。

() 当初の測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は財政状態計算書に公正価値で記録される。かかる金融商品のすべての取引コストは、純損益とその他の包括利益によって直接認識される。

金融資産および金融負債(純損益を通じて公正価値で測定するものを除く)は、公正価値プラス取得のために直接起因する増分コストによって当初測定を行う。

() 後続測定

当初測定の後、会社は純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類された金融資産を測定する。こうした金融商品の公正価値のその後の変動は、純損益およびその他の包括利益において、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債にかかる純損益に記録される。これらの金融商品にかかる受取または支払利息および配当金は、純損益およびその他の包括利益において、受取利息または支払利息ならびに受取配当金または配当支出としてそれぞれ記録される

純損益を通じた公正価値として分類されるものを除き、デット商品は、減損による引当を差し引いた実効金利法を用いた償却原価で測定される。デット商品のコストの認識の中止または減損だけでなく、償却プロセスなどの場合には、純損益において損益が認識される。

実効金利法(「EIR」)は、金融資産または金融負債の償却原価を計算して、関連期間にわたって受取利息または支払利息を振り分ける手法である。実効金利は、金融商品の予想残存期間、または状況に応じこれよりも短い期間にわたり見積もられる将来の現金支払額または受領額を、金融資産または金融負債の帳簿価格(純額)へと厳密に割り引く利率である。実効金利を計算する際、会社は予想貸倒損失(「ECL」)は考慮しないが、金融商品の全ての契約条件を考慮して将来のキャッシュ・フローを推定する。計算には契約の当事者間のすべての支払報酬または受取報酬を含み、これらは実効金利、取引コスト、およびすべてのその他のプレミアムおよびディスカウントの不可欠な一部である。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

() 認識の中止

以下の場合、金融資産(または該当する場合、金融資産の一部または類似した金融資産グループの一部)の認識は中止される。

- ・金融資産のキャッシュ・フロー受取の権利が失効した場合。または
- ・会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した。または受け取ったすべてのキャッシュ・フローを重大な遅延なしで、第三者に「パス・スルー」契約によって支払う義務を負った。あるいは(a)会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡したか、または(b)会社が、金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もしないが、金融資産の管理権を譲渡した場合。

会社が、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡したか、または「パス・スルー」契約を締結したか、あるいは会社が金融資産の所有に伴うリスクと報酬の実質的にすべてを譲渡せずまた保持もせず、金融資産の管理権も譲渡しない場合には、会社の継続的な関与の範囲でかかる金融資産が認識される。その場合、会社は関連する債務も認識する。譲渡資産と関連債務は、会社が保持する権利と義務を反映するベースで測定される。

会社は、金融負債にかかる契約上の債務が免責、取消、または失効となった場合、当該金融負債の認識を中止する。

金融資産の減損

会社は、金融要素のない短期の未収金だけを持ち、それは償却原価で測定する12カ月未満の期日を有するので、IFRS第9号のすべての未収金に適用される予想貸倒損失(「ECL」)アプローチと類似した簡易化されたアプローチの適用を選択している。そのため、会社は、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに各報告書日に全期間ECLに基づいた損失評価引当金を認識している。

会社のECLに対するアプローチは、過度のコストを要しない確率加重結果、貨幣の時間価値、および合理的で裏付け可能な情報、または報告書日時点における過去の事象、現状および将来の経済状況の予想における取組を反映している。

会社は、同種の損失パターンで未収金をグループ化するために、遅延日数に基づいた、未収金にかかるECL測定の現実的手段として、引当マトリックスを使用している。未収金は内容に基づいてグループ化されている。引当金マトリックスは、未収金の予想残存期間に対する過去の損失実績に基づき、将来予測を反映して調整されている。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針 (続き)

公正価値測定

会社は各報告書日に公正価値で金融商品への投資を測定する。

公正価値は、測定日において所定の手続きに基づいて市場参加者との間で行われる、資産の売却により受領する価格、または負債の移転のために支払う価格として定義される。

公正価値の測定は、金融資産の売却または債務の移転の取引が、資産または負債にとって主要な市場において、または主要な市場が存在しない場合には、資産または負債にとって最も有利な市場で行われるとの推定に基づいている。主要な市場または最も有利な市場には、会社がアクセスできなければならない。

活発な市場において取引された金融商品の報告書日の公正価格は、買い値 / 売り値の範囲内の市場公表価格または気配値の場合のある第三者の算定する価格に基づいている。これらの勘定で「上場」と定義されている有価証券は、活発な市場で取引されている。

活発な市場で取引されていない他のすべての金融商品については、公正価値はその状況において適切とみなされる評価手法を用いて決定される。評価手法にはマーケット・アプローチ (実質的に同一である他の金融商品の現在の市場価格を参考にした、必要に応じて調整された最近の独立企業間市場取引の利用) およびインカムアプローチ (入手可能で裏付け可能な市場データを出来るだけ使用した割引キャッシュ・フロー分析と、オプション価格決定モデル) などがある。

公正価値が測定されたか、または財務諸表で開示されたすべての資産および負債は、以下に記述されるように公正価値ヒエラルキーに従って分類される。

レベル 1 - 同一の資産または負債につき、活発な市場における公表価格 (未調整) 。

レベル 2 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが直接的または間接的に観察可能である評価手法

レベル 3 - 公正価値測定にとって重大なインプットのうち、最も低いレベルのインプットが観察不能である評価手法

各期初において、経常的に財務諸表で認識される資産および負債について、会社は分類の再評価によって階層内のレベル間で移転が生じたかどうかを決定する (全体として公正価値測定にとって重要な入力のうち、最も低いレベルの入力に基づく) 。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3. 重要性のある会計方針(続き)

引当金

(法的または推定的な)現在の債務が過去の事象の結果生じて、債務の決済のために将来、リソースの流失が必要になる可能性が高い場合に、債務の金額について信頼できる推定が可能という条件で引当金が認識される。

割引の影響が大きい場合、引当金として認識される金額は、債務を決済するために必要と見込まれる将来の支出金額にかかる、事業年度末における現在価値である。時間の経過によって発生する割引現在価値の増価は損益計算書に含まれる。

(h) 収益の認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、会社が財またはサービスの見返りとして受け取る権利がある対価が反映された金額で、顧客に財またはサービスの支配権が移転された場合に認識される。

(a) 運用手数料

顧客は会社が提供するメリットを同時に受取り、消費するため、運用手数料報酬は経時的に認識される。

その他の収益

受取利息

受取利息は、発生主義により実効金利法を用いて金融商品の予想残存期間(または状況に応じこれよりも短い期間)にわたり見積られる将来の現金受領額を、金融資産のネットの帳簿価格へと厳密に割り引く利率である。

機能通貨

これらの財務諸表における表示には、会社の機能通貨および表示通貨である米ドルを使用する。

外貨建取引

外貨建取引は、報告単位の機能通貨に取引日の直物為替レートで換算される。事業年度末には、外貨建てのすべての貨幣性資産および負債は終値で機能通貨に換算される。貨幣項目の決済または換算から生じる差額は、純損益で認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、当初取引日の為替レートで換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣項目は、公正価値が算定された日の為替レートで換算される。公正価値で測定された非貨幣項目の換算から生じる損益は、項目の公正価値の変動から生じる損益の認識と合致して取り扱われる。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

3 . 重要性のある会計方針（続き）

費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

4 . 収益及びその他の収入

会社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラスト資産の管理事務代行および運用である。年度中に認識された収益及びその他の収入は以下のとおりである。

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
収益：		
運用手数料収入	170,000	185,000
その他の収入には次のものが含まれる。		
受取利息	62,436	60,034
純為替差損益	(114)	(25)
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

運用手数料収入の履行義務は、役務が提供されるにしたがって経時的に充足される。

5 . 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、会社は、ケイマン諸島総督より、2019年10月10日から20年間のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除すると
の保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

6 . 現金および現金同等物

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
銀行預金	1,955,991	2,249,019

銀行預金は、日次の銀行預金利率に基づいて変動金利による利息を獲得する。銀行預金の簿価は公正価値に近い。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

7. 運用手数料未収入金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
運用手数料未収入金	170,000	185,000

上記の資産のうち、減損した資産または満期を超えたものは存在しない。上記の金融資産に関連する未収入金には、近年、デフォルトの実績はない。

8. 資本金

	2024年 米ドル	2023年 米ドル
発行済全額払込済株式： 735,000株 (2023年：735,000株) 普通株式 1株につき1米ドル (2023年：1米ドル)	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、会社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、会社の残余財産に関して同等順位である。

資本管理

会社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、会社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。会社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する会社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。会社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

会社の資本構成は定期的に見直しが行われ、会社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、会社に対する取締役の信任義務に反しない限り、会社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において会社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

9 . 関連当事者間取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

関連当事者との未払残高

会社は事業年度末時点で関連企業に対する / に支払うべき、以下の残高を有する。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
関連会社に対する債権	(a)	864	864
直接持株会社に対する債務	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) 関連会社からの未収金は、クレディ・スイス (シンガポール) リミテッドに代わって会社が支払った費用である。この未収金は、無担保かつ無利息で返済条件は確定していない。

(b) 直接持株会社に対する未払金は、会社に代わってクレディ・スイス (香港) リミテッドが支払った費用である。この未払金は、無担保かつ無利息で要求に応じて返済可能である。

関連当事者との取引

2024年12月31日を末日とする年度中に、財務諸表内の他の箇所に開示したものを除き、会社は以下の重要な取引を関連先と行った。

	注記	2024年 米ドル	2023年 米ドル
会社の重要な経営幹部の報酬	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) 会社の関連当事者に該当する重要な経営幹部である取締役の報酬の詳細

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理

会社の投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。会社がエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のもは、市場リスク、信用リスク、カウンターパーティ・リスク、および流動性リスクである。市場リスクは、外国通貨リスクおよび金利リスクを含む。取締役はこれらのリスクの管理を監督する。

事業年度末の時点で保有する金融商品の特徴と残高、および会社が採用しているリスク管理関連ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、観察可能な金利リスク、信用スプレッド、為替レートなどを含む市場価格と金利の動きに関連した不確実性、ならびにボラティリティや相関関係のような間接的にのみ観察可能でありうるその他に関連した不確実性から生じる損失リスクである。市場リスクには、経済環境、消費特性、投資家の予想における変化などの要因がある。そしてこれらは投資価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。そのため、市場の動きは会社の財政状態に大きな変動を引き起こす可能性がある。

為替リスク

会社は、主に香港ドル建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクに晒されている。香港ドルは米ドルにペッグされているので、米ドル建ての請求書と費用に関する会社の外国通貨リスクへのエクスポージャーは最小限であるとみなされる。

金利リスク

会社は現金および銀行預金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2024年12月31日および2023年12月31日現在、金利の変動が会社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(b) 信用およびカウンターパーティ・リスク

信用およびカウンターパーティ・リスクは、顧客またはカウンターパーティのデフォルトに起因する損失リスクであって、決済リスクを含むすべての形式のクレジットエクスポージャーから発生する。会社の信用およびカウンターパーティ・リスクは、主に現金および現金等価物ならびにグループ企業に対する債権に起因するものである。会社の経営者は、定期的にすべての金融資産について信用およびカウンターパーティ・リスクをモニタリングしている。報告対象の各報告日において、延滞および減損はないと認識している。会社の金融資産のいずれも担保またはその他の信用補完によって保証されていない。

会社の顧客は会社の関連企業であるため、取締役は、信用およびカウンターパーティ・リスクは最小限であると判断している。

U B S マネジメント（ケイマン）リミテッド
（ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社）

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

10. 財務リスク管理（続き）

(c) 流動性リスク

流動性リスクは、会社が金融債務に関連したコミットメントを履行するために必要な資金を調達することが困難となる可能性についてのリスクである。会社の戦略は、会社の流動資本を随時監視し、必要に応じてパートナーから資金を調達を行うことにより、流動性リスクへのエクスポージャーを最小限に抑えることである。

以下の表は、契約上の割引前支払額に基づく会社の金融負債の満期構成を要約したものである。割引による影響は小さいため、1年以内に返済しなければならない負債の残高は簿価に等しい。また表は、会社の契約上のコミットメントと流動性の全体像を提供するため、会社の金融資産（適切な場合には割引前のベースで）の満期構成も分析している。

金融負債

満期のグループ分けは、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間に基づいている。カウンターパーティが支払期日についての選択権を持つ場合は、負債は会社が支払を求められる場合がある最も早い期日に割り当てられる。

金融資産

満期のグループ分けの分析は、事業年度末から契約上の満期日までの残存期間、または、金融資産が現金化される予定期日、のいずれか早い方という考え方に基づいている。

	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2024年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	要求払い 米ドル	3 カ月未満 米ドル	3 カ月から 12カ月 米ドル	満期なし 米ドル	合計 米ドル
2023年12月31日					
金融負債					
直接持株会社に対する債務	16,752	-	-	-	16,752
未払取締役報酬	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結のストラクチャード・エンティティ

会社は、会社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または会社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは会社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、会社がスポンサーであり、年間固定管理費用としてそれぞれ5,000米ドル(2023年:5,000米ドル)を受け取っているが、2024年12月31日現在会社は持分を保有していない。

豪州高配当株・ツイン ファンド(適格機関投資家限定)
米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)*
米国プリファードREITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
日本エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
NB/MYAM米国リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)*
ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)*
ブラジル株式 ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・リアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REITアンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド
(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
新生ワールドラップ・ステーブル・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上CATボンド・ファンド*
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション
PIMCO 短期インカム戦略ファンド
ピムコ ショート・ターム ストラテジー
ダイワJ-REIT・カバード・コール・ファンド(適格機関投資家限定)
外貨建てマン AHLスマート・レバレッジ戦略ファンド
SBI-ピクテ アジア・ハイテク・ベンチャー・ファンド

U B S マネジメント (ケイマン) リミテッド
(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表に対する注記

2024年12月31日

11. 非連結ストラクチャード・エンティティ (続き)

豪ドル建て短期債券ファンド
インサイト・アルファ
U S ダイナミック・グロース
プレミアム・キャリア戦略ファンド
B S M D グローバル・アドバンテージ
ダイワ・W i L 3 号 ベンチャーキャピタル・ファンド
ジャパン・エクイティ・プレミアム戦略ファンド
グローバル・セレクト・キャリア戦略ファンド
* 当該ファンドは2024年に終了。

会社は、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

会社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

12. 財務諸表の承認

当財務諸表は、2025年5月21日に開催された会社の取締役会において、その公表が認可され承認された。

[次へ](#)

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)
STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME
For the year ended 31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
REVENUE			
Management fee income	4	170,000	185,000
Other incomes	4	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>
		<u>232,322</u>	<u>245,009</u>
EXPENSES			
Audit fee		4,340	6,390
Directors' fee	9(c)	107,053	108,643
Other expenses		<u>5,015</u>	<u>48</u>
TOTAL EXPENSES		<u>116,408</u>	<u>115,081</u>
PROFIT BEFORE TAX		115,914	129,928
Tax expense	5	<u>-</u>	<u>-</u>
PROFIT FOR THE YEAR AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>115,914</u>	<u>129,928</u>


The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2024

	Notes	2024 USD	2023 USD
ASSETS			
Management fee receivable	7	170,000	185,000
Amount due from a fellow subsidiary	9(a)	864	864
Cash and cash equivalents	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
Total assets		<u>2,126,855</u>	<u>2,434,883</u>
LIABILITIES			
Amount due to an immediate holding company	9(b)	23,303	16,752
Directors' fee payable		-	428,396
Accruals		<u>4,339</u>	<u>6,436</u>
Total liabilities		<u>27,642</u>	<u>451,584</u>
NET ASSETS		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>
EQUITY			
Share capital	8	735,000	735,000
Retained profits		<u>1,364,213</u>	<u>1,248,299</u>
Total equity		<u>2,099,213</u>	<u>1,983,299</u>



Nicolas Henri Jean Papavoine
Director

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

For the year ended 31 December 2024

	Share capital USD	Retained profits USD	Total USD
At 1 January 2023	735,000	1,118,371	1,853,371
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>129,928</u>	<u>129,928</u>
At 31 December 2023 and 1 January 2024	735,000	1,248,299	1,983,299
Profit for the year and total comprehensive income for the year	<u>-</u>	<u>115,914</u>	<u>115,914</u>
At 31 December 2024	<u>735,000</u>	<u>1,364,213</u>	<u>2,099,213</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

STATEMENT OF CASH FLOWS

For the year ended 31 December 2024

	Note	2024 USD	2023 USD
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Profit before tax		115,914	129,928
Adjustments for:			
Interest income		<u>(62,436)</u>	<u>(60,034)</u>
		53,478	69,894
Decrease in management fee receivable		15,000	20,000
Increase/(decrease) in amount due to an immediate holding company		6,551	(313,301)
(Decrease)/ increase in directors' fee payable		(428,396)	428,396
Decrease in accruals		<u>(2,097)</u>	<u>(37)</u>
Cash (used in)/generated from operating activities		(355,464)	204,952
Interest income received		<u>62,436</u>	<u>60,034</u>
Net cash flows (used in)/generated from operating activities		<u>(293,028)</u>	<u>264,986</u>
NET (DECREASE)/ INCREASE IN CASH AND CASH EQUIVALENTS		(293,028)	264,986
Cash and cash equivalents at the beginning of year		<u>2,249,019</u>	<u>1,984,033</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	6	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

The accompanying note form an integral part of these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

1. CORPORATE INFORMATION

UBS Management (Cayman) Limited (the "Company") was incorporated in the Cayman Islands on 4 January 2000 as an exempted company with limited liability under the Companies Act, Cap.22 of the Cayman Islands. The Company's registered office is Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

The Company's principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

On 12 June 2023, UBS Group AG acquired Credit Suisse Group AG, succeeding by operation of Swiss law to all assets and liabilities of Credit Suisse Group AG, and became the direct or indirect shareholder of all of the former direct and indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG (the "Transaction"). The Company was one of the indirect subsidiaries of Credit Suisse Group AG included in this Transaction.

Upon the completion of the Transaction, each outstanding, registered Credit Suisse share converted to the right to receive, subject to the payment of certain fees to the Credit Suisse depository in the case of Credit Suisse American depository shares, the merger consideration consisting of 1/22.48 UBS Group AG shares. In aggregate, Credit Suisse shareholders received 5.1% of the outstanding UBS Group AG shares on the acquisition date, with a purchase price of USD3.7 billion.

In December 2023, the Board of Directors of UBS Group AG approved the merger of UBS AG and Credit Suisse AG, and both entities entered into a definitive merger agreement. The merger is completed on 31 May 2024.

On 1 March 2024, the Board of Directors has approved to change the name from Credit Suisse Management (Cayman) Limited to UBS Management (Cayman) Limited.

The ultimate holding company is UBS Group AG, a company incorporated in Switzerland. The directors regarded Credit Suisse (Hong Kong) Limited as the immediate holding company and UBS AG as the intermediate holding company.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements of the Company have been prepared in accordance with IFRS Accounting Standards issued by International Accounting Standards Board ("IASB"). These financial statements have been prepared on a historical cost basis, except for financial assets and liabilities held at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value.

The preparation of financial statements in conformity with IFRS Accounting Standards requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.1 BASIS OF PREPARATION (continued)

These financial statements are presented in United States Dollars ("USD") and all values are rounded to the nearest USD, except where otherwise indicated.

The statement of financial position presents assets and liabilities in order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Certain prior period comparative figures are reclassified to conform with current year presentation.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The accounting principles adopted in the current period are consistent with those of the prior year. There are no other standards, interpretations or amendments to existing standards that are effective for the current financial period that have a material impact on the Company.

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS

The Company has not early applied any of the new and revised IFRS Accounting Standards that have been issued but are not yet effective for the accounting year ended 31 December 2024 in these financial statements. Among the new and revised IFRS Accounting Standards, the following is expected to be relevant to the Company's financial statements upon becoming effective:

IFRS 18 *Presentation and Disclosure in Financial Statements*

In April 2024, the IASB issued IFRS 18, which replaces IAS 1 *Presentation of Financial Statements*. IFRS 18 introduces new requirements for presentation within the statement of profit or loss, including specified totals and subtotals. Furthermore, entities are required to classify all income and expenses within the statement of profit or loss into one of five categories: operating, investing, financing, income taxes and discontinued operations, whereof the first three are new.

It also requires disclosure of newly defined management-defined performance measures, subtotals of income and expenses, and includes new requirements for aggregation and disaggregation of financial information based on the identified 'roles' of the primary financial statements (PFS) and the notes.

In addition, narrow-scope amendments have been made to IAS 7 *Statement of Cash Flows*, which include changing the starting point for determining cash flows from operations under the indirect method, from 'profit or loss' to 'operating profit or loss' and removing the optionality around classification of cash flows from dividends and interest. In addition, there are consequential amendments to several other standards. IFRS 18, and the amendments to the other standards, is effective for reporting periods beginning on or after 1 January 2027, but earlier application is permitted and must be disclosed. IFRS 18 will apply retrospectively.

The Company is currently working to identify all impacts the amendments will have on the primary financial statements and notes to the financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE IFRS ACCOUNTING STANDARDS (continued)

Lack of exchangeability – Amendments to IAS 21

In August 2023, the IASB issued amendments to IAS 21 *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates* to specify how an entity should assess whether a currency is exchangeable and how it should determine a spot exchange rate when exchangeability is lacking. The amendments also require disclosure of information that enables users of its financial statements to understand how the currency not being exchangeable into the other currency affects, or is expected to affect, the entity's financial performance, financial position and cash flows.

The amendments will be effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2025. Early adoption is permitted, but will need to be disclosed. When applying the amendments, an entity cannot restate comparative information.

The amendments are not expected to have a material impact on the Company's financial statements.

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- a) The party is a person or a close member of that person's family and that person.
- i) has control or joint control over the Company;
 - ii) has significant influence over the Company; or
 - iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;

or

- b) The party is an entity where any of the following condition applies:
- i) the entity and the Company are members of the same group;
 - ii) one entity is an associate or joint ventures of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - iv) one entity is a joint venture of a third entity and other entity is an associate of the third entity;
 - v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents in the statement of financial position comprise cash on hand and at banks, and short-term highly liquid deposits with a maturity of generally within three months that are readily convertible into known amounts of cash, subject to an insignificant risk of changes in value and held for the purpose of meeting short-term cash commitments.

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, and short-term deposits, as defined above, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

Financial instruments

(i) Classification

In accordance with IFRS 9, the Company classifies its financial assets and financial liabilities at initial recognition into the categories of financial assets and financial liabilities discussed below.

In applying that classification, a financial asset or financial liability is considered to be held for trading if:

- (a) It is acquired or incurred principally for the purpose of selling or repurchasing it in the near term; or
- (b) On initial recognition, it is part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which, there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit-taking; or
- (c) It is a derivative (except for a derivative that is a financial guarantee contract or a designated and effective hedging instrument)

Financial assets

The Company classifies its financial assets as subsequently measured at amortised cost or measured at FVPL on the basis of both:

- The entity's business model for managing the financial assets
- The contractual cash flow characteristics of the financial asset

Financial assets measured at amortised cost

A debt instrument is measured at amortised cost if it is held within a business model whose objective is to hold financial assets in order to collect contractual cash flows and its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. The Company includes in this category short-term non-financing receivables.

Financial assets measured at fair value through profit or loss ("FVPL")

A financial asset is measured at FVPL if:

- (a) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are SPPI on the principal amount outstanding; or
- (b) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell; or
- (c) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Financial instruments (continued)

(i) **Classification** (continued)

Financial liabilities

Financial liabilities measured at FVPL

A financial liability is measured at FVPL if it meets the definition of held for trading or is designated as measured at FVPL upon initial recognition.

Financial liabilities measured at amortised cost

This category includes all financial liabilities, other than those measured at FVPL. The Company includes in this category amounts relating to short-term payables.

(ii) **Recognition**

The Company recognises a financial asset or a financial liability when, and only when, it becomes a party to the contractual provisions of the instrument.

Purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the time frame generally established by regulation or convention in the marketplace (regular way trades) are recognised on the trade date, i.e., the date that the Company commits to purchase or sell the asset.

(iii) **Initial measurement**

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are recorded in the statement of financial position at fair value. All transaction costs for such instruments are recognised directly in profit or loss and other comprehensive income.

Financial assets and financial liabilities (other than those classified as at fair value through profit or loss) are measured initially at their fair value plus any directly attributable incremental costs of acquisition or issue.

(iv) **Subsequent measurement**

After initial measurement, the Company measures financial instruments which are classified as at fair value through profit or loss at fair value. Subsequent changes in the fair value of those financial instruments are recorded in net gains or losses on financial assets and liabilities at fair value through profit or loss in profit or loss and other comprehensive income. Interest and dividends earned or paid on these instruments are recorded separately in interest income or expense and dividend income or expense in profit or loss and other comprehensive income.

Debt instruments, other than those classified as at fair value through profit or loss, are measured at amortised cost using the effective interest method less any allowance for impairment. Gains and losses are recognised in profit or loss when the debt instruments cost are derecognised or impaired, as well as through the amortisation process.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

(iv) Subsequent measurement (continued)

The effective interest method ("EIR") is a method of calculating the amortised cost of a financial asset or a financial liability and of allocating the interest income or interest expense over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash payments or receipts through the expected life of the financial instrument or, when appropriate, a shorter year to the net carrying amount of the financial asset or financial liability. When calculating the effective interest rate, the Company estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instruments, but does not consider expected credit losses ("ECL"). The calculation includes all fees paid or received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

(v) Derecognition

A financial asset (or, where applicable a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is derecognised where:

- The rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- The Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass through" arrangement and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a "pass-through" arrangement, and has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the asset is recognised to the extent of the Company's continuing involvement in the asset. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

The Company derecognises a financial liability when the obligation under the liability is discharged, cancelled or expired.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company holds only short-term receivables with no financing component and which have maturities of less than 12 months at amortised cost and, as such, has chosen to apply an approach similar to the simplified approach for expected credit losses ("ECL") under IFRS 9 to all its receivables. Therefore, the Company does not track changes in credit risk, but instead, recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date.

The Company's approach to ECLs reflects a probability-weighted outcome, the time value of money and reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort at the reporting date about past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.

The Company uses the provision matrix as a practical expedient to measuring ECLs on receivables, based on days past due for groupings of receivables with similar loss patterns. Receivables are grouped based on their nature. The provision matrix is based on historical observed loss rates over the expected life of the receivables and is adjusted for forward-looking estimates.

Fair value measurement

The Company measures its investment in financial instruments at fair value at each reporting date.

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible to the Company.

The fair value for financial instruments traded in active markets at the reporting date is based on their market quoted price within the bid/ask price or broker quotations which could be indicative prices, without any deduction for transaction costs. Securities defined in these accounts as 'listed' are traded in an active market.

For all other financial instruments not traded in an active market, the fair value is determined by using valuation techniques deemed to be appropriate in the circumstances. Valuation techniques include the market approach (i.e., using recent arm's length market transactions adjusted as necessary and reference to the current market value of another instrument that is substantially the same) and the income approach (i.e., discounted cash flow analysis and option pricing models making as much use of available and supportable market data as possible).

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Fair value measurement (continued)

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows:

Level 1 - Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities.

Level 2 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is directly or indirectly observable

Level 3 - Valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by re-assessing the categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the beginning of each reporting period.

Provisions

A provision is recognised when a present obligation (legal or constructive) has arisen as a result of a past event and it is probable that a future outflow of resources will be required to settle the obligation, provided that a reliable estimate can be made of the amount of the obligation.

When the effect of discounting is material, the amount recognised for a provision is the present value at the end of the reporting period of the future expenditures expected to be required to settle the obligation. The increase in the discounted present value amount arising from the passage of time is included in the statement of profit or loss.

Revenue recognition*Revenue from contracts with clients*

Revenue from contracts with customers is recognised when the control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services.

(a) Management fee

Management fee income is recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Other income*Interest income*

Interest income is recognised on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that exactly discounts the estimated future cash receipts over the expected life of the financial instrument or a shorter period, when appropriate, to the net carrying amount of the financial asset.

Functional currency

These financial statements are presented in United States dollar, which is the Company's functional and presentation currency.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

3. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (continued)

Foreign currencies transactions

Transactions denominated in foreign currency are translated into the functional currency of the reporting unit at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the end of the reporting period, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated to the functional currency using the closing exchange rate. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency shall be translated using the exchange rates at the date of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising on translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

Expenses

All expenses are recognised in the statement of profit or loss on an accrual basis.

4. REVENUE AND OTHER INCOMES

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts. Total revenue and other income recognised during the year are as follows:

	2024 USD	2023 USD
Revenue:		
Management fee income	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>
Other incomes include the following:		
Bank interest income	62,436	60,034
Foreign exchange differences, net	<u>(114)</u>	<u>(25)</u>
	<u>62,322</u>	<u>60,009</u>

The performance obligation for management fee income is satisfied over time as services are rendered.

5. TAXATION

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes for a period of 20 years from 10 October 2019. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

6. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2024 USD	2023 USD
Cash at bank	<u>1,955,991</u>	<u>2,249,019</u>

Cash at bank earns interest at floating rates based on daily bank deposit rates. The carrying amount of the cash at bank approximate to their fair values.

7. MANAGEMENT FEE RECEIVABLES

	2024 USD	2023 USD
Management fee receivables	<u>170,000</u>	<u>185,000</u>

None of the above assets is either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default.

8. SHARE CAPITAL

	2024 USD	2023 USD
Issued and fully paid: 735,000 (2023: 735,000) ordinary shares of USD1 (2023: USD1) each	<u>735,000</u>	<u>735,000</u>

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns to shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

9. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Outstanding balances with related parties

The Company has the following outstanding balances due from/(to) related companies as at the end of reporting period:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Amount due from a fellow subsidiary	(a)	864	864
Amount due to an immediate holding company	(b)	<u>(23,303)</u>	<u>(16,752)</u>

(a) The amount due from a fellow subsidiary represents expenses paid by the Company on behalf of Credit Suisse (Singapore) Limited. It is unsecured, interest-free and has no fixed terms of repayment.

(b) The amount due to an immediate holding company represents expenses paid by Credit Suisse (Hong Kong) Limited on behalf of the Company. It is unsecured, interest-free and repayable on demand.

Transactions with related parties

Except as disclosed elsewhere in the financial statements, during the year ended 31 December 2024, the Company had the following material transactions with related parties:

	Notes	2024 USD	2023 USD
Compensation of key management personnel of the Company	(c)	<u>107,053</u>	<u>108,643</u>

(c) The details of the remuneration of the directors, being the key management personnel defined as a related party of the Company

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

The Company's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risk to which the Company is exposed are market risk, credit and counterparty risk and liquidity risk. Market risk includes foreign currency risk and interest rate risk. The directors oversee the management of these risks.

The nature and extent of the financial instruments outstanding at the end of reporting period and the risk management policies employed by the Company are discussed below.

(a) Market risk

Market risk is the risk of loss arising from uncertainty concerning movements in market prices and rates, including observable variables such as interest rates, credit spreads, exchange rates, and others that may be only indirectly observable such as volatilities and correlations. Market risk includes such factors as changes in economic environment, consumption pattern and investors' expectation etc. which may have significant impact on the value of the investments. Market movement may therefore result in substantial fluctuation in the financial position of the Company.

Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars. Since the Hong Kong Dollars is pegged to the USD, the Company's exposure to foreign currency risk in respect of the invoices and expenses denominated in USD is considered to be minimal.

Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash at bank. At 31 December 2024 and 2023, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(b) Credit and counterparty risk

Credit and counterparty risk is the risk of loss resulting from client or counterparty default and arises on credit exposure in all forms, including settlement risk. The Company's credit and counterparty risk is primarily attributable to cash and cash equivalents and amounts due from related companies. The Company's management regularly monitors the credit and counterparty risk of all the financial assets. It is considered that they are not past due or impaired for each of the reporting dates under review. None of the Company's financial assets are secured by collateral or other credit enhancements.

The directors considered the credit and counterparty risk as minimal since the Company's clients are the Company's related companies.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

10. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

(c) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Company will encounter difficulty in raising funds to meet commitments associated with financial liabilities. The Company's strategy is to minimise its exposure to liquidity risk by monitoring the Company's liquid capital from time to time and by obtaining funds from partners where necessary.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted payments. Balances due within one year equal their carrying amounts, as the impact of discounting is insignificant. The table also analyses the maturity profile of the Company's financial assets (undiscounted where appropriate) in order to provide a complete view of the Company's contractual commitments and liquidity.

Financial liabilities

The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

Financial assets

The analysis into maturity groupings is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date or, if earlier, the expected date on which the assets will be realised.

	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2024					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	22,303	-	-	-	22,303
	<u>22,303</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>22,303</u>
	On demand USD	Less than 3 months USD	3 to 12 months USD	No maturity USD	Total USD
31 December 2023					
<i>Financial liabilities</i>					
Amounts due to the immediate holding company	16,752	-	-	-	16,752
Directors' fee payable	428,396	-	-	-	428,396
	<u>445,148</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>445,148</u>

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD5,000 (2023: USD5,000) each is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2024.

Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)*
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund*
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection
PIMCO Short Term Income Strategy Fund
PIMCO Short Term Strategy
Daiwa J-REIT Covered Call Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Foreign Currency Denominated Man AHL Smart Leverage Strategy Fund
SBI PICTET Asia Hi-Tech Venture Fund
AUD Short Term Bond Fund
Insight Alpha
US Dynamic Growth
Premium Carry Strategy Fund
BSMD Global Advantage
Daiwa Wil Ventures III, L.P. Fund
Japan Equity Premium Strategy Fund
Global Select Carry Strategy Fund

* The funds were terminated during 2024.

UBS MANAGEMENT (CAYMAN) LIMITED
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2024

11. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES (continued)

The Company has not provided financial or other support to unconsolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that is not contractually required to provide.

12. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 21 May 2025.

(2) 【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「(1) 貸借対照表」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman)Limited) (「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、100米ドル(1万5,663円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービシーズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービシーズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSC」といいます。)の完全子会社です。ICSCは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(Brown Brothers Harriman & Co.) (「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

2024年12月末日現在の額は、10億6,000万米ドル(約1,660億2,780万円)です。

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーは、米国、欧州、アジア、中南米等に所在する様々な機関投資家(投資ファンドを含みます。)向けのサービス保管、多通貨会計および現金管理の各種機能を提供するフルサービス型金融機関です。保管会社は、1940年米国投資顧問業法(改正法)が規定する規則206(4)-2(d)(6)の意味における「資格を有する保管会社」です。

(3) UBS証券株式会社(「代行協会員」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、449億865万円です。

(ロ) 事業の内容

代行協会員は日本の証券会社であり、ユービーエス・エイ・ジーの完全子会社です。

代行協会員は、金融商品取引法に基づく登録を受けた金融商品取引業者です。管理会社は、日本法、特にJSDAが採用する外国証券の取引に関する規則を遵守するため、代行協会員を任命しています。代行協会員は、代行協会員契約に基づき、受託証券に関する日本語の目論見書の日本における販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および/またはJSDAの規則により要請される日本におけるファンドの財務書類の備置について責任を負います。

(4) S M B C日興証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年10月30日現在、資本金の額は、1,350億円です。

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、S M B C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

(5) 株式会社S M B C 信託銀行(「日本における販売会社」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、875億5,000万円です。

(ロ) 事業の内容

株式会社S M B C 信託銀行は、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務および併營業務を営んでいます。

(6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch)(「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、3億8,600万米ドル(約604億5,918万円)

(ロ) 事業の内容

ユービーエス・エイ・ジーは1978年2月28日にエスピーシー・エイ・ジーという名称により存続期間を無期限として設立され、同日にカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されました。1997年12月8日、同社は商号をユービーエス・エイ・ジーに変更しました。同社は、1998年6月29日にスイス・ユニオン銀行(1862年設立)とスイス銀行コーポレイション(1872年設立)が合併して現在の形となりました。ユービーエス・エイ・ジーは、カントン・チューリッヒおよびカントン・バーゼル市の商業登記簿に登録されています。登記番号は、CHE-101.329.561です。

ユービーエス・エイ・ジーは、スイスで設立され、スイスに本拠地を置き、スイス法に基づき株式会社(Aktiengesellschaft)として事業を行っています。また、関連するスイス法令上のコーポレート・ガバナンス要件をすべて遵守しています。ユービーエス・エイ・ジーは、ニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」といいます。)に上場している債券を有する外国民間発行体として、外国民間発行体に適用されるNYSEのコーポレート・ガバナンス基準も遵守しています。

ユービーエス・エイ・ジーは、UBSグループの持株会社であるUBSグループ・エイ・ジーが100%所有しています。ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、グループとして事業を行っています。ユービーエス・エイ・ジーの目的は銀行の運営です。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において、支店および駐在員事務所ならびに銀行、金融会社およびその他のあらゆる種類の企業を設立し、これらの企業の持分を保有し、その管理を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、スイス国内外において不動産および建物に関する権利の取得、抵当権設定および売却を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、資本市場で資金の借入れおよび投資を行うことができます。ユービーエス・エイ・ジーは、グループ親会社であるUBSグループ・エイ・ジーが支配する企業グループに属しています。同社は、グループ親会社または他のグループ会社の利益を促進する場合があります。また、グループ会社のために貸付、保証その他の種類の融資や担保を提供する場合があります。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、1998年に設立され、ユービーエス・エイ・ジーの支店です。設立番号BR004507でイングランドおよびウェールズにおいて登録されており、その登記上の事務所は、EC2M、2QS、英国、ロンドン、ブロードゲート5です。ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイス金融市場監督機関による認可および規制を受けています。また、英国ブルーデンス規制機構の認可を受けており、英国金融行為監督機構による規制およびブルーデンス規制機構による一定の規制を受けています。

(7) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)

(イ) 資本金の額

2025年11月末日現在の額は、20億円です。

(ロ) 事業の内容

三井住友アセットマネジメント株式会社は、2019年4月1日、国内外の市場における資産運用能力を強化するため、大和住銀投信投資顧問株式会社と合併しました。合併会社である三井住友DSアセットマネジメント株式会社は、256人(2025年10月1日時点)の投資のプロフェッショナルを活用し、機関投資家と個人投資家の双方に対し、アクティブ運用型の高品質のプロダクトを提供します。2025年9月末時点の運用資産は、それぞれ投資顧問残高が10.5兆円、投資信託残高が15.4兆円です。

投資運用会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの子会社です。

2【関係業務の概要】

- (1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman)Limited)
信託証書に基づき、受託業務を提供します。
- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(Brown Brothers Harriman & Co.)
登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務および資産の保管業務を提供します。
- (3) UBS証券株式会社
日本における代行協会員業務を行います。
- (4) S M B C 日興証券株式会社
ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。
- (5) 株式会社S M B C 信託銀行
ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻業務を行います。
- (6) ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(UBS AG, London Branch)
報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。
- (7) 三井住友DSアセットマネジメント株式会社
投資運用契約に基づき、資産運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

3【資本関係】

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(管理会社)、UBS証券株式会社(代行協会員)およびユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店(報酬代行会社)は、いずれもUBSグループ・エイ・ジーを最終親会社とするグループ会社です。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)(以下「銀行および信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、ケイマン諸島の会社管理法(改正済)またはケイマン諸島の地域会社(管理法(改正済))の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するケイマン諸島のプライベート・ファンド法(改正済)(以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。)
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合(または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合)を除き、本投資信託制度の概要の残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2022年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、12,995(3,224のマスター・ファンドを含む。)であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託(2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド(以下に定義する。)の両方を含むが、これらに限られない。)が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しておりケイマン諸島の金融庁法(改正済)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるCIMAが、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者

の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

(a) 投資持分の所有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合

(b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合

ただし、以下を除く。

(a) 銀行および信託会社法またはケイマン諸島の保険法(改正済)に基づく免許を受けた者

(b) ケイマン諸島の住宅金融組合法(改正済)またはケイマン諸島の共済会法(改正済)に基づき登録された者、または

(c) 非ファンド・アレンジメント(アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。)

2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド(以下「規制フィーダー・ファンド」という。)のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して(直接的または仲介会社を通じて間接的に)受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。

2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正したケイマン諸島の(改正)ミューチュアル・ファンド法(改正済)(以下「改正法」という。)が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド(以下「限定投資家ファンド」という。)をCIMAに登録するよう定める。

2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役(または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員)に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請

手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4(3)条ミューチュアル・ファンド)

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が(CIMAが100,000米ドルと同等とみなす)80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務(CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。)に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者(運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。)を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額(80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額)の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの募集書類(当該書類はCIMAに提出しなければならない。)に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類(限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料(届出がされている場合))を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、ケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止規則(改正済)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式(および該当する条件)によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。
- 4.4 当初2006年12月27日に効力を生じたケイマン諸島の投資信託(年次申告書)規則(改正済)に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること(免除会社またはユニット・トラストであるかによる。)を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託(該当する場合)にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託(CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。)に関し管理者として行なうことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、ケイマン諸島の実質的所有者透明性法(改正済)(以下「BOTA」という。)において「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下の通りである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、ケイマン諸島の会社法(改正済)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類(特に定款)は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社があったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下の通り要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。

- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定をケイマン諸島の財務長官から取得することができる。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(改正済)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が最長で50年間課税に服しないと約定を取ることができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロース・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(改正済)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域(特にデラウェア州)のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島

または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。

- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行う法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島のケイマン諸島パートナーシップ法(改正済)により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、ケイマン諸島の税務情報庁法(改正済)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、(免除会社と同様に)別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社において

は、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。

(c) 有限責任会社は、複数の種類の取引(ジェネラル・パートナー・ビークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬/プラン・ビークルなどを含む。)において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド(代替投資ビークルを含む。)がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。

(d) 特に、オンショア オフショアのファンド構造において、オンショア・ビークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらす、かかる構造の異なるビークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。ケイマン諸島の契約(第三者の権利)法(改正済)により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。

(e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

6.5 免除会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、B O T Aに基づく義務を遵守しなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(C I M A)による規制と監督

7.1 C I M Aは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつC I M Aが特定する時までC I M Aにそれを提出するように指示できる。

7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合、C I M Aは、その者に対して、C I M Aが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をC I M Aに対して提供するように指示できる。

7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをC I M Aに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がC I M Aにある場合は、C I M Aは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 C I M Aは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

(a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合

(b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合

(c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合

- (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)条(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること

- (b) 投資信託が会社 (有限責任会社を含む。) の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条(管理投資信託)、第4(3)条(登録投資信託)または第4(4)(a)(限定投資家ファンド)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) BOT Aに定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、BOT Aに違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M A から求められたときは、C I M A の特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M A に対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M A が特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M A に対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M A に対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M A が特定する情報、報告書、推奨をC I M A に対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M A が判断する場合、C I M A は、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M A は以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M A が特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社(有限責任会社を含む。)の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M A は、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M A が第8.16項の措置をとった場合、C I M A は、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M A のその他の権限に影響を与えることなく、C I M A は、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M A は、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、C I M A が第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりC I M A によっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がC I M A 以外の者によりなされた場合、C I M A は、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はC I M A にも送付される。
- 9.3 C I M A により当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法またはBOTAの下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法またはBOTAのもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、以下の場合はこの限りでない。
- (a) 例えばケイマン諸島の秘密情報公開法 (改正済)、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律 (改正済) (以下「犯罪収益に関する法律」という。) またはケイマン諸島の薬物濫用法 (改正済) 等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
 - (b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
 - (c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項 (場合に応じて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。) に関係する場合
 - (d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合
 - (e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合
 - (f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく (当該開示が許される場合を除く)、要約または統計的なものである場合
 - (g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合
 - (h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

- (i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 ケイマン諸島の契約法(改正済)

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身(または受託会社)とのものであるため、ファンド(または受託会社)は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 ケイマン諸島の刑法 (改正済) 第257条

会社の役員 (もしくはかかる者として行為しようとする者) が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 ケイマン諸島の刑法 (改正済) 第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

(b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。

(c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算 (解散) は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの (すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者 (すなわち、株主) または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。C I M A も、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する (参照: 第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。C I M A は、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。C I M A は、パートナーシップを解散させるべしとの命令 (参照: 第7.17(d)項) を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる (第6.1(i)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照)。

14. ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)

- 14.1 ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託(日本)規則(改正済)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社(有限責任会社を含む。)またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である。)をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域(以下「同等の法律が存在する法域」という。)で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(改正済)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社また

- はジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。

- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社 (投資会社を除く。) の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引 (当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。) を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート6は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート8は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
- () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)
- () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
- () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
- () 監査人の氏名および住所
- () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
- () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)
- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書(交付目論見書)の投資リスクにおいて、「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書(交付目論見書)に以下の事項を記載する場合があります。
 - 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - 届出の効力の発生の有無については、代行協会のホームページにて確認できる旨
- (4) 投資信託説明書(交付目論見書)および投資信託説明書(請求目論見書)の表紙等に以下の事項を記載することがあります。
 - ファンドの受益証券の価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けるが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属する旨。
- (5) 投資信託説明書(交付目論見書)は、電子媒体等として使用され、またインターネット等に掲載されることがあります。
- (6) ファンド証券の券面は、原則発行されません。
- (7) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがあります。

独立監査人の報告書

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様
(ケイマン諸島に設立された有限責任免税会社)

意見

当監査法人は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「会社」という)の2024年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要性のある会計方針の情報を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、付属の財務諸表は、全ての重要な点において2024年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日をもって終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際会計基準審議会(以下、「IASB」という)が公表するIFRS会計基準に準拠した適正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」という)に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、香港公認会計士協会が発行する職業会計士のための倫理規程(以下、「規程」という)に従い、当社から独立しており、また、当監査法人は、規程に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、IFRS会計基準に準拠した財務諸表の作成と公正な表示、および、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能にするために取締役が必要と判断した内部統制に対して責任を負っている。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業的前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかどうかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。当監査法人の報告書は全体的に会社の株主への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを見出すことを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性がある。合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

独立監査人の報告書(続き)**UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド単独株主様**

(ケイマン諸島で設立された有限責任免税会社)

財務諸表の監査に対する監査人の責任(続き)

ISAに準拠した監査の一部として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- ・ 不正行為または誤謬によるものにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。
- ・ 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制に関する理解を得るが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りの妥当性ならびに取締役による全財務諸表の表示を評価する。
- ・ 取締役による継続企業の会計基準の使用の適切性について、および、入手した監査の裏付けとなる証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- ・ 開示事項および財務諸表が公正な表示方法で基礎となる取引および事象を表示しているかどうかなどを含め、財務諸表の全体的な表示、構造および内容を評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

アーンスト・アンド・ヤング

公認会計士

香港

2025年5月21日

[次へ](#)

Independent auditor 's report

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited
(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of UBS Management (Cayman) Limited (the "Company"), which comprise the statement of financial position as at 31 December 2024, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including material accounting policy information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at 31 December 2024 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by International Accounting Standards Board ("IASB").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with the Code of Ethics for Professional Accountants (the "Code") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.

Independent auditor's report (continued)

To the sole member of UBS Management (Cayman) Limited

(An exempted company incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

21 May 2025

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。